

## 「価値を高め発信するまち」に関する主要意見等と対応方針案

| 該当箇所   |   |  | 主要意見等の内容  | 対応方針案<br>(○：会議中の発言、●：持ち帰り対応)  |
|--|---|--|---|---|
| 全般   | 計画全体  | —  | 施策間の連携が重要であり、これを見えるよう表現できないか。教育や福祉など、社会問題に関する中間領域は多い。行政機構が分かれるからこそ、総合計画では取って替えて書くことが、やる気のある職員の動きやすさにつながると思う。                        | ○柱と柱の間を埋める表現については、各取組はどこかの施策に振り分けざるを得ない部分もあるが、関連性の高い施策間では、それぞれのつながりを意識した表現を加えるなどの工夫をしていきたい。   |
|  |   | —  | 「主な関係課」とは、どういう基準で表示しているものか。   | ○施策シートを実際に書いた課であり、教育委員会は入っていないのが現状である。ご意見を踏まえて、持続可能な開発のための教育（ESD）についてどう扱うかなど、検討したい。   |
|  |   | —  | 総合計画は最終的には冊子になると思うが、最近では、動画で見せるという手法もある。  | ●総合計画の普及にあたっては、冊子の作成や配布に加えて、その内容を効果的に周知できる手法を幅広く検討したい。  |
|  | 柱1  | —  | 「価値を高め発信するまち」の柱のもとでの施策の最終目標は、池田の人口増加なのか。  | ○池田市のいい話にも悪い話にも関わってくれる人を増やしたい。  |
| 柱1   | (1)『環境共創』のまちづくり   | めざす姿   | 市民・事業者・行政が共に環境について学び…<br>→市民・事業者・行政が環境について共に学び…<br>という表現の方がわかりやすいのではないかと（細かいことだが）。  | ●「市民・事業者・行政が環境について共に学び…」に修正する。  |
|  |   | 環境学習の推進  | 環境学習は、SDGsや社会課題についての学習になってきている。全施策に通じる横断的なものとしてもよい。   | ●教育分野の議論として、健康福祉・教育部会での審議となるよう、同部会における対応方針案に以下のとおり回答を記載した。<br>「柱と柱の間を埋める表現については、各取組をどこかの施策に振り分けざるを得ない部分もあるが、関連性の高い施策間では、それぞれのつながりを意識した表現を加えるなどの工夫をしていきたい。」  |
|  |   |  | 主な担当課に教育委員会を含めておいて、施策の実施段階での連携ができるようにしておくべき。  | ●「主な関係課」は、計画書へ掲載しないことを想定しているため、各施策の「取組の方針」の中で、組織内の連携とともに、施策間のつながりを意識した記載をすることを検討する。   |
|  |   |  | 池田市環境学習基本方針は、環境部環境にやさしい課と教育委員会学校教育推進課が連名となって作成されており、全国的にもめずらしいものと思う。総合計画でも課を連ねてほしい。   | ●自分ごととして捉えることの重要性は認識している。具体的な文言を入れるかどうかについては、検討する。  |
|  |   | みどりの環境づくり  | 「① 環境学習の推進 ・ 環境学習基本方針に基づき、子どもを中心にあらゆる世代へと波及していく仕組みづくりを行う。」の部分、波及するだけでなく、自分事として（環境や池田を）とらえる仕組みづくりも行ってほしい。                            | ●池田市環境基本計画（第3次）※策定中において、身近なみどりを育むことや、五月山や猪名川の自然環境の保全について切り分けて取り組むよう検討している。また、池田市緑の基本計画では、本市の緑は山の緑、里の緑、市街地の緑により形成され、それぞれを育んでいくことと定められている。  |
|  |   |  | 都市部で緑地面積を増やすというのは難しい。市民アンケートにおいても、五月山や猪名川の自然が重視されている。生物多様性を保つというみどりと、まちなかの憩い・安らぎのみどりを切り分けたほうがいいのでは。                                 | ○気候変動の重要性は認識している。文言を入れるかどうかについては、検討する。  |
|  |   |  | 夏の暑さへの対応など、気候変動に伴う都市型災害への対策についてもふれたらどうか。  | ●池田市環境基本計画（第3次）※策定中において、水辺の保全と活用について取り組みを進めていく方針である。文言を入れるかどうか、検討する。  |
|  |   |  | 水辺環境の保全と活用についても記述が必要では。   | ●「景観や環境の保全の取組」として、市街地からの眺望される五月山山系・山麓の眺望景観の保全のために、市の五月山景観保全条例によって「景観保全区域」を指定しており、条例に基づく制度を運用することで五月山での乱開発に規制している。また、あわせて市民・市民団体などと連携を図りながら、五月山の里山保全活動を協働で進めていく。   |
|  |   |  | 「景観や環境の…」の文章の意図が理解しにくい気がする。   | ●保存樹木・保存樹林の保存については「市街地の貴重な緑」として、条例に基づき、市が指定した保存樹木・保存樹林を適切な維持管理を行うように保存樹木・保存樹林の所有者に対して指導しているものであり、五月山の市民レクリエーションとしての市民との協働による樹木管理とは全く違うもの。   |
|  |   |  | 五月山が市民レクリエーションとしての機能を求められているので通常では樹木管理もそちらに重きを置かれるが、保存樹木・保存樹林についてはレクリエーションとは違う視点から保存を進めていくということか。                                   | ●他の意見等も踏まえて、わかりやすい表現を検討する。  |
|  |   | 可能ならば一文が長すぎるのでもう少し短くわかりやすく記載してほしい。   |   |   |
|  |   | 脱炭素・循環型社会の推進   | 環境省が提唱する地域循環共生圏というローカルSDGsの考え方も踏まえて、どういった地域内循環を目指すのか。また、脱炭素・循環型社会については、交通に係る展望も示すのがよいのでは。   | ●本市の地域性に応じた地域内循環の検討を重ねていく。また、交通部とも連携を図りながら、電気自動車等の次世代自動車の普及促進や地域の多様な移動手段の確保を目指した取組みも踏まえた上で脱炭素・循環型社会の構築を検討していく。  |
|  |   |  | 循環型社会に関する現状分析で、最終処分のフェーズのみを取り上げているのは不十分だと思う。物質やエネルギーの循環という観点から、総合的に分析すべきではないか。そのためか取組みの方針においても、循環という点で③の内容は20年来言われてきたことから進歩が感じられない。 | ●ごみ処理施設の更新、及び焼却後の最終処分場の残余容量については本市において非常に重要な課題と現状であると認識しているところ。これに伴い、本市におけるごみの発生抑制と減量等の施策が求められており、取組の方針としても記載を行っている。<br>エネルギーの循環については脱炭素社会を目指す上で重要な要素であり、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向けて取組を進める必要がある。今後もそれぞれの分野において、新たな取組の実施等について検討を行う。 |
| 「環境にやさしい設備の設置及び購入費用に対し て補助・助成を行うほか」この表現が2回。対象がわからない。（せっかくなら市民向け（太陽光パネル等）、企業向け（工場設備）の2つの認識をもって記載した方がよいのでは。） | ●重複している項目を修正し、市民および事業者の環境にやさしい機器導入費用を補助対象とするような表現を検討する。   |  |   |   |
| 「市内公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を積極的に実施し、再生可能エネルギー由来の電力の使用についても検討する。」の部分、なぜ進めるではなく検討するにとどまるのか。                     | ●再生可能エネルギーの積極的な導入の重要性は認識しているが、各施設等での再生可能エネルギー由来の電力の使用については、安定した供給や調達の仕組みづくり等期間をかけ慎重に精査し検討して行く必要がある。                                 |  |   |   |
| 市民の取組  | ごみの発生抑制とごみの効果的・効率的な収集・処理体制の整備は最終的な目的は同じでも手段や行動は全く異なるので同じ文章でまとめると重要性が薄れるような気がする。個人的にはごみの発生抑制が肝だと考えているのでここを強調する、もしくは文章をわけるとしてもいい気がする。 | ●池田市一般廃棄物処理基本計画において「持続可能な循環型社会をめざして未来にのこそう環境にやさしいまち」を基本理念とし、ごみの減量及び適正処理の確保等を目指しているところ。協調もしくは文章を分けるかについては検討を行う。 |   |   |
|  | 「市民の取組」とありますが、環境共生はあらゆる主体の参加が求められますから、「法人を含む池田市に関係するすべての個人の取組」くらいにしておくほうが良いと思った。  | ●この計画における「市民」が、池田市みんなで作るまちの基本条例で定義する「市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体」である旨を脚注等で説明することを検討する。           |   |   |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| (2) 地域特性を活かしたまちづくり  | 全般   | まちなかと細河地域の2種類となっており、施策の名称が「地域特性」となっているのだから、せめて、地域コミュニティ推進協議会単位での地域特性を書くべきではないか  | ●その為に地域別構想（地域ビジョン）があるのではないか。  |
|   | めざす姿   | 「まちなかと細河地域が響きあい」の部分<br>細河地域の課題や、今後の成長性については理解できるが、めざす姿にここまで地域名を得出しする必要があるのか。池田の各地域が相互に作用し～等でもないのではないか   | ●市街化区域と市街化調整区域との兼ね合いを表現していると思うが、そのような池田市の特徴を捉えた地域関連性が表現出来れば良いのでは。   |
|   |  | めざす姿の、「まちなか」に対する言葉が「細河地域」というのが、一般的な言葉と特定の地域となっており、違和感がある  | ●市街化調整区域でも構わないのでは。  |
|   | まちなかの魅力づくり   | 柱1の「価値を高め魅力を発信するまち」を受けて、(1)～(3)が魅力で(4)が発信となっているようだが、池田の魅力はこれだけか。(2)で域特性を活かすとなっていて、細河とまちなか以外は魅力がないのか。コロナ禍においては、良好な住環境が魅力で、それをアピールすることも攻めの姿勢となるのではないか。                                    | ○いわゆる「まちなか・いなか」に言及した施策である。住環境も同様に重要であるが、施策のマルチパーパスという側面と、施策を担う組織上の切り分けの側面の両面を考慮する必要がある。   |
|   |  | 五月山などの自然に魅力を感じて転入してきた。細河地域に重点が置かれている点が気になる。   | ○2万haの半分が細河地域、五月山を含めた市街化調整区域である。開発できないことで自然が保たれている半面、農園芸の後継者不足が進んでいる。なんとか活性化していきたいと取り組みを進めている。  |
|   |  | 市街化調整区域についての方針など、議論の土台となる部分はしっかりと踏まえておきたい。  | ○五月山も含めた市街化調整区域についての基本方針に基づき、地域の魅力を活かした活性化をめざす。駅周辺については、市民等を巻き込みながら活性化を図り、歩きたくなるまちなかづくりをめざす。また、その他のエリアについては、池田らしい住環境づくりについて、景観上の観点からも取り組んでいく。                             |
|   |  | 五月山や伏尾台を含めて「細河地域」で代表させているのかどうか、ということかと思う。   | ●総合計画のなかでは、細河と伏尾台をあわせて「細河地域」と表現で良いと考える。   |
|   |  | 市独自の景観計画の策定に取り組むとありますが、景観行政団体にはならないのでしょうか。近隣市はいずれも景観行政に熱心で、良好な景観で知られており、事業者の取り組みも質が高くなっています。価値を高めることが目的であれば、市の相対的な立ち位置を確認した上で、方針を定めるべきだと思います。   | ●景観計画を策定することは景観行政団体になる事である。   |
|   | 細河地域の活性化   | BOTAFESなど、若者を中心とした新たな取り組みもされていたり、細河地域の棚田の再生に取り組む（一社）シルバーバックなど、新たな取り組みも生まれてきていることから、新たな若い芽が出だしている、という前向き内容を記載すべきではないか  | ●園芸農業や造園業の新たな担い手確保、その他細河地域で活躍する人材の創出をめざし、新たな若い芽の後押し役となる旨の記載は可能では。   |
|   |  | 文章から推察すると地域コミュニティやまちづくりといった既存住民の中での活性化に重点が置かれているが、市外や市内（たとえば池田駅周辺）の人々をターゲットにした活性化の視点が盛り込まれていてもいいのではないかと思います（遊休地の市民農園などをイメージ）。(3)と重複するかもしれませんが。  | ●(3)の内容と重複。具体的には地域ビジョンで示されるものではないか。   |
| 市民の取組   | 市民の取組で、社会実験に参加するという記述がありますが、社会実験の企画立案に関与すること、さらには主体となることも追加し、市の強みである地域の力を引き出す方向を示されてはいかがでしょうか。 | ●表現としては現状のままで十分に意見の内容が含まれるものとする。なお、例としては、現在、官民連携まちなか再生推進事業のなかで、市民主体での取組みをめざしているところである。  |   |
| (3) 都市活力の維持・活性化   | めざす姿   | 「細河地域や都市農地における農園芸が受け継がれ、」の部分、農園芸を特出しする意図も十分理解できるが、受け継がれるべきものは他にもあるような…。目指す姿としては、池田市全域の特色のある農産物が受け継がれ～くらいの書き方でもよいのではないか。   | ●「市内の特色のある植木・農産物が受け継がれ・・・」との表現でも可と考えるが、ご指摘のとおり、商工・文化・歴史など、その他にも受け継がれるべきものがあり、農産物以外のことも位置づけされるべきではないか。   |
|   | 農園芸の振興   | 農園芸についての記述を見ると、伝統的な産業からの大きな転換を目指しているように思います。その方向は適切だと思いますので、めざす姿の記述は、「受け継がれ」というよりは、新たな価値や技術を用いて受け継いできた農園芸を持続可能なものへと変革された、というニュアンスが望ましいと思いました。   | ●そのような表現でも可。  |
|   | 商工業の振興   | コロナ禍の影響が続いているが、石油の高騰など世界的な動向がダイレクトに影響してコロナ禍以上の打撃となっている。   | ●石油価格の高騰を受け、国はガソリン価格の伸びを抑える対策として、小売価格の全国平均が1リットル170円を超えた場合に、石油元売り会社などに補助金を出し、軽油、灯油、重油を含む4種の小売価格の値上げ幅を最大5円程度抑制する方針と聞き及んでいる。また、国は影響を受けた中小企業、小規模事業者に対する資金繰りや経営に関する相談窓口を設置した。 |
|   |  | 通販利用が加速とあり、アマゾン等の通販サービスと十店舗といった対立構造を意識されているかと思う。IT化が加速して、店舗を持たない事業者が多く生まれているが、このような事業者を池田市としてどのように支援するか。また、いけだピアまるセンターは、他市にない良い施設だが、事業者同士の交流を支援するなどできないか。池田から新しいビジネスやサービスを発信することにも直結する。 | ○「事始めのまち」を売りにしており、「事始め奨励大賞」を開催するなどしている。事業者支援については、戦略を練ってやっていきたい。  |
|   |  | コロナ禍についてふれているが、5年計画でどういう位置づけるか。ウイズコロナの側面と働き方の変化などアフターコロナの側面がある。   | ○5年経ってもなかなか回復しないなど、施策の対象によるかと思うが、意識して全体での記述を見直したい。  |
|   |  | 「起業の促進」の部分に関連して、「こと初めのまち」として、起業しやすい「環境整備」のようなニュアンスのことを入れると包括的でもあるが、よりリアルになるような。   | ●環境整備は一定整っているため、その先の支援が必要と考える。②商工振興の3つ目の「創業」を「創業支援」に修正する。   |
|   |  | 点の4つ目、「工業団体との連携強化が課題となっている」について、工業だけでなく「商工業団体」としてよいか。   | ●ご指摘のとおり「工業団体」を「商工業団体」に修正する。  |
|   |  | 商工業の振興については、大阪中心と空港に近い立地特性、研究機関があること、一般的に社会実験などを通じた地域課題解決・まちづくり推進が掲げられていることから、起業支援や地域課題解決型ビジネスの支援を②の3つ目の・に加えてはいかがか。   | ●過去に地域課題解決型ビジネス支援の事業企画が商工部門で立ち上がり、進めたものの、当時は、池田の規模ではビジネスとしての確立（支援後の将来の収支自立及び需要増加の見込み）が難しいとの結論に至った。今回の計画に記載せず、今後、需要環境が変化すれば、機を見て取り組んで参りたい。                                 |
|   | 勤労福祉の充実  | 現状と課題にある（勤労福祉）の記述は、ここに掲載するのが相応しいのだろうか。3-(1)で扱う方が適当と思った。   | ●「勤労福祉の充実」に関しては、3-(1)「地域共生社会の充実」や4-(4)「危機への備え」の充実」に記載することも含めて検討したが、施策内の他項目の親和性や施策ごとの分量などを考慮した結果として、現状は1-(3)「都市活力の維持・活性化」に盛り込んでいる。今後の施策シートの調整と併せて引き続き検討する。                 |
|   |  | サービス残業や不当解雇など、といった既存の労働問題だけでなく、uber eatsなどにより広がるギグワーカー（インターネット経由で単発の仕事を受け負う労働者）といった新たな働き方に関する問題についても、一言、追加すべきでは   | ●ギグワーカーについては、現在コロナ禍の影響から注目を浴びることとなったが、今後5～10年でも問題が顕在化しているままとは考え難い。計画に記載しないものの、担当課では、問題解決に向けて尽力する。   |
| 就労情報の提供や就労支援だけでなく、就労が困難な人々の雇用を促進する企業や団体をサポートするような視点があってもいいのではないか。 |  | ●過去に地域課題解決型ビジネス支援の事業企画が商工部門で立ち上がり、進めたものの、当時は、池田の規模ではビジネスとしての確立（支援後の将来の収支自立及び需要増加の見込み）が難しいとの結論に至った。今回の計画に記載せず、今後、需要環境が変化すれば、機を見て取り組んで参りたい。   |   |
| 市民の取組   |  | 「市民の取組」は、「市民・事業者の取組」にされた方が良いと思いました。内容もそれに応じたものにされると良いと思います。   | ●この計画における「市民」が、池田市みんなで作るまちの基本条例で定義する「市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体」である旨を脚注等で説明することを検討する。  |

|                   |   |  |  |
|-------------------|---|--|--|
| (4) シティプロモーションの展開 | 全般  | プロモーションにより、観光客が増えることはよい方向であるものの、増え過ぎたり、観光客のマナーによってはオーバーツーリズムにもつながるため、住環境と観光のバランスについて意識する内容を追記すべきでは   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ前は、インバウンドが激増し、観光客によるマナーや地域住民に悪影響を及ぼすような事例もあったことは認識しております。</li> <li>一方で、今後、withコロナ期の新たな観光スタイル確立が求められる中、三密リスク回避のため、旅の少人数化や目的地の分散化が加速することが想定されますが、本市は都心から近いにもかかわらず、五月山の自然や細河の植木産業、そして世界的企業家にゆかりのあるミュージアムなど、新たな観光スタイルに親和性の高い、『安・近・短かつ、三密回避』と言った、観光の提供が可能なポテンシャルがあるものと考えております。</li> <li>今後、体験や本市の人との交流など、関係人口増加につなげるべく、単なる観光客数の増加だけではなく、新たな観光スタイルに即した取組みにより、『質』の向上を目指し、受け入れ側の本市住民の満足度向上にもつながるような形で、取組みを進めて参りたいと考えております。</li> </ul> |
|                   |   | 総じて、現状も取り組んでいることを改めて書いた感を受けた。具体的な案を提示できないのが恐縮だが、もう一歩踏み込んでほしいな…と感じた。(そのためには、対象がだれなのか(市民or市外の人)をもう少しはっきりさせて考えることが重要に思う。)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「総合計画の下位方針としてシティプロモーション基本方針の策定を予定している。その中で対象等を明記することを予定している」</li> <li>●ワーケーション事業や、フードダイバーシティの事業については、今年度上期はコロナの影響で観光がほぼストップしていたため、下期にスタートし、現在進行形であり、今年度末にかけて、効果測定や今後に向けたひな形を作成している段階にあり、数年のスパンで事業の方向性を見定める必要があるものと考えております。Withコロナ期の現在において、インバウンド等、短期の回復が見込めない中、2025万博に向けた『種まき』を行うことは重要であると認識しており、現在行っている取組みが実を結ぶべく、進めていく必要があると考えております。また、ご指摘の、『対象をどこに設定するか』についても、効果測定を行う中で、事業の展開規模も含め見定めていく必要があると認識しております。</li> </ul>            |
|                   | いけだの魅力発信とファンの創出   | 「主な関係課」とあるが、広報・シティプロモーション課と空港・観光課だけでやるように見える。  | ○行政評価の対象として扱いたいものを、施策の階層に位置付けている。併せて、横串となる「まちづくりの進め方」の中では、全施策の横断を意識した表現をしたい。   |
|                   | いいところを伸ばすプロモーションもいいが、弱みを強みに変えるプロモーションが広がってきている。例えば、空家の活用や、農園芸の後継者不足を改善するためのリーディングプロジェクトなどに取り組んでいる自治体もある。観光資源を見直すだけでなく、市民が生活の中で感じていることのくみ取りが必要では。  | ●池田市の強み・弱みを見極め効果的にPRする方針としている。弱みを強みに変える取組みもプロモーションになると認識しているが、まずは強みを前面に押し出して魅力発信を行うことを想定している。また、プロモーションの対象は観光だけではなく、子育て、教育、福祉、住宅などあらゆる施策がプロモーションの対象と考えているところ。  |  |
|                   | 市のインスタグラムで、ニーズに即した市の魅力紹介が多くあった。池田の政策など、ニーズとは逆の情報発信があってもよい。  | ○政策的なSNS活用も進めていきたい。  |  |
|                   | 内部広報と外部広報があって、内部広報は難しいが、その充実を明確に打ち出すほうがよい。その上で、どんどん外部広報を発信すべき。  | ●市外・市内の両方向へのプロモーション方針を策定のうえ、さらにターゲットごとのアプローチ方針を設定する予定  |  |
|                   | SNSと分けて書いてあるが、オウンドメディアとは具体的に何を指しているのか。  | ●池田市観光協会ホームページや広報誌等のこと。  |  |
|                   | 脱字だと思うが…「とりわけ、年代や目的などターゲットとマッチ情報発信が…」 「とりわけ、年代や目的などターゲットとマッチした情報発信が…」   | ●お見込みの通り。訂正する。   |  |
|                   | めざす姿に「五月山をはじめとする豊かな自然」と記載があるにも関わらず、取組の方針には五月山についてなにも触れられていないのはなぜか。大阪よりわずかに電車で20分足らずで本物の自然のある市というのは貴重。空港機能に必要以上に重きをおいた方針になっている点がひっかかる。今後子育て世代を呼び込みたいのであれば、都市に近いにも関わらず自然あふれる環境をアピールすべきだと思う。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の自然豊かな環境は大きな魅力と認識。当然、その魅力の発信は積極的に行うことを考えている</li> <li>●ご指摘の通り、めざす姿に、五月山の自然について触れられているにも関わらず、取組の方針には記載がない状況であり、少し言葉足らずになっているかなと言う印象は持っております。当部としては、観光コンテンツや立ち寄りスポットと言う意味で、ソフトでの部分で五月山の自然を活用するという観点を盛り込むかどうか検討して参りたいと考えております。</li> </ul>  |  |
|                   | 「～さらに世界的企業家等の起業家精神の醸成を図りながら、～」の部分、前後の文脈的に、なぜここに起業家精神がくるのかかわからない   | ●現在、取組みを行っている都市型ワーケーションのコンセプトが、まさにこの『世界的企業家等の起業家精神醸成を図る』と言う形で、起業家精神を学び、新たな発想やチームビルディングにつなげるような要素を取り入れているため、このような記述になったものです。前のご質問であったように、五月山に関する標記など、若干クッションとなるような表現を挟んで、トータルでまとまるような文言に落とし込むことが可能か、検討いたします。  |  |
|                   | 「広報誌や各種刊行物の内容を一層充実させ、～」この辺りの広報に関する内容は、現状でもある程度やっていることばかりのようで、「市としてより市民活動の様子をキャッチし、発信する」のような、より前向きな表現があったらよいのでは  | ●ご指摘の内容を含む方向で記載を検討する。  |  |
|                   | 関西は、至る所に著名で高質な歴史・文化があり、差別化が極めて難しい地域だと考えている。そのため、伝える内容の本質の理解や、価値を与えるための視点の設定が重要だと思う。そこで、情報収集と整理の充実、専門性の高い職員の育成なども方針に加えると良いと思った。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●伝える内容等については関係課とも協力して工夫していきたい。</li> <li>●様々な行政需要に応えるための人材の育成について、「まちづくりの進め方」で表現する。</li> </ul>   |  |
|                   | 内外のプロモーションを図って、交流人口を増やす視点も捉えるのであれば、市外の人の意見も踏まえるべきではないか。   | ●シティプロモーション方針策定に関するアンケートを実施し、市外の方も含め、広くウェブアンケートや転入者アンケートを実施した。同方針にはそれらの意見を取り入れるとともに、常に市外の方の意見等を収集し、魅力発信に努める。   |  |
|                   | 「住みやすい」が82%は誇るべき。「日本でいちばん住みやすいまち」などの打ち出しはよいと思う。また、「住み続けたい」が74%、こちらは未来に向かう部分であり、脅威に立ち向かう姿勢が重要。例えば空き家の増加は住み続けたいまちであることを脅かすゆき問題であるので対策する、など。インフラの老朽化とメンテナンスが大変なことになっているので、日本のリーディングケースとして、住み続けていけるようにしていく。 | ●課題を解決する施策も魅力であるし重要と考える。そういった取組みがなされれば積極的に発信していく。  |  |
|                   | 住みたい・住み続けたい、と、訪れたい・行ってみたいは、一括りにすべきではない。   | ●実際にプロモーションを行う際には、それぞれの目的やターゲットに即した表現等を行う。記載についてはご指摘の内容を踏まえて検討する   |  |
|                   | 既存の観光資源を活かす外向きのプロモーションだけでは、住民は不安になる。  | ●市外・市内双方への魅力発信が必要と考えているところ。そのような内容を含む方向で記載を検討する  |  |
|                   | 住みたい・住み続けたいまちであるために、民間主体のエリアマネジメントの考え方を持つ必要がある。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●民間媒体を活用しながら積極的に発信していく。</li> <li>●エリアマネジメントを含めた全施策を通じる官民連携についての考え方を、「まちづくりの進め方」における「みんなで取り組むまちづくり」に記載する。</li> </ul>   |  |
|                   | 魅力発信とファンの創出はいい。トポフィリア(生まれ育った場所へのこだわり)的なものかもしれないが、市民が池田を好きで、ファンであるといい。   | ●新たなファン獲得と同様に既存のファンも重要と考えており、市外・市内双方への魅力発信が必要と考えている。   |  |
|                   | 池田の外に住んでいる立場から、池田、川西、箕面など北摂のまちはどれも素晴らしい。その中からひとつ選ぶとなったときに、客観的にみて池田が他より優れているというものが、シビックプライドに結び付くよう打ち出せるといい。  | ●魅力を発信するうえで、ただ魅力を発信するだけでなく、どのような人がどのような恩恵を得られるのかがイメージできるような発信に努める。   |  |
|                   | 人口が減っていないことの要因を踏まえて、プロモーションにも結び付けていく必要がある。  | ●国勢調査の結果を見ると、人口減となっている市が多い中、本市は増となっている。そういったこともアピールに努める。   |  |
| 市民の取組             | 市民の取組には、池田市を遊び尽くす、楽しむといった趣旨の記述もあると良いと思った。楽しさがなければ、その先の発信、愛着と関心の向上はないと思われるので。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご指摘の内容を含む方向で記載を検討する。</li> <li>●ご指摘の通り、楽しむと言った要素は重要であると認識しております。本市には、遊園地や大規模な公園と言った、超レジャー施設と言うものは無いため、自然・食・体験や、地元の人との交流と言った、『池田で過ごす時間を楽しんでもらう』という発想が重要だと考えております。その上で、次の訪問にもつながるような愛着・関心や、SNS等を通した発信につなげていきたいと考えております。前のご質問でもありましたが、年齢層・居住地・国籍等、楽しんでいただくターゲットをどこに設定して、どのような満足を提供するか？そういったペルソナの設定を現在行っている取組みの結果等を踏まえて、設定してまいりたいと考えております。</li> </ul> |  |



「子どもと大人の未来を育てるまち」に関する主要意見等と対応方針案

| 該当箇所  |   | 主要意見等の内容       | 対応方針案<br>(○：会議中の発言、●：持ち帰り対応)   |
|-------|---|----------------|--|
| 全般    | 計画全体  | —              | 現状・課題について、数値を示すなど定量的な記述等が必要ではないか。  |
|       |   | —              | 方針の記述について、新規・継続の別がわからない。   |
|       |   | —              | 現状・課題に即応した取り組み方針が記述される立付けとなっているが、取り組み方針が課題の裏返しに止まって、むしろ課題より抽象的な表現になっているものも散見される。具体的な方策がみえるようにされたい。 |
|       |   | —              | 課題でリアルな問題提起がされているのに、取り組み方針にその対応策が明示されていない。   |
|       |   | —              | 毎年の予算においてPDCAをまわすということだが、議会だけではなく、そこに市民の声が入らないのか。  |
|       |   | —              | 文章の書き方の統一について。ところどころ「ですます」調になっている。   |
|       | 柱2  | —              | 専門用語に説明が必要。医療型児童発達支援センターと児童発達支援センターの違いや、つながりシート、児童家庭相談の具体的な内容など、市民はわからない。                          |
| 柱2    | (1) 子ども・子育て支援の充実                                  | 全般             | 子ども・子育て支援というなかで、子どもの権利条約を踏まえた、「権利の主体者としての子ども」に係る記述が必要ではないか。  |
|       |   | 母子包括支援         | 母子包括支援について記述があるが、父親についての記述がない。育児介護休業法の改正もあり、男性の育児参加の視点は重要。   |
|       |   | 発達支援           | 課題に「医療型児童発達支援センターがない」とあり、取り組み方針に「児童発達支援センターにおいて～」など、現状・課題と取り組み方針で整合がとれていないように見えるものがある。             |
|       |   |                | 障害の早期発見とあるが、行政目線である。その子の特性としての障害があって、子どもやその親が生きづらさや育てづらさ、不安を抱えている。それに寄り添い支援する態度が、まず必要である。          |
|       |   |                | がんの早期発見と同様な形で表現とすべきものではない。   |
|       |   | 就学前教育・保育、放課後児童 | 就学前教育については、「しっかり体を使って遊ぶこと」が重要であることに留意されたい。   |
|       |   | 子どもと子育てを守る環境   | 「子どもの貧困対策に資する取組」について、もっと具体的に記述できないか。相対的貧困について着目する必要もある。  |
|       |   |                | 柱4との関係もあるが、子どもが巻き込まれる犯罪や事故などについて、触れておくべきではないか。「命を守る」という文言が必要。                                      |
|       |   |                | 独自指針として、セーフティプロモーションスクールの認証制度を整備し、3年計画・ローリングによる評価を行っている。学校安全推進の先進的な取り組みとして示していくべき。                 |
|       |   |                | 放課後児童対策の充実とは、受け入れ人数のことだけを指しているのか。学童保育所の運営側はたいへん苦勞されている。質的な充実について言及すべきではないか。                        |
| 市民の取組 | 「時代」という文言は「次代」の誤りではないか。                           |                |  |
|       | 市民の取組の2つ目と3つ目の・は、違いがよくわからない。わかるように表現を改めた方がよいと思った。 |                |  |

○本編は、なるべくシンプルで分かりやすくしていきたい。別冊が巻末かは未定だが、エビデンスとなる資料を示したい。

○「充実」などは、既存のものについての表現、「図る」などは、新たに企図する表現など、表現上の統制をとって、凡例等で説明することを考えている。

○取り組み方針については、なるべく具体的な表現に努めたいが、予算との連動を図ってPDCAサイクルを回していくこととしており、そのなかで、短期的な視点での時代即応は図っているため、基本計画は5年間の方針としての表現としている。

○市民の声を聴くための取組としては、まず、コミュニティ政策に力を入れる方針のもと、市長自身が直接地域の声を聴く機会を確保していきたいと考えている。また、地域への職員の配置なども行いたい思いがある。

●文体の統一を図る。

○用語説明や脚注などで対応していくことを予定している。

●「取組の方針」欄に、「子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、子ども一人ひとりの現在及び将来を見据えた対策を実施する。」という記載を追加。

●「母子包括支援」→「子育て世代包括支援」に書き換える。

●医療型児童発達支援センターは本市内にないことは事実であるが、取り組み方針との整合性を図り、かつ現状求められている課題をより具体的に示すことのできる記載に改める。

●障がいの早期発見は早期に療育を開始するためにも必要として記載した。しかし、ご指摘のとおり、大切なのはその先の支援であるため、方針としては療育・発達支援の充実等の文言に記載を改める。

●これまででもそのように取り組んでいるところ。幼稚園型認定こども園では、幼稚園教育要領に基づき、各園にて運動遊びを取り入れるなど工夫して取り組んでいる。

●従来から就学時には、各就学前教育・保育施設から「指導要録」を送付しており、指導要録には、園児の発達の状態を小学校との共通の視点である「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を基準としているところ。また、就学前には近隣小学校の教諭と5歳児担任とで面談形式の引継ぎを行っており、保護者対応の情報等も伝える機会を確保しているところ。

●市内の公立小学校以外へ就学する子どもについては引継ぎの機会がないことが現状の課題と認識。

●教育委員会においては、就学前の子どもを含む小中一貫教育に取り組んでおり、就学前と小学校・義務教育学校へのスムーズな接続のために、日頃より行事や研究会を通して教職員間の連携を深めているところ。今回のご意見を参考に、今後も取り組みを継続していく所存。

●「取組の方針」欄④の5番目の項目を「成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、経済的困窮を背景とした、教育や体験の機会喪失や、地域社会からの孤立を招くことの無いよう、支援の優先度の高い子どもに必要な支援が届くよう子どもの貧困対策の取組を推進する。」に修正。

●「(1) 子ども・子育て支援の充実」という施策の中での「子どもと子育てを守る環境」であり、「守る」の意味するところは、日常生活の基盤を整える「支援」のニュアンスが強く、社会的にも問題となっている福祉的な課題や取組を主に掲げる箇所と考える。子どもが巻き込まれる犯罪や事故等については、柱4の「地球環境と調和する安全・安心なまち」の「危機根の備えの充実」にある(地域の防犯・防災)の中で掲げ、膨らませる方が、有効かつ具体的な取組にもつながると考える。

※参考(幼児保育課所管内容)  
キッズゾーンの設置(大津市保育園児死傷事故)、保育施設等の防犯対策(宮城県登米市認定こども園不審者立入事案)  
●各学校において防犯訓練、安全教育の充実を図り、施設面においても防犯対策を強化するなど学校安全を推進する。  
下線部を追記とする。  
取組の方針 ③子どもと子育てを守る環境づくり ・児童虐待に対応する専門職や職員の体制強化を進め、多様な機関との連携のもと子どもの命を守ることを第一に早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待の発生予防策を充実させる。

●現在、市立学校において、S.P.S.の指標に基づく内容に関しては、地域学校ごとの実態に合わせて行っている。今後も、S.P.S. 含め学校安全推進の先進的な取り組みに関しては、各学校に周知し、活動の参考として示していく。

○子どもが被害者となる犯罪などの点も含めて、トータルな放課後児童対策を考える必要がある。放課後児童教室キッズランドには、留守家庭児童も参加するなど、教育とのマッチアップを進めていく。  
●国が平成30年に発出した「新・放課後子ども総合プラン」において、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる学校を積極活用した総合的な放課後児童対策の必要性について明記されているところ。  
本市においても、留守家庭児童会(放課後児童クラブ)の量的拡充はもとより、教育委員会と総合的な放課後児童対策の在り方について連携してまいり所存。  
なお、留守家庭児童会の質の向上については、「取組の方針」の③にて記載している。

●「時代」を「次代」に修正。

●同一の内容であるため、2つ目の記述「地域全体で子どもたちが健やかに育つよう見守る。」を削除。



|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| (2) 学校教育の充実  | 全般  | 学校教育の充実という施策名になっているが、学校以外の教育を捉える必要がある。子どもの数が減っているのに、不登校は増えているということを受け止めて、学校が対応できていない教育の領域があるという捉え方をすべき。  | ●不登校児童生徒の増加に伴い、教育委員会の適応指導教室やフリースクールへ通所する人数も増加している現状がある。一人ひとりの児童生徒に対するきめ細かな支援をはじめ、不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組の充実や関係機関との連携を引き続き行っていく。   |
|  |   | SDGsの目標すべてを掲載して意味があるのか。仮にすべてを掲載するにしても、「ESDを重視」などが読み取れるべき。  | ●17の目標を精査し、削減したところ。   |
|  | 教育内容  | 不登校をいじめや虐待などと並列で表現すべきではない。   | ●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、学校で起こる不登校、いじめ、虐待等の様々な課題のあらゆる局面で心理面、福祉面の専門家として支援を行っているところである。   |
|  |   | 子どもにアレルギーがあっても、安全で、安心してみんなで同じ給食を食べられるようにしてほしい。   | ●現在、給食センターで対応可能な方法で実施しているため、今後も現状の方法で給食の提供を行っていく。   |
|  |   | 教員の負担が増える記述が散見される。研修など、必要と負担の両方を考慮されたい。  | ●会議や研修について、内容・回数等の精査、オンライン実施・紙面実施の検討等、負担軽減に向けた取り組みを進めていく。   |
|  |   | 学校安全と食育をひとつくりにするのは無理がある。学校安全、保健、給食は別。  | ●相互に連携し実施していくものとする。別だしても問題はない。<br>●ご指摘の通り、安全と食育を分離して考える。  |
|  |   | 教育内容の充実やいじめ対策など、ずいぶん取り組んできているはずなので、それを踏まえて、もう一歩先を目指すといった記述が必要である。  | ●ICTの活用等今後取組を進めていかなければならない施策もあるが、子ども達の実態を踏まえた上で、これまでの様々な取組を継続するとともに、池田の全ての子どもたちが、健やかに成長するために地域全体で子どもを育てていく体制づくりも必要と考える。   |
|  |   | リアルなコミュニケーションは減少しているかもしれないが、「子ども同士のコミュニケーションが不足し、多様な体験を積み重ねる機会が減少」の表現でよいか。   | ●現状として、このような状況があるのは事実と認識。   |
|  |   | 「子どもに体験が求められている」との課題があって、取り組み方針でそれを受けていない。   | ●自然体験等の加筆をする。   |
|  | 学校教育を支える地域づくり   | 外国人の子どもに関しては、子どもだけの問題ではなく、親がコミュニティから疎外されたり、子どもに配られたプリントが読めなかったり、といったことがある。   | ●通訳の派遣や翻訳したプリントの配付をおこなっているところ。  |
| 取組の方針③は、ほそごう学園の取組を他の学区にも広げようとしているのか、ほそごう学園内での取組をさらに増やそうとしているのか、どちらか。 |   | ●ほそごう学園の取組を他の学区にも広げようとして検討しているところ。   |   |
| 市民の取組  | 市民の取組一つ目が「など」で終わっており、それらにどのように関わるのか不明。文末は、行動を表す言葉とするのが良いと思った。また、学校教育を支援する活動に参画するとあるが、もう少し具体的に書く必要があると思う。それとも、池田市民であれば、この活動が自明なのか。 | ●文末等文言について検討する。地域の方々とともに子どもたちを育てていければと考えている。(例えば放課後学習教室など、地域の方にも一緒に入っていただき子どもたちと関わりを持っていただければと考えている。)  |   |
| —  | —   | ●池田市国際交流センターでは、外国人市民に必要な情報を分かりやすく届けられるように、各種ガイドブックの配布やFacebookによる情報発信を多言語ややさしい日本語で行っている。今後もセンターをPRすることで、外国人市民が必要な情報を得られるようにしていく。<br>●ご指摘の通り、子どもたちや保護者に必要な情報が届くよう努めて参ります。   |   |
| (3) 生涯学習活動の推進と郷土愛の涵養   | 教育環境  | 外国人は増えていて、不便・誤解・差別に地域で対応していく必要がある。外国にルーツのある子どもの文化を紹介する機会を設けることで、相互理解に繋がるのではないかな。   | ●池田市国際交流センターでは、地域における相互理解を目的として外国人市民を主体とした多文化共生イベントを実施してきた。今後も、外国人市民と日本人市民が交流できる場を設けていく。<br>●各校で、外国の文化にふれたり調べたりする等、国際理解教育に取り組んでいるところ。   |
|  |   | 教員志望者が減少しているのは、ブラックな職場という評価のため。労働時間を減らすなど、働き方の改善が必要。   | ●教職員の職場環境の改善に資するため、校務支援システムの導入や、定時一斉退勤日・学校園閉庁日の設定、少人数学級や専科指導実施のための人材配置など、長時間勤務縮減に向けた働き方改革を推進している。今後も継続的に進めていく。  |
|  | 社会教育の振興   | 生涯学習機会の拡充はよいが、機会があれば選び取ることができる、というものでもない。キャリアコンサルティング的なニュアンスで、市民が悩んでいることに対応するといった記述ができないか。   | ●キャリア形成支援については、主として厚生労働省の管轄であるため、担当窓口に関する適切な情報提供に努めるとともに、大学等と連携し、多様化する働き方やライフスタイルの変化に合わせた学び直しの機会を幅広く提供していくことが重要であると考えている。   |
|  |   | 児童館等に大幅な更新が必要とあるが、建て替えると捉えてよいか。  | ●市全体の公共施設マネジメントを進めていくなかで、建て替えも含め、あらゆる可能性を検討していく。  |
|  |   | ボランティアが減っており、活動の先細りや後継者不足が進んでいる。「学びと活動の好循環」のなかで、また、教育において、学んだことを共助に生かす視点を含められたい。   | ●「共助」という視点に関連して、近年、地域社会におけるソーシャル・キャピタル(社会関係資本)の重要性が指摘されている。社会教育・生涯学習の分野でも、教育委員会に配置されている社会教育主事を中心に、地域において活動する多様な人材が連携・協働できる体制を構築することで、地域課題の解決を図っていくことが重要であると考えている。<br>※ソーシャル・キャピタルとは、人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴を指す。 |
| 歴史・文化資源の保存・活用  | 学校教育との連携の面で、スポーツや芸術などの部活動をボランティアに支援してもらえると、教員の負担軽減にもつながる。市民の力は探すと埋まっていることも多い。そのような取組は発信力も大きいと思う。                                  | ●ボランティアについては大変貴重な存在と考えているが、ボランティア前提で考えると現在の教師の負担を誰かに転嫁しているだけの構図であり、本質に変化はなく周りへの波及も少ないと思われる。部活動を地域に移行させる取組については、賞金(謝金)が発生する活動として位置付け、その中で熱意がある方を発掘していくとともに、適切な受益者負担の方法についても検討していきたい。<br>※部活動の地域移行については、生徒・教員・保護者など多様なステークホルダーが存在することから、教育委員会全体で検討する必要がある。 |   |
| (4) 文化・芸術・スポーツ活動の振興  | スポーツ活動  | 伝統行事の継承については、市の関与は薄いものとなっているが、Covid-19の影響で継承の危機にある場合は、何らかの支援が必要な場合もあるかもしれない。そのための現状把握のような取組は行わないのか。また、他の施策ともコラボレーションし、取組の一層の充実を目指してはどうか。例えば、3-(1)の多文化共生社会づくりと連携し、他文化を理解することで、池田を深く理解することにつながると思う。  | ●担い手の高齢化や価値観の変化などにより、伝統行事の継承は大変脆弱なものになっており、それらの記録は必要である。他方、直接的に行政が関与するのではなく、地域の人にその大切さと、取り組みの在り方を、地域の意見を尊重しつつ啓発していくことが大事だと考える。  |
|  |   | eスポーツについて、含めておく方がいいのではないかな。  | ●eスポーツを既存のスポーツに包含することについては、依然として議論の必要があると考えている。計画中には「ニュースポーツ」という文言もあり、この概念の中でeスポーツのあり方についても検討していきたい。  |
|  |   | コロナ禍のため、人が多い環境だとスポーツ活動もあきらめることもある。身近に活動できる環境を増やすなどが必要か。  | ●現在、当市では既存の施設が飽和状態になりつつあり、そもそもスポーツができる環境が多くない。学校の体育館やオープンスペースなども活用しながら持続可能なスポーツのストックマネジメントを検討していきたい。  |
|  | ボール投げができない公園も多い。  | ●都市公園におけるボール遊びは禁止していない。公園では子ども達が安全に楽しく利用するため、利用上、他の利用者に支障となる「危険なボール遊び」は禁止している。<br>危険なボール遊びとは、<br>利用用途：硬式野球やゴルフの練習などの行為<br>公園規模：小規模公園内で他の利用者と混在する場所での行為<br>利用状況：年齢層の違う子ども達がいる中での行為<br>など状況に応じて危険と判断する行為については禁止看板を掲げて注意喚起している。                             |   |

## 「いきいきと暮らし続けられるまち」に関する主要意見等と対応方針案

| 該当箇所   |   | 主要意見等の内容  |   | 対応方針案<br>(○：会議中の発言、●：持ち帰り対応)   |
|--|---|---|---|--|
| 全般   | 計画全体  | —   | やはり、ある程度数字がないとわからないし、議論もしにくい。   | ●どこまで具体的な数字を記載するか、全体を通して見て、数字がないと分かりにくい、説得力に欠く、または数字があることでより読みやすくなる部分については、記載を検討する。  |
|  |   | —   | 市としての問題分析を開陳した記述に努めて、施策の納得性を充実されたい。   | ●問題分析に対応した取組の方針とすることで、論理的な施策を展開できるよう、現状と課題を再確認する。  |
|  |   | —   | あたり前なことが書かれているだけにならないように。   | ●一般論ではなく、池田市独自のことが書かれているか改めて点検する。  |
|  |   | —   | 現状と課題の小見出しはなくすとのことだったが、なくなると何のことかわからないものが散見される。   | ●小見出しがあることが前提となっている文章が多いため、記載方法を検討する。  |
| 柱3   | 柱3  | —   | 二次医療圏、市民が分からない。   | ●(1)「取り組み方針」の「② 地域医療体制の充実」の第3項目について、下記のとおり修正<br>「市域のみならず、豊能二次医療圏における各診療所との連携強化に努める。」<br>(2)「二次医療圏」の説明については、欄外の用語説明で対応                        |
|  |   | —   | フレイル、レスパイトケア、市民が分からない。  | ●用語説明や脚注などで対応していくことを予定している。  |
|  |   | —   | 健康いけだ21や地域医療の機能分担のメカニズム、レセプト、市民が分からない。  | ●「健康いけだ21」をはじめ、市民に馴染みのない言葉などについては、必要に応じて注釈や用語説明などを記載する。(総合政策部マター)<br>●(1)「地域医療の機能分担のメカニズム」の説明については、欄外の用語説明で対応<br>●用語説明や脚注などで対応していくことを予定している。 |
| 柱3   | (1)地域共生社会の実現  | 全体  | 目指す姿にある「人権文化の高まり」といった表現が、施策名称に使えとよい。  | ●特に柱3において、人権に対する意識は重要なことと考えている。「地域共生社会」という用語には、一定の意味付けがなされていることから、柔軟性、即応性のある施策体系とする観点からも、ご指摘のような表現の仕方を検討する。                                  |
|  |   |   | 外国人の災害時対応だけでなく、高齢者や障がい者の非常時対応や交通弱者についての記述がない。   |  |
|  |   |   | 災害弱者の対応に関しては、避難行動要支援者への対応が進んでいないと聞いている。高齢者や障がい者、子育て世帯などが安心して地域で暮らせるということは、それぞれで記述するより横断的に扱うほうがよい。     | ●3つを一連のものとして、地域生活環境・まちづくり部会へ移管し、審議する。  |
|  |   |   | 柱4の(4)に④をつくって記述するの一案。   |  |
|  |   |   | 自助・共助・公助といった視点から、「地域共生社会」の施策として扱うこともありうる。   | ●地域生活環境・まちづくり部会へ移管し、審議する。  |
|  |   |   | ソーシャルキャピタルの醸成という視点になるかと思う。  | ●ソーシャルキャピタルが高い企業や組織ほど事業等を円滑・効率的に進めやすいと言われているので、地域のつながりを強めることは重要であると考えている。  |
|  |   |   | 自分らしく生きるためには、意思を表現できる必要がある。成年後見制度など権利擁護について、ここでふれておくべき。   | ●「ダイバーシティ社会」実現のために、行政が実施すべきこととして、マイノリティへの支援やマジョリティへの啓発があるものと考えている。<br>●成年後見制度など権利擁護についての記述は必要と認識。どの項目に記載するか検討する。                             |
|  |   |   | 権利擁護についての地域理解も重要。   | ●「ダイバーシティ社会」実現のために、行政が実施すべきこととして、マイノリティへの支援やマジョリティへの啓発があるものと考えている。<br>●成年後見制度など権利擁護についての記述は必要と認識。どの項目に記載するか検討する。                             |
|  |   |   | 地域共生社会の意味の広がりや表現できる施策群を集約する方がいい。男女共同参画の表現も狭く古い。一人ひとりの生活を、助け合い支え合うなども記述されるべき。                          | ●年齢・性別・国籍・性的志向等に関することも含め幅広く多様な人々を包摂した「ダイバーシティ社会」実現のために、行政が実施すべきこととして、マイノリティへの支援やマジョリティへの啓発があるものと考えている。<br>●5年後にも違和感のないよう、時代に即した記述となるようにしたい。  |
|  |   |   | 関連する分野別計画などに、「第3期池田市地域福祉計画」を加えるべきではないか。「地域福祉計画」は、まさに「地域共生社会の実現」に向けた計画であり、現在、第4期池田市地域福祉計画を策定中。         | ●第2回目の資料において「第4期池田市地域福祉計画」を既に加えている   |
|  |   | 人権文化の醸成   | 人権文化の醸成の現状・課題に新たな法規制などの必要性が記述されているが、取組の方針で受けていない。   | ●今後の法改正等への対応については、都度対応していきたい。  |
|  |   |   | 人権文化を醸成しようとする、教職員等の負担を考慮する必要はあるが、学校教育との連携も要るかと思う。池田市として、子どもの時から副読本などを用いた進んだ人権教育を行っている、ということが表現できるとよい。 | ●教育委員会としては、教育活動を通して人権教育を行っているところ。<br>※学校教育については、別途(2)で記載している。  |
|  |   |   | いま気づいていない人権問題についても含めるため、学んでいく、とどまらない姿勢を示すほうがよい。   | ●今後発生する課題については、社会全体の課題認識等も踏まえ適切に対応していきたい。  |
|  |   | 男女共同参画の推進   | 性の多様性について、男女共同参画の中で扱うのはどうかと思う。  | ●ご指摘のとおり、性の多様性理解や啓発については、①人権文化の醸成 人権啓発、人権擁護に含まれるものであり、②からは削除する。  |
|  |   |   | 「性」についての正しい知識とは、思春期の性教育ということと記述されているのか。また、正しい知識とは何を指すのか。  | ●性的志向・性自認(性同一性)に関する社会的な理解を深める意味合いで記載しているもの。  |
|  |   |   | 女性の問題に関わる相談とあるが、女性だけでいいのか。LGBTQを含めた扱いにする必要があるのではないかと。   | ●大阪府等や近隣市の動向を見ながらLGBTQも含めた相談体制について検討して参りたい。  |
|  |   |   | 男性の育児参加など、現状と課題に対になる表現がない。女性の貧困やDVなどと表現されているが、女性の側からの精神的なDVも増えている。取組の方針は性別にかかわらず表現となっている。             | ●男性の育児参加を促すことの重要性は認識しており、現状では女性の貧困や女性に対するDVが大多数を占めるが、今後は男性に対するDV相談体制の構築についても検討が必要と認識していることからこのような表現となっている。                                   |
|  |   |   | 男女共同参画は、女性が低く扱われている状況を男性並みにする、というものとすれば、ジェンダーレスといった内容は別に扱うべきではないか。                                    | ●男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めることは、男女だけではなく、年齢・国籍・性的志向等に関することも含め幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられるインクルーシブな社会の実現につながるという観点から記載している。                          |
|  |   |   | 男女共同参画は、女性側をよくしようということではない。男性の働き方を変えないといけないし、あくまで両性の問題。男性的な働き方ができる女性しか活躍できない、という社会ではない。               | ●固定的な役割分担意識にとらわれず、様々な活動ができるような社会制度や慣行の在り方について、各種セミナー等を通じ啓発していく。  |
|  |   |   | アフターマティブアクション(積極的格差是正措置)については、LGBTQから考えていく方がいい。   | ●性別や人種による差別に対する措置については、対象範囲の多岐にわたることから、相談体制の充実にも努めていく。   |
| 現状、多言語による相談件数は2年間で延べ34件と少ない。窓口の周知がされていない。また、いきなり公的機関に相談というのはハードルが高い。中間的な機能があればいいと思う。 | ○4月に石橋駅前開設予定のダイバーシティセンターが国際交流センターの役割を引き継ぎ、取組を拡充していくこととしている。                                 |   |   |  |
| 多文化共生社会づくり   | 交流の場は大事だが、現在、国際交流センターで実施している日本語教室は、市民と会話しながら勉強するというかたち。きちんと語学として身につけたいニーズに応えていないので、すぐやめていく。 | ●国際交流センターでは、現在生活に必要な日本語を交流しながら学べるような教室を実施しているほか、中級レベル向けの日本語教室も実施している。     |   |  |
|  | 「危機への備え」で扱うべきかもしれないが、災害時に情報が伝わりにくい人への情報伝達はどこで検討されるのか。                                       | ●地域生活環境・まちづくり部会へ移管し、審議する。   |   |  |
|  | 市が配布している外国人市民に向けた暮らしの情報冊子に魅力を感じない。予算も減っているようで、カラーから白黒になった。                                  | ●暮らしの情報は、広報いけだの記事の中から、身近な記事を抜粋し、ボランティアの協力を得て発行しているもの。魅力的な紙面になるよう工夫して参りたい。 |   |  |



|                       |                   |         |  |   |
|-----------------------|-------------------|---------|--|---|
|                       |                   |         | 国際協力について学ぶ機会を提供するとある、誰を対象としているのか不明。  | ●市民や子どもを想定しているところ。  |
|                       | 包括的な支援体制の構築       |         | 現状と課題に取組の方針で書かれていることの必要性を記述すべき。経済的な困窮や社会的孤立が要因のひとつとなって、複雑で対応が困難なケースとなっていて、縦割りの行政では解決できない、ということである。<br>自殺防止が唐突に記述されている。現状で包括支援体制の中に入っているのかわからないので、説明が必要。包括的な支援体制については、もっと他に記述すべきことがたくさんある。<br>「個々の生活状況を把握し」との記述があるが、把握できていないから初めて行うように読める。生活保護のワーカーが実際に行っていることだ。<br>自殺対策について、唐突に出てきた項目という印象があるが、頭出しすべきなのかどうか検討が必要。  | ●他項目とのバランスやボリュームを勘案しつつ、わかりやすい記述を検討する。<br>●自殺の原因は様々であり、多機関の連携による包括的支援体制による支援が必要と認識。<br>●今後も継続的に把握に努め、より深く細かく把握するという主旨で記述している。<br>●自殺の原因は様々であり、多機関の連携による包括的支援体制による支援が必要と認識しており、その旨の説明を加える。  |
| (2) 高齢福祉の充実           | 全般                |         | 「～づくり」「～の充実」に努めているといった表現が散見されるが、行政としてではなく、現状を説明されたい。<br>2025から2034の10年間で、団塊の世代の後期高齢者が85歳以上になって、これが市民の何%になる。個人の努力もこのように必要となる、といったことを、現状と課題で書いてはどうか。<br>(2)(4)の中で、予防が重要としている。認知症対策などにおいて、ICTやAIなど新しい技術を活用して仕組みの中で対応しないと、対応すべき人が増えて、対応できる人が減る時代。国が「デジタル田園都市国家構想」を進めている、市がソフトバンクと連携しているといったことも踏まえて、積極策を。<br>池田市の地域包括ケアシステムの取り組みは充実していると思うので、それを謳ってさらに前進させるとの表現を。<br>現状と課題で「生活習慣病の重症化を予防」とあり、取組の方針で「生活習慣病や認知症を予防」となっている。<br>救急体制、診療体制の充実により、万が一の時の安心を高齢者に与える、といった記述は必要ないか。これは子育て支援でも同じ。3-(4)、4-(4)に対応する記述があるが、連携して目的を達成する姿勢を表現することも大切だと思った。 | ●「○○という現状があり、行政として○○に取り組んでいるが、○○が課題」ということが、わかりやすいような表現にできるだけ改める。<br>●数字があることでより読みやすくなる部分については記載の有無を検討したい。<br>●具体的な記述までは難しいが、ICTなど先進的な技術・仕組みを取り入れて対応することを検討する。<br>●地域包括ケアシステムは構築途上であり、さらなる充実が必要と認識。そのため、記載のとおり包括的支援体制の充実を目指し、関係機関や団体等との連携・ネットワークの強化を図る。<br>●生活習慣病や認知症の発症・重症化を予防することが重要と認識しており、そのことが理解できるような表現に改める。<br>●救急体制、診療体制の充実は、高齢者に限らず市民全体の安心につながる事項のため、3(4)への記載を検討。高齢者にとって医療・保健・介護の連携は重要なものと認識しており、下位計画である高齢者福祉計画・介護保険事業計画において記載している。 |
| (3) 障がい福祉の充実          | 全体                |         | 目指す姿に差別や理解についての記述があるが、取組がない。<br>もう少し実態に即した現状・課題を。困りごとをサービスにつなぐ仕組みが弱く、サービスも不足しているなど。<br>めざす姿で、バリアのない住み慣れた地域とあるが、それを実現するための取組方針が4-(1)で示されるだけで、ほとんどの環境が対象外となっている。4のどこかに追記するか、このパートのどこかに記載すべき。また、怪我により一時的に身体に不自由が生じた場合や、高齢化による身体機能の低下のことも想定した記述をどこかに加えるべきだと思った。  | ●「取組の方針」として、障がい者への理解の促進と差別解消に関する取り組み(啓発)について記載する。<br>●「○○という現状があり、行政として○○に取り組んでいるが、○○が課題」ということが、わかりやすいような表現にできるだけ改める。<br>●ソフト面でのバリア解消については、「取組の方針」として、障がい者への理解の促進と差別解消に関する取り組み(啓発)について記載する。   |
|                       | 社会参加の拡大           |         | 障がい者就労は、通勤がハードルが高いが、コロナ禍でリモート就労の環境が整備されてきた。そうした変化を記述しては。<br>市でフルリモートで対応できる業務はないか。<br>学校教育を終えて社会に出るときに必要な支援につながっていない、リアルな記述がない。社会参加ができていない人が多い。   | ●時代の変化に対応した様々な就労形態についても、研究していく姿勢を示したい。<br>●市におけるフルリモート業務は現状ないが、障がい者雇用を行っている事業者において、作業の説明等リモートを導入している事例があることは聞き及んでいる。<br>●他項目とのバランスやボリュームを勘案しつつ、「○○という現状があり、行政として○○に取り組んでいるが、○○が課題」ということが、わかりやすいような表現で記述する。  |
|                       | 優先調達の推進           |         | 施策の目的のもとでの手段レベルであり、法に基づくあたり前のことである。  | ●「現状と課題」として挙げている就労支援体制の推進に対する「取組の方針」の記載がないため、それを加えるとともに、「優先調達の推進」はそのひとつの手段としての記載とする。  |
| (4) 保健・医療の充実          | 健康づくりの推進と生活習慣病の予防 |         | 現状・課題に健康意識が高いが運動不足が多い、とあるが、方針に運動不足は言及されていない。が、運動不足が多いというのが課題でいいの。精査されたい。<br>意識啓発や情報提供レベルの内容では、ヘルスプロモーションの考え方における行政の役割を踏まえた記述となっていない。例えば、運動が自然にできる環境づくりなどについて記述されたい。<br>啓発と意識付けを現状の延長線上で行うとなっているが、内閣府が進めているPFS(成果連動型民間委託契約方式: Pay For Success)など、今までにないやり方も検討できないか。<br>新型コロナウイルス感染症について、現状には違いないものの、5年計画の課題としてよいか。  | ●運動不足は、個人の問題であり、方針では「市民一人ひとりの主体的な健康づくりへの取組みの支援として情報提供を行う」と記載し、言及している。<br>●健康に配慮したまちづくりにも言及。また、介護予防教室のプログラムを活用した自主グループの立上げなど啓発・情報提供レベル以上も記述している。<br>●健康づくりだけでなく、総合計画全般の手法として位置づけるものも考える。<br>●新型コロナは、リモートをはじめ人とかかわり方など今後の生活スタイルにも影響を与えるものであり、課題として取り上げても問題ないかと考えます。   |
|                       | 地域医療体制の充実         |         | 急速な高齢化や生活習慣病の増加……の文章について、「急速な高齢化に対応する適切な医療サービス」と読めるので意味が分かりにくい。文法的な整理が必要。(どの単語がどこに係るのか誤解のないようにお願いしたい。)<br>医師・看護師といったリソースの不足や、賃金アップの必要など、課題はないか。<br>医療体制や、専門外来機能を充実させるとあるが、具体的な方策がないため、実現可能性が感じられない。例示するなどの工夫が必要だと思った。  | ●(1)「現状と課題」の「(地域医療体制)」の第3項目について、下記のとおり修正<br>「急速な高齢化や生活習慣病の増加、また、少子化における出産や子育て支援など、求められる医療が変化していく中、必要とする医療サービスが適切に受けられるよう、医療体制の充実が求められている。」<br>○働き方改革の問題はあるが、ここでは医療体制全体のこととして、機能分化と連携のもとで体制を保つ、という記述としている。<br>●(1)「取組の方針」の「② 地域医療体制の充実」の第1項目について、下記のとおり修正<br>「市立池田病院において、救急医療、小児医療及び周産期医療などのいわゆる政策医療が安心して受けられる医療体制、また、求められる医療需要に対応した専門外来機能を充実させる。」   |
|                       | 医療保険制度の安定的運営      |         | 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の記述があるが、「(2) 高齢福祉の充実」のシート内の記述との整合を。  | ●3(2)の「①元気高齢者」では、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」という表現を使用していないものの、その取組について記述している。   |
|                       | 感染症対策の推進          |         | 体制づくりの課題に対応する取組の方針がない。<br>現状と課題をなぞっただけの取組の方針になっている。そもそも感染症対策は、池田市の施策なのか、医療体制のもとで行うことではないか。   | ●「体制づくり」とは、予防接種を速やかに実施できる環境づくりと近隣市や保健所などの関係機関との連携を指すので、取組の方針に記載があると認識。<br>●意見のとおり、本市の施策とは言い難いが、公衆衛生の観点から、関係機関との連携を図りながら進める必要があると考える。  |
| (地域生活環境・まちづくり部会からの意見) |                   |         |  |   |
| 柱1                    | (1)『環境共創』のまちづくり   | 環境学習の推進 | 環境学習は、SDGsや社会課題についての学習になってきている。全施策に通じる横断的なものとしてもよい。健康福祉・教育部会に移管するか？  | ●柱と柱の間を埋める表現については、各取組をどこかの施策に振り分けざるを得ない部分もあるが、関連性の高い施策間では、それぞれのつながりを意識した表現を加えるなどの工夫をしていきたい。   |



## 「地球環境と調和する安全・安心なまち」に関する主要意見等と対応方針案

| 該当箇所 |                  | 主要意見等の内容  |   | 対応方針案<br>(○：会議中の発言、●：持ち帰り対応)   |  |
|------|------------------|-----------|---|--|--|
| 全般   | 計画全体             | —         | (柱1で扱う「価値」に、「住みやすさ」を捉えるべきではないか、との意見について)  | ○「住みやすさ」については、4つの柱全体で、また、横串となる「まちづくりの進め方」において表現していきたい。   |  |
|      |                  | —         | 市民意識調査結果に現れる、住民がいいと思うところは、目立つところや身近なところになるかと思うが、数値的には下位であっても、人が担っているところのいいところは多いと思う。「住みやすさ」は、地域団体や市民団体の活動が担っている点も重要。                            | ●「住みやすさ」に関し、地域団体や市民団体の活動が支える部分は多いものと認識している。この点を踏まえて「まちづくりの進め方」における「みんなで取り組むまちづくり」の記述を検討する。   |  |
|      |                  | —         | 池田の中に住んでいると、いいところを言語化できていない気がする。何を以て住みやすさとするかは、包括的で難しい。   | ●「池田市のいいところ」は、自然環境、安全・安心、交通の利便性、景観などの様々な要素が考えられ、これらを一言で表すのは困難と考えている。「全施策を通じて住みやすさを向上させる」というニュアンスを表現していきたい。   |  |
|      |                  | —         | 市民意識調査を踏まえているというものの、将来世代である18歳未満を対象としていないので、年配者に偏っている。また、コロナ禍前の調査となっているのか。  | ○18未満の意識については、全ての年齢の網羅はできていないが、中学生アンケートを実施しており、その結果を反映させていきたい。また、調査時期とコロナ禍の関係については、昨年9月からという、コロナ禍中での実施となったため、むしろ安全や健康などが重視される傾向として、その影響があった可能性がある。   |  |
|      |                  | —         | 施策の記述のレベル感が揃っていない。  | ●計画全体の調整を進めるにあたって、施策や取組の粒度の統一に留意する。  |  |
|      |                  | —         | 施策の名称に「充実」が多い。  | ●施策の内容を端的に表す表現としてより適切なものがあれば、適宜修正する。   |  |
|      |                  | —         | SDGsを大事にしているまちなので、ダイバーシティとインクルージョンについては、重視されたい。   | ●すべての市民が社会の対等な構成員として暮らすダイバーシティ社会の形成に向けて、必要な施策を進めて参りたい。   |  |
| 柱4   | 柱4               | —         | 人口減少の大きな課題に関して、インフラ系はダウンサイジング目線で揃った記述となっているのか。  | ○横串のこととして、自治総合部会でご検討いただく。  |  |
|      |                  | —         | 国のバリアフリー計画で、ハードのインフラからソフトインフラにシフトしたとなっているが、あまり書かれていない。ぜひ盛り込んでほしい。   | ○平成18年からの交通バリアフリー計画に基づいてハードの整備はだいたい終わった。令和2年のマスタープランに基づいて、今後、民間事業者を交えて取り組んでいく。サイン・看板など、多言語化についても考えていきたい。   |  |
| 柱4   | (1) 道路・公共交通の充実   | 道路整備と維持保全 | 道路の維持保全に優先順位を設けるとしているが、廃道や放置をする道路がないのであれば、交通量や老朽化の度合いを把握し、全ての道路が健全さを維持するためのマネジメントを実施する、というような記述が正しいと思います。一方で、道路を減らす予定があるのであれば、そのことを記載すべきだと思います。 | ●道路には、舗装、橋梁、地下道、擁壁、照明、反射鏡、防護柵等の多岐にわたる構造物があるが、それら全てを維持保全する必要があり、各施設の点検により、健全、予防保全段階、早期措置段階、緊急措置段階等に概ね区分されるところ。また、全ての施設が健全である状態を維持したいところではあるが、管理施設数が膨大であることから全施設の健全維持は困難なところ。早期措置段階や緊急措置段階に加え、通学路、緊急交通路、避難路等を基に順位付けをしたうえで、効率的かつ効果的な対応を進めていくことが重要と認識。道路廃止については、施策として実施していないことから記載は不要。   |  |
|      |                  |           | 公共交通体系の整備   | 「地域公共交通計画に基づき」とあるが、単に下位計画に委ねただけでなく、まだ形になっていない新技術の書き方は難しいかもしれないが、国が用いているモビリティやシェアリングエコノミー、地域内発電といった具体的な文言で記述すべき。<br>「地域公共交通計画に基づき、公共交通に係わる実証実験などを通じて、地域の特性に応じた交通の在り方を示し、交通ネットワークの充実を図る。」部分は、MaaS的なことでしょうか。情報通信技術を活用した交通ネットワークの充実を図るとしてもよいのかもしれない。   | ○新技術の導入に対応について柔軟に対応できるような表現にしたもの。具体的に国が明確な方針を示しているものについては、敢えて外すということはない。   |
|      |                  |           | 公共交通については、質・量のどちらの充実を考えているのか。   | ○高齢化によって利用が低下し、バスの減便につながるかもしれないよう、バス停までの移動の充実を図りたい。  |  |
|      |                  |           | 市民は、民間と行政で公共交通を担っていることを意識していない。民間は永遠に撤退しないとされていて、さて撤退となると、行政の怠慢だとなる。廃路線といったことの先に行政が何をやるのが重要。公共交通の縮小は、ニーズに即した多様化と表現すべき。                          | ●公共交通維持について、市民の意識を高めることは重要であると認識しているところ。「公共交通の縮小」は、民間公共交通事業者の撤退による利便性の低下を意識して表現したもの。行政としては、「公共交通は都市の装置である」との認識の基、令和3年度策定予定の地域公共交通計画に基づき、各地域に適した利用しやすい公共交通ネットワークを構築していく取組の方針を示している。   |  |
|      |                  |           | バリアフリーを推進されるとのことですが、4-(2)では建築物のバリアフリーが住宅に限定されています。一定の水準で整備が済んでいるという認識でしょうか、バリアフリーの常識は日々変わりますので、公共建築物のバリアフリーも進めて、宅地も道路もバリアフリーを目指し姿勢を示すべきだと思います。  | ●バリアフリーの推進に関しては、4-(1)及び4-(2)で市の取組方針を示したものの、4-(1)では、バリアフリー基本構想の見直しにより、道路・公共交通機関の施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインに配慮した整備を推進していく姿勢を示したものの。  |  |
|      |                  |           | 空地計画が重要だと考えています。将来の公共施設の建替用地、災害時の身近な拠点、場合によっては社会実験の拠点、街の風通しや日当たり確保の場など、何も無いことが重要な場合もあります。多様な視点からの検討を行う必要性も記載すると良いと思います。                         | ●空地、空家等の低未利用地は今後増加傾向にあり、池田市立地適正化計画においても、都市のスポンジ化問題の対応策として低未利用地の利用及び管理に関する指針を示しているところ。防災、環境、景観、活性化等の各種施策を進めていく中で低未利用地の活用は有効であり、その活用方を分野横断的に検討していくことが必要である。  |  |
|      | (2) 快適な住宅・住環境づくり | 全体        | 市独自の景観条例制定に向けて取り組まれるのであれば、それに応じた記述があっても良いのではないかと思います。   | ●「住環境」の中に景観保全の要素も含まれている。   |  |
|      |                  |           | 良好な住宅ストックの供給促進  | 高齢化で池田駅周辺のマンションへの市内移住が進むなど、地区ごとの、人口の過密・過疎の極端化が進んでいると思うが、自然の流れに任ずるのか、なんらかのアプローチを考えているのか。<br>良好な住宅ストックに関しては、省エネやカーボンニュートラルに関する内容が薄いと思います。社会的に大きな課題なので、総合計画ができると同時に時代遅れにならないような対応が必要だと思います。   | ○小学校区単位で地域ビジョンを策定しようとしており、そのなかで考えていくこととしている。<br>●「住宅の省エネ化」を記載している。カーボンニュートラル等に関する内容については個々ではなく、全体的な方針の中で示されるべきではないか。   |
|      |                  |           | 空き家の適正管理と利活用の促進   | 空き家の除却について、他の施策シートにもあった。防災力の強化にもつながるなど、他の項目に関わるものは、その関係を考慮した表現とすべき。<br>空き家の適正管理について、空き家率の高まりや今後の増加は、日本全体共通の課題であり、そのなかで、池田市の課題は何なのか記載すべきでは？<br>空き家期間が長い物件が多いのか、空き家バンク登録数が非常に少ないことが問題はないのか、所有者不明物件が多いのか、など、「空き家が増えてきているから利活用促進する」だけでは、一般論にしかならず、池田市としての具体的な課題および取組み方針が見えてこないと感じます<br>「～の指導や意識啓発を行う。」について、誰に対してがないので抽象的になってしまい、もったいなく感じた。現状の空き家の保有者はもちろんのこと、今後空き家となりそうな世帯（高齢者世帯等）への情報提供も行ってほしい。 | ●都市防災機能の充実にもつながるため、追記する。<br>●池田市の空き家の課題として、相続登記や名義変更がされずに放置されているものが多いこと、市外に住む空き家の所有者が多いことが挙げられます。そのため、市外に住む方も含めた所有者の意識の涵養と理解増進を図ったうえで、適切な管理や利活用を促進していくことが必要であるとされており、具体的には第2期池田市空家等対策計画の中で明確にします。今後空き家となりそうな世帯への情報提供について、具体的には第2期空家等対策計画の中で記載する予定です。 |
|      |                  |           | 公園・緑地の利活用   | 不勉強のため、公園・緑地の統廃合はあまり聞いたことがないが、廃止された公園・緑地の後の利用について言及すべきかと思う。後利用のイメージもないままに放置するのは非常にまずいだろうし、住民ニーズを踏まえるという点では、前後比較ができる必要があると思う。   | ●公園の機能の再編や配置を計画する中で、廃止ありきではない。ただし廃止の場合は住民ニーズを反映した上で、例えば、他の公共施設として利用する等検討した上で公共施設としての利用等がない場合は、売却し、必要な公園の質の向上のための費用に充てるなど考えていきたい。   |

|  |                 |             |  |  |
|--|-----------------|-------------|--|--|
|  | (3) 上下水道の充実     | 全体          | 広域化やダウンサイジングなど、規模を小さく効率化することを入れておく必要がある。   | ○「下水処理の再構築」といった表現としている。処理場が小さく更新の余地がない。技術によってダウンサイズしていく。広域化の話はしているが、府から少し待ってほしいと言われているところ。   |
|  |                 | 安全で安定した水の供給 | 取組の方針①に優先するとの記述があるが、先行するとされた方がよいと思う。そして、先行しなかった部分をどう進めるのかを示すべきだと思う。  | ●管路更新については、通常の老朽管更新に加え、重要給水施設管路の更新は毎年継続して行っている。また、対象管路については、耐用年数を越えた管路の中で優先順位を付けて行っており、同レベルの順位の場合は、重要給水施設管路を優先しているということであり、先行とは意味合いが異なっている。  |
|  |                 | 市民の取組       | 市民の取組については、上下水道側の押し付けのような記述になっているように感じる。そうならないために、現状と課題で経営状況の悪化をしっかりと訴え、市民と行政が将来の上下水道を共に考えなければならないことを示す必要があると思う。自助・共助・公助に関しては上下水道だけの話ではないので、総論は別のところに記載し、ここでは特に上下水道に関して行うべきことを示すべきだと思う。  | ●更新すべき資産や耐震化等の防災対策については、経営戦略に基づき事業を進めており、その財源についても中長期的な見通しを持ちながら経営を行っている。公助の部分では補完できない部分について自助・共助とセットで市民と共に行っていかなければならない。日頃から広報を充実させて市民に上下水道を知ってもらう機会をつくり、市民にあたりまえにあるインフラについて関心を持ってもらうことが重要。市民の取組4点目は次の通り表現を変えても良い。<br>「・濁水・浸水など防災について関心をもち、日頃から非常時に備える意識を持つ。」   |
|  | (4) 「危機への備え」の充実 | 全般          | 防災力を高めるだけでなく、災害時の応援、避難者の受け入れ、災害時ボランティアの育成など、「助ける側」に関する記述が必要。<br><br>他地域が被災した場合の援助や、被災者の受け入れ等に関する記述は必要ないか。また、援助の受け入れ態勢も同様に必要なか。おそらく消防では計画もしているし、日々、活動を改善していて、支援や受援の機会もあったと思う。しかし、一般市民には見えていないことが多いと思う。これから発生する災害は、市内だけで完結するものではないだろうから、市民に知ってもらい、防災意識を向上し、市の総合的な防災力を向上させるためにも、記載される方がよいと思う。<br><br>災害抑制、避難行動、被災後の復旧復興に対しては、地域のことを事前にしっかり学習しておくことが有効だと考える。ハザードマップの周知はもちろんだが、その他の危険、地歴、被災した場合に関する主な制限などを学ぶ場が設けられると良いと思った。 | ○応援・受援体制についての協定など考えていきたい。<br>●②都市防災機能の充実の2段落目にて、応援受援体制の整備を記載しています。東日本大震災の規模となれば、都道府県が主体となり、カウンターパート方式（大阪府は岩手県を支援）にて対応しました。<br><br>●他地域における大規模災害時には、緊急消防援助隊の派遣、給水、災害廃棄物処理、仮設風呂の設置、復興支援のための職員派遣など、当時の市HPや広報等で記載していました。   |
|  |                 | 地域の防災・防犯    | 人口減少が進む中で、自主防災会ができたとしても活動ができないところも出てくる。なるべく助け合いのネットワークを強化することを意識した表現が要る。防災力を高められる地域とそうでない地域の格差が生じる。  | ●コロナ禍前は地域の防災訓練や、出前講座など、個々の地域の特性に応じた注意する点などを定期的の実施していました。なお、令和4年3月にハザードマップを改訂し、全戸配布して周知します。   |
|  |                 | 都市防災機能の充実   | 福祉避難所については、災害時にキャパシティが足りない点など、明記したほうがよい。<br><br>要配慮者対策など、インクルーシブな災害対策の視点は重要で、福祉避難所についての記述の欠落はよくない。<br><br>国や府に治水対策等を要望するとあるが、猪名川の洪水対策を考えているのか。   | ○市全域で同じような質とすべきだが、なかなか難しい。消防と消防団の顔の見える関係をつくってほしい。<br><br>●池田市地域防災計画記載のとおり、公的施設の避難所としての利用拡大等、受け入れ確保に関する考え方を記載したいと考えています。<br><br>●要配慮者の支援体制と避難施設的环境整備の記載に含んでいますが、わかりにくい指定福祉避難所を含む他の避難施設（指定一般避難所、指定緊急避難場所等）も含めて記載したいと考えています。<br><br>●猪名川流域全体の治水安全度向上に向けた河川改修の一層の促進を要望するものであり、浸水被害の低減を図るため、洪水に対応した機能の強化に関しても含んでいる。 |

## (健康福祉・教育部会からの意見)

|    |               |    |   |  |
|----|---------------|----|---|--|
| 柱3 | (1) 地域共生社会の実現 | 全体 | 外国人の災害時対応だけでなく、高齢者や障がい者の非常時対応や交通弱者についての記述がない。<br>災害弱者の対応に関しては、避難行動要支援者への対応が進んでいないと聞いている。高齢者や障がい者、子育て世帯などが安心して地域で暮らせるということは、それぞれで記述するより横断的に扱うほうがよい。<br>柱4の(4)に④をつくって記述するの一案。 | ●避難行動要支援者の名簿更新と新たに対象となった方への個人情報の同意確認を毎年実施している。<br>個別避難計画の策定も地域の協力を得ながら少しずつ拡大しているところ。<br>「危機への備え」の中で要配慮者の記載をしていますが、外国人旅行者や日本語を話せない方などの長期避難の場合とは状況が違ってくると思う。 |
|----|---------------|----|---|--|



## 「まちづくりの進め方」・「評価に基づく進行管理」・「施策の重点化」における主要意見等と対応方針案

| 該当箇所   |                   | 主要意見等の内容   |  | 対応方針案<br>(○：会議中の発言、●：持ち帰り対応)  |
|--|-------------------|--|--|---|
| 全般   | —                 | —  | 「優先」という表現については、「先行」としたほうがよい。「優先」とすれば、他はやらないと捉えられる。特別な予算を手当する先行的整備と、管理水準を踏まえた適宜整備の両方が必要。  |   |
|  | —                 | —  | 「優先」という言葉が使われていることがあるが、できるだけ全体を対象とした計画や手当のルールがあって、先行するという表現(内容)にされた方がよいと思う。優先事項が定めれば、効率的に課題が減少するといった印象があるのだろうが、優先事項を選択するための手順は、検討項目の絞り込みみであり、全体最適に近づくものではない場合が多いと思う。本当に効率化し、市民の納得も得たいのであれば、多少面倒であっても、検討範囲を広げて最適化し、実施順序を決定するというルートが望ましいと思う。 | ●限られた予算と人員の中、優先順位を付けざるを得ないこともあるが、市としては全体最適化をめざすべきなので、誤解のないような表現としたい。  |
|  | —                 | —  | 市としてのミニマムの設定が必要で、優先=他の切り捨てとなつてはいけな。削る・切るが強調されると、だいたい誰もが削られる側だと感じる。ミニマムを明らかにすることで、安心感につながる。SDGsの誰も取り残さない、何とかする水準。   | ○国がフルセットからの脱却といっているが、みんなで取り組むことにより、圏域行政や機能分化も含めて、広域的にフルセットに近い状態を保つていくこともあり得る。そうした姿勢も総合計画がいずれかの計画等で触れていきたい。  |
|  | —                 | —  | 切る・削るから転換して、計画通りやれば面白くなるといった、やる気の出る計画にしてほしい。   | ●前向きでわくわくするような計画にしてほしいという意見は他部会においても頂戴している。池田市らしさや良いところの創出と発信につながる取組の具体化の根拠となる計画とすることを心掛けたい。  |
|  | —                 | —  | 行政の権限行使に係るものも含めて、すべての政策・施策に市民参画と協働の余地があることを踏まえてほしい。  | ●まちづくりの進め方において、すべての施策を貫く考え方として「みんなで取り組むまちづくり」を挙げているので、その理念があることが伝わるよう表現を工夫したい。  |
|  | —                 | —  | 複数の施策をコラボさせ、取組の一層の充実を目指してはいかか。方法としては、関連する施策という欄を設けて施策番号を記載しておくなど。  | ●複数の施策のコラボは、重要な視点だと認識している。より多くの関係者を巻き込むことができるような施策の関連付けは効果的だと思う。  |
|  | —                 | —  | 施策シートで何度も「市民」という表現があるが、地域や団体が欠けているように感じられる。  | ○6次総計では、小さな行政といった考え方のもとで地域分権制度事業をつくり、メインは市が行い、細かいことは地域が行うという立て付けであったが、7次総計では、地域分権制度については表に出さずに総合計画とは別にやっていきたい。SDGsの考え方のもとで、みんなで地域をつくる流れとなっている。<br>○地域コミュニティの発展を願っているが、自治会加入率が低い。民生委員などが声を出せる場など、総合計画のなかでふれていきたい。<br>●この計画における「市民」が、池田市みんなであつてまちの基本条例で定義する「市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体」である旨を脚注等で説明することを検討する。 |
| —  | —                 | 4本の柱の順序について、基本的施策に価値を付加、高める施策という位置づけのものであるとするならば、柱の順序は、柱2⇒柱3⇒柱4⇒柱1がいいのではないか。   | ●「価値を高め発信するまち」の位置付けについては、ご意見のとおりであるが、現状では特に強調したい施策として、これを1本目の施策の柱とする案にしている。読み手から見た理解のしやすさなども勘案しながら、引き続き検討する。   |   |
| 柱3   | (1) 地域共生社会の実現     | 男女共同参画の推進  | 法律があるとはいえ、男女の別でいうのは、古い。国より先行して変えるべき。   | ○ご指摘を踏まえ、可能な限り前向きな表現を検討していきたい。  |
| まちづくりの進め方  | 全体                | —  | 施策シートと言葉のレベルを整理すべき。  | ●計画全体を通して言葉のレベルを整理する。   |
|  | (1) SDGsの推進       | —  | ESG投資には経営を挙げて叫ばれているところだが、SDGsは2030年になったら見事に達成できているというのではなく、だんだんぼやかして2040、2050の目標として見直されていくもの。ポストSDGsへの変化等への即応性が必要ではないか。  | ●ご指摘のとおり、時間の経過とともに、新たな課題や目標の発生は当然考えられるため、SDGsも見直されていくものと考えている。SDGsには一人一人が取り組み、実践していきながら、ゴールに近づくことが重要であると捉えている。  |
|  |                   |  | 自治体経営を国際基準で進めるのはよいことだ。   | ●SDGsをベースに池田市ならではのSDGsを実践していくことが重要だと考えている。  |
|  |                   |  | SDGsは最低条件として捉えて、その先を描いていくべきもの。   |   |
|  |                   |  | ウェディングケーキモデルがいちばんわかりやすいと思っているが、自然資源の上に人間社会があり、その上に経済がある。「統合的に」となったのはわかるが、踏まえられたい。  | ●自然環境なくして人間社会や経済は成り立たないというご指摘だと思う。SDGsにおける環境、経済、社会の3側面を考える際に留意したい。  |
|  | (2) みんなで取り組むまちづくり | —  | 「行政」の中に、指定管理者など専門的な部分を民間が担っているものが増えていなかで、プラットフォームというのは難しい。   | ○プラットフォームビルダーの考え方は大事だと思っている。  |
|  |                   |  | 外部専門人材をどう活かすか。分野横断で縦割りですムースにいかないところを改善するか。   | ●外部専門家との共創、協働は各事業において実施しているケースもあるが、政策立案の段階においても同様の取組ができると良い。  |
|  |                   |  | 情報の公開と発信は、意識して使い分けられたい。  | ●情報公開は市民の権利として充実させるべきものであるため、情報発信とは使い分けたい。  |
|  |                   |  | 行政が「プラットフォームビルダー」としての役割を果たすための具体的な取り組み、仕組み、事業などはどのようなものを想定されているのか。(例えば、施策の柱1-(2)の「官民連携のエリアプラットフォーム」など?)  | ●池田市SDGs推進プラットフォームを立上げるため、11月にステークホルダーの皆様にお集まりいただき会議を開催したところ。プラットフォーム設立の目的は、SDGsの達成に向けた行政・企業・団体等による幅広い活動の推進のため、SDGsの達成に向けた活動に取り組んでいる、または関心を持っている会員同士の交流や情報交換を通じて、各々の活動の活性化を目指すとともに、地域課題の解決を図ることとしている。   |
|  |                   |  | 「新たにまちづくりに参画する人や団体を増やす」ために、多様な主体と情報等を共有するための取り組み以外には、どのような取り組み、仕組みなどを想定されているのか。(前述のプラットフォームビルダーとしての役割とも関連するかと思うが)  |   |
| 「みんなで取り組むまちづくり」の実現に必要なと考えられる中間支援機能については、総合計画上ではどのような位置づけになるのか。 |                   |  | ●中間支援機能に関する総合計画上の位置付けとしては、「みんなで取り組むまちづくり」の中に、その理念として「プラットフォームビルダーの役割」や「みんなの連携の促進」などの表現を盛り込んでいる。  |   |
|  | —                 | 社会課題解決のプロトタイプと社会実験の場を提供するよう努力することも、プラットフォームビルダーとしての市の役割に加えてみてはどうか。複雑化する社会課題に対してはこうした取り組みが重要とされているし、すでにいくつか取り組みをされているようなので、それを見える化し拡大させるという意味もある。 | ●自治体として、フィールドを提供することは一つの重要な役割と考えているため、見える化することで周知をはかり、人を呼び込むきっかけにしたい。  |   |
|  |                   | 「つながりの強化」は、すべての施策で重要だが、施策の柱で特に記載がない。何を見ればいいのか、どうということをするのかがわかると、住民も一緒にやっていける。  | ○総合計画では、大きな視点として記載し、下位の具体的な計画や施策・事業において、具体的な記載としていく。   |   |
|  |                   | 「つながりの強化」に関しては、住民自治サイドの施策の波及効果を常に意識されたい。   | ●市民が自発的にやりたいと思える動機付けや仕組みをつくることで、広く市民に波及していくものと考えている。現在「市民の取組」としている枠を「みんなで取り組むこと」という主旨と捉えた上で、そうした動機付けや仕組みを示していきたい。  |   |



|               |    |   |  |  |
|---------------|----|---|--|--|
|               |    |   | 地域住民・住民団体、また企業・民間団体といったコーポレートシチズンなどの役割が分かりやすく記述されているのがよい。例えば、道路アドプトを引き受ける主体となるくらしいことを示してもよい。   | ●行政からの依頼ではなく、「みんなで取り組むまちづくり」の理念が伝わるよう、誰もが主体となって考えられるような記述とし、「市民の取組」の件も更新していきたい。  |
| (3) 持続可能な都市経営 |    |   | 「負担の先送り」など後ろ向きな表現が多い。  | ○将来世代への負担については、人材、働き方、ハードの老朽化など、様々な側面がある。これらへの対応については市民に分かりやすく表現していきたい。  |
|               |    |   | 単年度決算で今だけ・今年だけ・自分のところの会社だけ、ではいけない。行政経営は将来世代に波及的に責任を担うべきもので、無限責任経営である。将来世代への贈り物などに表現も検討されたい。  |  |
|               |    |   | 将来世代への負担は金だけではない。ズブズブな社会システムを残してもいけない。   | ●将来世代の立場に立って、都市経営を進めていくことが重要であると考えている。社会システムや資本についても、人口や年齢構成が変わることを念頭に置いて、再編・構築していくことが必要だと認識している。  |
|               |    |   | 制度資本、環境資本を残すという表現があってもよい。  |  |
|               |    |   | 優先・先行とはコストだけではない真の合理化ということで、例えば、人口構造に即して公共施設を再配置することなどである。   | ●公共施設等に関しては、行政として提供すべきサービスの量及び質を維持しながら、公共施設等の総量を縮減し、民間施設の配置状況も踏まえた最適な配置を図っていきたい。   |
|               |    |   | 環境・制度・アーバンインフラといった資本、さらには社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）など、21世紀型の資本の概念、コストダウン以外の事業の合理化を図る必要がある。  | ○金以外の資本に関して、金に換算すると大事なものを無くしていると感じることもある。  |
|               |    |   | プロジェクトごとに分野横断して取り組むという視点を。   | ●新たな課題や社会的なトピックスは複数の分野にまたがる複合的な問題が絡んでいることが多く、既存の枠組みでは対応が難しい場合もあるため、分野横断型の事業をプロジェクトとして位置付ける必要もあると認識している。  |
|               |    |   | 災害時にどうするかというまちづくりの予測、起こった時にできていたことがストップし、SDGsのいくつかが危機になった状態でのレジリエンスを根底に据えてほしい。   | ●災害時の行政の機能維持については、総合計画との両輪の関係にある池田市国土強靱化地域計画をはじめ、各分野別計画でその方針を記載しているところ。現状の施策体系では、「地球環境と調和する安全・安心なまち」における施策シートの取組方針にその要素を盛り込んでおり、横串として「まちづくりの進め方」内に位置付けてはしていない。     |
| 評価に基づく進行管理    | 全体 |   | P D C A サイクルを基本とした施策の管理・効果の検証を担保するための具体的な仕組み（庁内体制・庁外を含めた体制等）はどのようなものを想定されているのか。特に、「Action」の部分、検証結果を施策・事業等のブラッシュアップ、スクラップ&ビルドにどのようにつなげていくのかが気になる。   | ●庁内における評価としては、毎年度の施策評価に加え、最終年度には市民意識調査結果も踏まえて総括を行い、また、外部からの評価としては、市民意識調査に加えて、内部評価の総括を踏まえた池田市総合計画審議会での評価を予定している。そして評価の結果は、毎年度の予算編成に活用する他、最終年度の各評価は、後期基本計画の策定につなげたい。 |
|               |    |   | 2つ目の表題「計画の実行性の確保」中の『実行性』と、すぐ後文中の『実効性』は使い分けしているのか。  | ●意図しない使い分けであったため、表現を統一又は修正する。  |
| 施策の評価         |    |   | 施策の管理と効果検証のためには、プロジェクトマネージャーを配置して、その下の進捗管理を回していく必要がある。   | ●庁内では、施策の管理と効果検証のためのプロジェクトマネージャーの位置付けになるのは副市長であり、進捗管理を適切に行うことにもより注力したい。  |
|               |    |   | 市民とのコミュニケーションは難しい。福祉は充実させたい方がいいかと訊かれたら、いいと応える。50年来池田に暮らしていて不自由を感じていないが、どうですかと訊かれるとけしからん、と実態に即さない反応が返ってくる。  | ●日頃から市民と顔を合わせて、コミュニケーションが取れる関係になることが重要だと感じている。市民との密なコミュニケーションにより、より実態に即したご意見を頂戴できると考えている。  |
|               |    |   | 内部評価レベルでは、ポスト評価と生産量評価となる。アウトカム評価が必要で、外部機関である審議会が当たるべきものかと思う。市の現状は？   | ○内部評価は事務事業評価を行って、それを議会にお示ししている。評価を踏まえての見直しに不十分な面があると考えている。   |
|               |    |   | 事業単位で振り返り、総合的に評価するところがあるが、ちょっと整理したほうがいい。プロジェクトマネージャーとは俯瞰して見る人かと思うが、副市長が相当するか。  | ○評価することが目標となっている面があり、テーマに即して重点化を図る。施策単位の事業ごとの評価は、効果的な指標の設定が困難なものもあり、テーマごとに評価することも検討したい。  |
|               |    |   | この部会において、合理的な活動指標は何かということを検討することになるかと思うが、職員も業務に追われているとなかなか意識が向かないが、総合計画策定を契機として、有効な指標について考えてもらってもよい。   | ●単にアウトプットとなる指標を達成していくだけではなく、社会にとつてどのようなことが有益になるのかという、アウトカムを考えることは重要だと考えている。それを考えることで、市職員も何のために仕事をしているのかを理解することにつながると思う。  |
|               |    |   | 施策毎の「めざす姿」の実現状況を確認するための指標（アウトカム指標、インパクト指標）は設定されるのか。おそらくは、市民意識調査の結果などが設定されるかと思うのだが、その内容、具体的な目標値などは総合計画に掲載されることになるのか。また、市民意識調査の結果以外ではどのような指標を想定されているか。   | ●ご指摘のとおり、アウトカム指標を設定することで、進捗状況を把握しやすくなると思うので、具体的な目標値についても設定を検討したい。また、市民意識調査以外では、総合計画と両輪をなす池田市国土強靱化地域計画や、総合計画関連の深い第2期池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標を用いることを想定している。             |
|               |    |   | 各施策の評価をするうえで、「めざす姿」と「取組の方針」や具体的な取り組み・事業の因果関係の整理が重要になると考えるが、「めざす姿」を実現するための「取組の方針」はどのようなロジックで設定・整理されたのか。   | ●施策シートにおける「取組の方針」は、小施策として、これまでの取組や昨今の社会状況等に鑑みて、特に重要と思われる2～4項目を掲載している。「めざす姿」との対応状況については、説得力に欠けないよう、「取組の方針」も含めた両面から表現を調整しているところ。                                     |
|               |    |   | 目標に達するルートは多くあり、その中で実施するべきものを選択するわけだが、いずれのルートにも副作用があると思う。その副作用が長期的には大きな問題に発展する恐れもある。そこで、「めざすまちの将来像の実現に向けて、事業が効果的に展開されているか」、「めざすまちの将来像により近づくために何が必要になるか」という当事者の視点に加えて、「計画期間完了時やそのさらに先の池田市・池田市民から見て、取り組みは適切であるか」というように、少し離れた視点、事業効率以外の視点（持続可能性が重要課題なので、時間軸の変化）も加えてみてはどうか。見逃していた課題やより合理的な取り組み、想定していなかった価値観に気づく可能性があると思う。 | ●将来の市民が納得できる結果をめざすという視点は重要なものと認識している。評価手法の設計にあたっては、当事者目線での予測だけでなく、将来の視点からの逆算など、それぞれの特性を踏まえて検討していきたい。   |
|               |    |   | 審議会による評価が追加されているが、従来もやっていたのか、新規に導入するのか。  | ○現総計は12年構想・12年計画であり、計画期末に実施していたところ。次期総計は10年構想・5年計画で、前期・後期の節目に計画期末の審議会評価を行うことを書き加えたものである。   |
|               |    |   | 将来的な市民ニーズをどのように測定するかを、具体的に考えておくと、より良い計画になる。  | ●将来を意識することは、総合計画にとって必要なことなので、5年後、10年後のために今できることは何かを意識した内容としたい。   |
|               |    | 施策評価のための指標の掲載は予定しているのか。市民が活動する上でも参考になる。 | ○事業レベルで目標を設定して進捗を管理し、公開しているほか、施策レベルでも評価するが、基本計画自体には掲載しないものと考えている。  |  |

|        |  |   |  |
|--------|--|---|--|
|        |  | 行政内部で、有効性指標の議論を深めて、できるだけアウトカムの指標を設定し、アウトプット指標で代理する場合には、その妥当性の説明があるようにする必要がある。                       | ●アウトカム指標を設定することで、進捗状況を把握しやすくなると思うので、具体的な目標値についても設定を検討したい。                          |
|        |  | ポピュリズムに陥ることなく、きちんとした公共的な目標指標を示すということに留意されたい。「何をつぶす」「何を残す」「何を将来世代のために先行投資する」ということを決めるのに、叡智が必要な時代である。 | ●公共の福祉にとってどのような状態が有益かを留意し、指標を検討したい。  |
| 施策の重点化 |  | 人材や財源は無尽蔵ではない。企業内では、現在の仕事に充てている100のマンパワーを50に減らして、50で新しいやっていきたいことに充てるというリソースシフトの議論をしている。             | ●自治体経営においても、すでに人材が減少しつつある中、これまで通りのやり方で同じ仕事をするは無理が生じているので、ご指摘のような議論を始める必要があると感じている。 |
|        |  | 企業における文化的なリニューアルの努力について、職員研修など企業とのコミュニケーションがあってもよい。   | ○企業とのパートナーシップに関しては、一部協働事業をやっけいこうという動きが少し出てきている。総合計画の中では言及しにくいと思う。                  |
|        |  | 施策の重点化で、「限られた人材や財源を、重点的に取り組むべき施策へ配分」ということであるが、本基本計画の中で施策ごとの重点度合いを表すことになるのか。                         | ●施策の重点化については、前期基本計画では、その必要性和考え方のみを記載し、これに基づいて、毎年度の予算編成時に具体的な重点施策を設定していくことを想定している。  |
|        |  | 施策の重点化については、財政的なことを度外視して、この施策は要る・要らないといった議論を実験的にやってみてもいい。   | ●新しいアイデアや前向きな意見が出てくるのが期待できるので、職員研修で若手職員に考えさせることも一案と考える。                            |
|        |  | 「重点化」がどういうものかわかるような記述が必要。   | ○予算編成前に重点テーマを設定し、選択と集中を図って、翌年度の施政方針に反映させ、議会にも説明し、テーマのもとでの評価を行うなどを考えている。            |

## 第7次総合計画前期基本計画施策シート書き方チェックリスト(案)

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | チェック項目   |
| <b>総論</b>                           |  |
| <input type="checkbox"/>            | 各シートにおける施策のレベル感は合っているか。  |
| <b>論理性</b>                          |  |
| <input type="checkbox"/>            | 「現状と課題」は市としての問題分析をした内容になっているか。   |
| <input type="checkbox"/>            | 「取組の方針」は「現状と課題」で分析した問題を解決するためのプランとなっているか。  |
| <input type="checkbox"/>            | 「取組の方針」と「市民の取組」を実践することで、「めざす姿」に近づくことができる内容になっているか。   |
| <input type="checkbox"/>            | 数字(目標値や現状値)がないと分かりにくい、説得力に欠く、または数字があることでより読みやすくなるかどうか検討したか。<br>(バックデータが本文に入りきらない場合は資料ページに記載する) |
| <b>独自性</b>                          |  |
| <input type="checkbox"/>            | 一般論にとどまらず、池田市独自のことが書かれているか。  |
| <b>将来性</b>                          |  |
| <input type="checkbox"/>            | 今後10年間だけではなく、未来の池田市を見すえた内容になっているか  |
| <b>公益性</b>                          |  |
| <input type="checkbox"/>            | 社会にとってどのような点が有益な施策か説明できるか。   |
| <b>施策間の連携</b>                       |  |
| <input type="checkbox"/>            | 他部局と関連性の高い施策がある場合、それぞれのつながりを意識した表現となっているか。   |
| <b>まちづくりの進め方(施策を貫く横ぐし)</b>          |  |
| <input type="checkbox"/>            | 「SDGsの推進」に合致した施策になっているか。   |
| <input type="checkbox"/>            | みんなで取り組むまちづくりを意識した施策になっているか。   |
| <input type="checkbox"/>            | 持続可能な都市経営を実現することに寄与する施策になっているか。  |
| <b>その他</b>                          |  |
| <input type="checkbox"/>            | 「です・ます調」ではなく「だ・である調」になっているか。   |
| <input type="checkbox"/>            | 同じ単語を多用していないか。   |
| <input type="checkbox"/>            | 1文が2行以下(長くても3行)に収まっているか。   |
| <input type="checkbox"/>            | 簡単で分かりやすい文章になっているか。  |

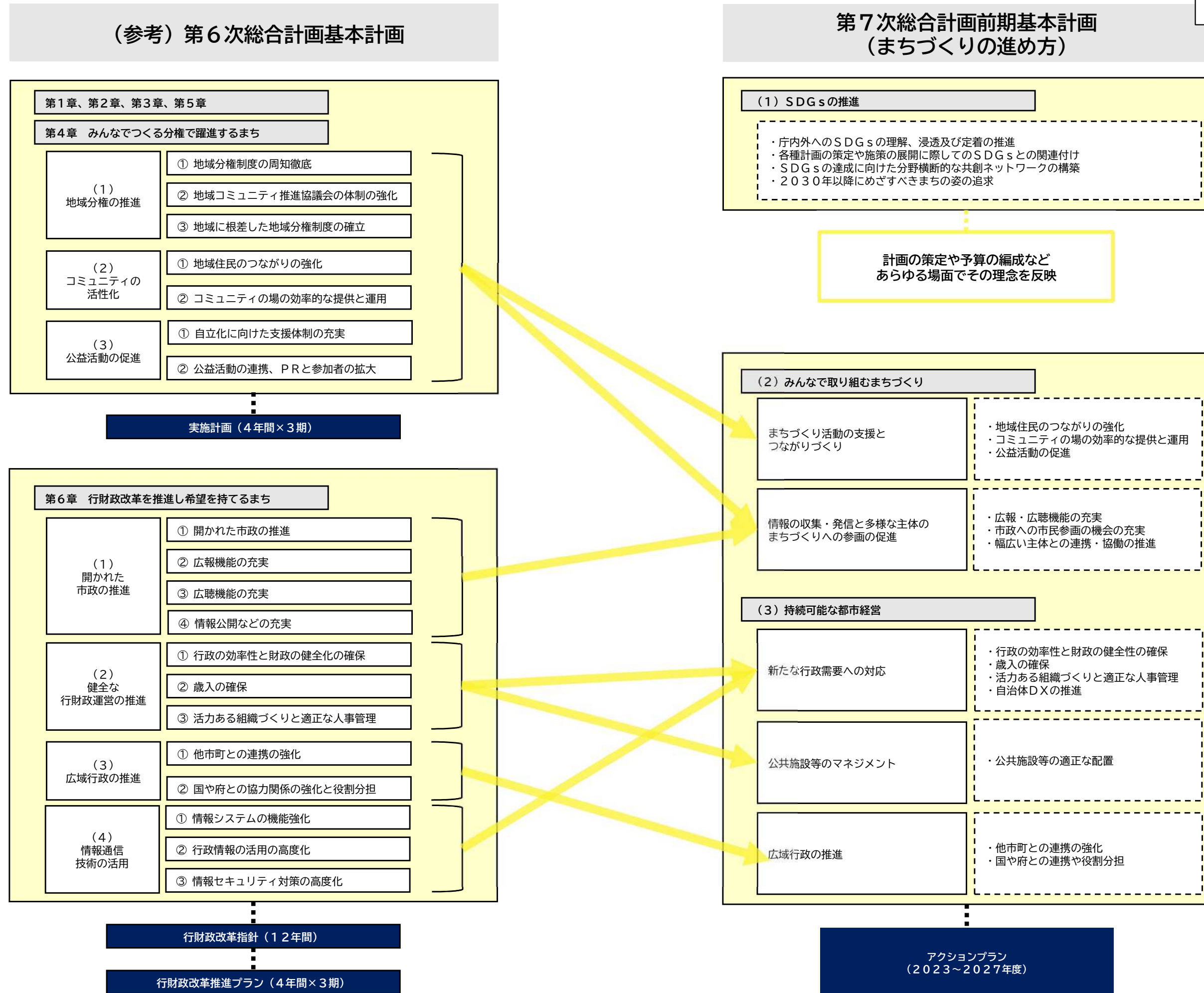
## ◆その他検討事項

- 「充実」は既存のもの、「図る」は新規のもの、その他、「優先」と「先行」の使い分けといった凡例について
- 施策シート「市民の取組」の名称そのものを変える案と内容の充実例)「市民の取組」→「みんなで取り組むこと」について



# 第7次総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」に盛り込む取組とその推進の体系について（案）

資料 3 - 1



# 池田市行財政改革指針

平成 2 3 年 9 月

池 田 市

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| はじめに .....                                 | 1  |
| 第1章 みなおし元年（平成9年）からの行財政改革の考え方 .....         | 2  |
| 第2章 みなおし元年（平成9年）からの行財政改革の効果 .....          | 3  |
| 第3章 行財政改革のあり方（市政における行財政改革の位置付け） .....      | 6  |
| I 行財政改革は恒常的な取組 .....                       | 6  |
| II 行財政改革は総合計画の確実な実施のため必要財源を確保する取組<br>..... | 8  |
| 第4章 行財政改革のプラン策定に当たっての留意点 .....             | 9  |
| 第5章 行財政改革の指針 .....                         | 11 |

## はじめに

本市では、景気の急激な悪化等による危機的な財政状況を打開すべく、平成9年をみなおし元年として、改革に次ぐ改革を実施してきた。その結果、財政再建（再生・健全化）団体に陥ることなく、また、市民サービスを低下させることなく市政運営を継続してきている。具体的には、平成10年度の経常収支比率112.0%が、平成22年度には93.1%、平成9年度の人件費総額100億円が、平成22年度には62億円となり、行財政改革の効果が着実に現れている。これはひとえに、市民の理解、協力のもと、市議会、行政が一丸となって市民に軸足を置いた市政を進めてきた証である。

しかし、この14年の間で市税収入はピーク時には、年間195億円であったのが、今や160億円となり、先行きには不透明感がただよっている。また、市税収入が150億円台に落ち込むことさえ十分に考えられる状況である。

今、本市に課されていることは、さらなる税収への落ち込みが進んだ場合にも、着実な市政運営を行うことのできる行政体質への転換である。

そのためにも、これまで同様、「民間でできることは民間で行う」ことを念頭に行政のスリム化を図り、「池田市みんなでつくるまちの基本条例」に基づく、市民、市議会及び行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、「全国初・池田発」の地域分権制度を推進し、基礎自治体として新しい民と官との連携のあり方を確立することが大事である。

そこで、本市の行財政改革についての考え方及び第6次池田市総合計画期間中における基本的方向性を示すとともに、今後とも行財政改革を継続的に断行していく意志を示すため、ここに「池田市行財政改革指針」を定めるものである。



## 第1章 みなおし元年（平成9年）からの行財政改革の考え方

平成9年に始まる本市の行財政改革はこれまで大きく2つに分けられる。

第1期は、平成9年度から平成18年度までの期間であり、「池田市行財政みなおし推進計画～みなおし'97～」(平成8年12月策定)、「新行革大綱」(平成12年8月策定)、「新行革大綱アクションプラン」(平成15年5月策定)による取組を行った10年間である。

この時期は、財政危機からの建て直しとともに、直面する財政再建団体へ陥る危険性からの回避のため、喫緊の課題から、即効性のある課題に着手し、効果をあげた。

続く第2期は、平成18年度から平成22年度までの5年間であり、「池田市行財政システム改革プラン」(平成18年3月策定、平成21年3月中間見直し)による取組の時期である。

プラン自体は、直面する財政危機を回避するだけでなく、中長期的な展望に立ち、よりスリムで効率的な市政を実現し、人口減少時代に対応できる安定的な行政組織の基礎を確立するために策定したものであり、あわせて「池田市みんなでつくるまちの基本条例」に基づくまちづくりの推進のため、市民、市議会そして行政がまちづくりの基本理念を共有し、お互いに協力してまちづくりを行うことを求めるものであった。

「池田市みんなでつくるまちの寄付条例」を制定するなど新たな歳入の確保や指定管理者制度導入施設の拡大、下水道事業の地方公営企業法全部適用化等、行財政の仕組みそのものを変革することに主眼を置いた取組を行った。

## 第2章 みなおし元年（平成9年）からの行財政改革の効果

### 【第1期】平成9年度～平成18年度

「池田市行財政みなおし推進計画～みなおし'97～」(平成8年)

「新行革大綱」(平成12年)

「新行革大綱アクションプラン」(平成15年)

|  |
|--|
| <b>数値目標額</b> ①経費の削減 220億円<br>②職員数の削減180人 |
|--|

#### ① 経費の削減

平成9年度から平成18年度までの計画期間における経費削減効果は下表のとおりであり、目標の220億円に対し224億円近くの効果を上げることができた。

(単位：百万円)

| 区分 \ 年度  | 9～11年度<br>累計額 | 9～14年度<br>累計額 | 9～18年度 |        |        |
|----------|---------------|---------------|--------|--------|--------|
|          |               |               | 累計額    | 目標額    | 達成率    |
| みなおし'97  | 2,353         | 5,259         | 9,136  | 9,000  | 101.5% |
| 新行革大綱    | —             | 3,240         | 9,200  | 9,000  | 102.2% |
| アクションプラン | —             | —             | 4,051  | 4,000  | 101.3% |
| 合計       | 2,353         | 8,499         | 22,387 | 22,000 | 101.8% |

#### ② 職員数の削減

計画開始の平成9年4月1日現在には991人であった一般会計職員数(実数)が、平成18年4月1日現在では208人減の783人となり、平成12年度にスタートした介護保険特別会計(一般会計から移行)の13人を除いても9年間で195人の職員を削減し、目標である180人を上回る成果を収めた。

| 区 分    |          | 年 度        |            |            | 計            |
|--------|----------|------------|------------|------------|--------------|
|        |          | 9～11年度     | 12～14年度    | 15～18年度    |              |
| 目<br>標 | みなおし' 97 | 5% (50人)   | —          | —          | 5% (50人)     |
|        | 新行革大綱    | —          | 5% (50人)   | 5% (50人)   | 10% (100人)   |
|        | アクションプラン | —          | —          | 3% (30人)   | 3% (30人)     |
|        | 計        | 5% (50人)   | 5% (50人)   | 8% (80人)   | 18% (180人)   |
| 実 績    |          | 6.9% (68人) | 6.2% (61人) | 8.0% (79人) | 21.0% (208人) |

## 【第2期】平成18年度～平成22年度

「池田市行財政システム改革プラン」(平成18年)

|  |
|--|
| <b>数値目標額</b> ①経常収支比率90%台<br>②職員数158人削減(対平成18年度比18%削減)<br>③人件費総額(退職手当を除く)70億円以下 |
|--|

### ① 経常収支比率

経常収支比率は、平成17年度には103.0%であったのが、平成20年度に97.9%と100%を切るものとなり、早々と目標を達成した。さらに平成22年度においては、93.1%となり、財政構造の弾力性が好転した。

「経常収支比率」とは、財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示す。地方税、普通交付税のように用途が特定されず毎年度経常的に収入される財源(経常一般財源)が、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費にどれくらい充当されているかを見ることで、財政の健全性を判断できる。

#### 経常収支比率の推移

(単位: %)

| 年 度 | 17年度(参考) | 18年度  | 19年度  | 20年度 | 21年度 | 22年度     |
|-----|----------|-------|-------|------|------|----------|
| 実 績 | 103.0    | 101.3 | 101.7 | 97.9 | 98.5 | (※) 93.1 |

(※) 22年度経常収支比率は速報値



## ② 職員数の削減

平成18年4月1日現在880人であった全職員数（企業会計を除く）が、平成22年4月1日現在では180人減の700人となっており、平成21年度の上水道部門の統合に伴う特別会計から企業会計への20人の移行分を差し引いても160人と、目標である158人を上回る削減となった。

| 年 度 | 17年度<br>(参考) | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 対18年度 |
|-----|--------------|------|------|------|------|------|-------|
| 計 画 | —            | 888人 | 860人 | 813人 | 719人 | 702人 | △186人 |
| 実 績 | 915人         | 880人 | 836人 | 792人 | 720人 | 700人 | △180人 |

## ③ 人件費総額

平成22年度時点で70億円以下を目標としていたが、平成20年度以降は目標数値を達成しており、平成22年度では62億6000万円であった。

(単位：百万円)

| 年 度 | 17年度(参考) | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  | 22年度  |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実 績 | 7,716    | 7,572 | 7,410 | 6,984 | 6,490 | 6,260 |

## 第3章 行財政改革のあり方（市政における行財政改革の位置付け）

### I 行財政改革は恒常的な取組

施策を実行するための財源を確保するために必要なことは、「入るを量りて出づるを制する」ことであり、すなわち歳入の確保と歳出の抑制をいかに行うかということである。

行財政改革においては、歳入の確保にも当然取り組むが、何より歳出を抑制するために、緊急性、必要性、効果性を考慮しながら、限られた財源の中で市民ニーズに沿った運用を行うために、事務事業の改善、スリム化を図ることとなる。

地方自治法第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあるように、仮に財政的に好転の兆しが見られたとしても、地方自治体は行財政改革を常に行わねばならないのである。

行財政改革は、地方自治体における永遠の課題だといえる。

#### ① 取組期間は第6次池田市総合計画期間中の12年間

本市のこれまでの行財政改革が2期に分けられることは、前述したとおりである。

そして第3期として、第6次池田市総合計画の期間である平成23年度からの12年間を取組期間とし、当指針に基づいて策定される行財政改革のプランにより改革を行うこととする。

「市民の意識改革」を主眼に置き、地域分権をより地域に根付かせ、市民が「自分たちのまちは自分たちでつくる」という合言葉のもと、まちづくりに取り組むことが肝要と考えており、新たな民と官との連携の仕組みづくりを行い、これまで市が担っていた事業についても市民の手により効率的な執行がなされるものを期待するものである。

また、「民間でできることは民間で行う」という考えのもと、徹底したアウトソーシングのほか、これまでの積み残し課題にも取り組んでいく。

#### ② ニーズの複雑化・多様化と行政の役割の変化

社会経済情勢の変化に伴う個々人の価値感の多様化等により、行政へのニー

ズも複雑化・多様化し、また、平成不況の経済低成長時代においては、市民の価値観にも変化が見られ、「モノ」「カネ」から「良好な環境」「健康」など内面的な価値をより重視する方向へとシフトしてきた。

他方、ボランティアや営利・非営利を問わず様々な法人の活動が活発となり、行政の役割にも変化が見られるようになってきている。

このため、行政は、今までのような行政サービスの直接の提供という役割から、各種の主体と協働して、市民の複雑かつ多様な公共的ニーズを総体として保障していく方向へと転換してきているのである。

そして、こういった社会情勢の中で、今や新たな民と官との連携が求められているのである。

### ③ 市民との信頼関係の確立のため、開かれた市政を推進

まちづくりを進めるに当たっては、「主役は市民、行政はコーディネーター」であるという認識が市民・行政ともに求められる姿勢である。まちづくりは市民の声にまず耳を傾けることから始まり、あわせて市民のまちづくりへの主体的な参加を基礎に置くものである。

本市では、市民のまちづくりへの主体的な参加を可能とするため、平成17年12月に制定した「池田市みんなでつくるまちの基本条例」により市民、市議会、行政の協働によるまちづくりの必要性を位置付け、さらには、平成19年6月に制定した「池田市地域分権の推進に関する条例」に基づき、地域分権を推進しているところである。

そして、こういった仕組みづくりを進めるうえで、求められているのが市民と行政との間での信頼関係の確立であり、そのためには開かれた市政が必要不可欠である。

本市ではこれまで、「池田市情報公開条例」の施行、各種審議会等の委員の一般公募、審議会等の公開さらにはインターネットや広報誌による情報提供、パブリックコメント制度の確立等、開かれた市政に取り組んできているところであり、今後も推進していくものである。

### ④ 市民ニーズの的確な把握と応答

本市が「世界に誇れるまち」たるには、開かれた市政を推進するとともに、行政が複雑化・多様化する市民ニーズを的確に吸い上げ、それに応えうる質と内容を有するサービス提供が必要であり、そして何よりもそれを受け入れるべき行財政上の体制を確固たるものにする必要がある。そのためにも、行財政改

革は必要不可欠である。

## ⑤ 徹底した事務事業の見直し

これまでのような市有地の売却や基金の取崩し等の臨時的財源に頼る財政運営は限界に来ている。今後は、財源の確保に努めるとともに、經常事業に係る事務事業等は、行政評価システム等を活用し、市民ニーズに応えられるよう徹底した見直しを行う。

また、事務事業の効率化を図った上で、経費削減を行い、足らずの部分は人件費の削減を求め、聖域なく経費を見直していくものである。

## II 行財政改革は総合計画の確実な実施のため必要財源を確保する取組

本市では、平成23年度から平成34年度を目標年度とした第6次池田市総合計画に基づく施策の実施に取り組んでおり、平成26年度までに行う施策については、第1期実施計画によりその取組内容を明らかにしている。

さらに、4年間ごとの具体的なプログラムである第2期実施計画、第3期実施計画を実施していく中で、各実施計画の事業を遂行するため、行財政改革を恒常的に実施し、必要な財源を確保することが必要となる。加えて、長期の市の目標を定めた第6次池田市総合計画の柱の1つである「第6章行財政改革を推進し希望の持てるまち」を実現するための基本的な方向性を示し、総合計画の期間（12年間）における行財政改革の実際の取組の大枠を定めるものとして当指針を位置づけるものである。各実施計画の事業を遂行し、財源確保のため、具体的な行財政改革の実施プログラムを各行財政改革のプランに落とし込むものである。

各行財政改革のプランでは、第6次池田市総合計画及び実施計画と連動し、各期の計画事業を確実に遂行する上で必要な財源を確保するものであり、将来世代に負担を残さないため、プランに基づく実施プログラムを行うことで行財政改革を着実に行うものである。



## 第4章 行財政改革のプラン策定に当たっての留意点

### ① これまでの行財政改革との継続性

本市における行財政改革を第1期、第2期、第3期と区分することができるが、そのめざすものには変わりはない。常に念頭にあるのは、「小さくとも世界に誇れる池田」であるために、市民ニーズにいかに応え、活力と創意のあるまちづくりをいかに推進し、市民が住み続けたいまちとしてあるべきためにはどうすればよいか、ということであり、その思いは第3期の行財政改革期間を担う新たな行財政改革のプランにも脈々と受け継がれていくものである。

すなわち、行財政の見直しは、まちの活性化へと展開されるべきものであり、常に「明日の池田」を念頭に置いたものと捉えている。

そして、「住み続けたいまち」であり続けるためにも、今後ますます複雑化・多様化するであろう市民ニーズに的確かつ迅速に応えていくだけの基礎体力が必要であり、そのためには行財政改革が不可欠なのである。

### ② 地方分権から地域分権へ

ところで、平成7年5月には「地方分権推進法」が制定されたが、これはまさに時代が「集権と画一」から「分権と多様」へと変革していく流れを象徴するものであった。また、人々のニーズがハード面からソフト面への重視へと移行し、生活環境、福祉施策等、きめ細やかな質的充実が求められるようになってきた時代であった。

そのような中、本市においても、一地方自治体として地方分権改革に取り組むこととなる。そして、10万都市としての基礎的自治体のあり方を模索する中で、本市では地方分権改革の最終目標として“地域分権”制度の確立をめざしている。

地域分権は「全国初・池田発」の制度であるが、制度発足から5年目を迎え、より制度を充実させるべく、「自分たちのまちは自分たちでつくる」を合言葉に地域住民の声を市政に反映させるだけでなく、その担い手も地域に委ねようとするものである。

### ③ 財政見直しと行財政改革

平成34年度までの12年間における行財政改革のプランは、第6次池田市

総合計画及びその進行管理のための第1期～第3期実施計画と連動し、かつ、これらを確実に実行するために必要な取組として適宜策定するものである。

策定に当たっては、財政推計、収支見通し等の財政見通しにより、将来に向けてどれほどの財源を確保しておくべきかを考慮することが必要不可欠である。

加えて、平成23年3月に発生した東日本大震災に係る政府の地方財政対策に伴う影響のように現時点においては見通しが困難な要素についても考慮しなければならない。

その他予期し得ない収入減少や不時の支出増加等に備え弾力的な財政運営を行うためには、財政調整基金<sup>※</sup>への積立て等を不断の取組として実行するとともに、臨時的な財源に依拠しない体制を整えることが大切であり、そのためにも恒常的な行財政改革を行うことが必要であるという視点を忘れてはならない。

※ 年度間の財源の不均衡をならすための積立金で地方財政法で設置が義務づけられている。取り崩せるのは、財源不足時の穴埋め、災害時、緊急に必要な公共事業等に限られている。

## 第5章 行財政改革の指針

### ① 行財政改革の基本的方向

第3章でも述べたが、行政には、厳しい財政状況のもとであっても、限りある財源や、かけがえのない人的資源を最大限有効に活用するとともに、行政の透明性の確保による市民との信頼関係の確立、多様な公共的ニーズの的確な把握による質の高い行政サービスの提供など、今後のあるべき姿の実現のため、常に新たな施策を展開し続けていくことが求められており、行財政改革はそのための方法論として位置付けられるものである。

なお、当指針は第6次池田市総合計画期間中（平成23年度～平成34年度）の行財政改革の指針とするものであり、次期プラン（平成27年度～）以降も当指針を念頭に、各実施計画と連動して策定し、行財政改革を行っていくものである。

### ② 行財政改革でめざす姿

#### (1) 「池田市みんなでつくるまちの基本条例」に基づくまちづくりの推進

市民、市議会、行政がまちづくりの基本理念を共有し、活力に満ちた地域社会を実現するため、協働により行う新たな民と官との連携に基づくまちづくりを推進する。

#### (2) 安定した行財政基盤の確立

この16年間を振り返ったとき、市税収入はピーク時から35億円落ち込み、今や年間160億円となっている。そのうえ、今後の景気の回復も見通しが立ちにくく、市税収入がさらに減少してしまう可能性もある。

そのため、今後もよりスリムで効率的な市政の実現をめざし、市税収入が恒常的に160億円であっても市民サービスを低下させることのない、効率的な行財政運営を可能とする仕組みづくりに取り組む。

#### (3) アウトソーシングの促進

「民間でできることは民間で行う」という考えのもと、徹底したアウトソーシングに取り組むとともに、地域分権をより地域に根付かせ、市民が「自分たちのまちは自分たちでつくる」という合言葉のもと、まちづくりに取り

組んでいただけるようにする。

### ③ 行財政改革における重点事項

第6次池田市総合計画計画期間内の12年間に実施する行財政改革の重点事項をここに規定する。第6次池田市総合計画の基本計画において6つのまちづくりの基本目標を定めているが、その基本目標の1つとして「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を実現するため、下記の4施策に取り組む。

この4施策は、今後の行財政改革の改革のポイントとなるものである。

なお、行財政改革のプランは、当指針に基づき策定するものであるが、各々のプランで4年ごとの目標を定めるものとする。

#### (1) 開かれた市政の推進

池田市流のまちづくりを進めるに当たっては「主役は市民、行政はコーディネーター」という役割分担が求められる。そして、市民の主体的なまちづくりへの参加を促進するためには、市民からの信頼が不可欠である。そのためにも、市の保有する情報を積極的に市民に提供していく必要がある。

#### (2) 健全な行財政運営の推進

平成22年度は、臨時的財源に頼ることなく形式収支を黒字化することができたが、恒常的なものでは決していない。そのため、平成23年度に策定する新たな行財政改革のプランにおいても、財源の確保に努めるとともに、職員数削減をはじめとする人件費の抑制と事務事業の徹底した見直しなどにより財政の健全化を推進する。

また、サービスの質の低下を招くことのないよう市民目線に立ちながら、「民間でできることは民間で行う」とともに、市民、市議会、行政の協働によるまちづくりを推進し、さらには地域分権をより根付かせることで、行政は、行政でなければできないことを行う組織となるよう努める。

具体的な取組を以下に示すものである。

##### ア. 事務事業改革

経常事業等は、行政評価システム等を活用し、市民ニーズに応えられるよう徹底した見直しを行い、事業の効率化を図る。さらにスクラップアンドビルドにより新しい政策を実施する。

##### イ. 公共施設改革

公共施設の管理運営方法について検討し、市民ニーズに合った施設の有効



活用を図るため、施設の統廃合を含めた取組を行う。

#### ウ． 外郭団体改革

人的、財政的支援を行っている外郭団体については、各団体ごとに今後の役割及び縮小整理統合を検討し、また、平成25年11月を期限とする公益法人制度改革に向けた取組を行う。

#### エ． 歳入の確保

使用料・手数料の受益と負担の適正化を定期的に検証する。また、公平性の観点から税金等の滞納対策を強化するとともに、あわせて、広告モニターの設定といった新たな収入確保策にも取り組む。

#### オ． 受益者負担の適正化

行政サービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮しつつ、税で負担しなければならない対象者を明確にし、特定の者が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図り、受益に応じた負担を求める。

#### カ． 人件費改革

平成22年度の退職手当を除く人件費総額は、62億6000万円であり、平成9年度には100億円超であったことを考えると実に4割もの削減を達成したことになる。近年、人件費比率が20%前後で推移しているのは、直営事業の見直しを含めて定員削減への取組を行った成果といえる。

しかしながら、今後とも人件費総額の削減については継続的に取り組んでいくことには変わりはない。税収の伸びが見込み難しく、生活保護等に係る扶助費も年々増加の傾向にあるため、今後の国の社会保障制度の動向を注視しなければならない状況を勘案するならば、義務的経費を抑えるためには人件費をいかに抑えるかしかなく、職員給与の独自削減について再度検討せざるを得ない状況にある。

#### キ． 人事管理改革

職員規模については、本市における事務事業を効果的、効率的に処理するために必要な職員数を割り出し、かつ適正に配置する定員管理を行うことにより、全体としての定員を抑制し、少数精鋭の中で行政需要に的確に対応していく。そのためにも、研修の充実等により職員の能力を計画的に向上させるとともに、適材適所の配置により効率性を高める。

また、人事評価制度の活用等により、職員の意識改革を図る。

#### ク． 組織機構改革

市民ニーズと行政課題に機能的、効率的に対応できる組織体制の整備を図る。また、新たな市民ニーズにも即応できるよう、必要に応じて部局間を横断した庁内プロジェクトを充実する。

#### ケ．民間活力の有効活用

「民間でできることは民間で行う」という考えのもと、行政の担うべき役割を再考し、施設管理だけでなく、内部の総務事務や定型的業務についても検討を行い、徹底したアウトソーシングに取り組む。

#### (3) 広域行政の推進

厳しい財政状況の中、国・府からの権限移譲が進められるなど、市が担うべき役割が拡大している。また、交通手段の発達等により、地域住民の生活圏が拡大され、行政区域を超えたサービスが求められている状況を踏まえ、そのニーズに効率的に対応するため、広域行政を推進する。

#### (4) 情報通信技術の活用

電子自治体の構築のため、情報通信技術の便益を最大限に活用した各種行政手続の電子化を推進し、行政サービスの利便性の向上を図る。

平成23年9月

**池田市行財政改革指針**

発行 池田市

編集 池田市総合政策部行政経営課

〒563-8666

大阪府池田市城南1丁目1番1号

T E L : 072-754-6214 (直通)

H P : <http://www.city.ikeda.osaka.jp/>

E-mail : [keiei@city.ikeda.osaka.jp](mailto:keiei@city.ikeda.osaka.jp)

# 池田市行財政改革

## 推進プランⅢ

(平成31(2019)年～34(2022)年度)



平成31年3月  
池田市





# 目次

## Contents

はじめに

1

## 第1章 池田市行財政改革推進プランⅢの策定にあたって

- 第1節 行財政改革の体系（平成23～34（2022）年度） 2  
第2節 池田市行財政改革推進プランⅠ、Ⅱの振り返り 3

## 第2章 池田市行財政改革推進プランⅢの概要

- 第1節 策定の趣旨 10  
第2節 改革期間 11  
第3節 改革の目標 11  
第4節 目標の解説 12  
第5節 目標達成のための視点 17  
第6節 第6次池田市総合計画のもとプランⅢにおいて改革を推進して  
いく項目 18  
第7節 改革を進行管理する手続 20

## 第3章 池田市行財政改革推進プランⅢの具体的な取組内容

- 第1節 各部における行財政改革の重点取組項目 22  
第2節 実施プログラム 24

- 【資料1】池田市行財政改革推進委員会による審議 41  
【資料2】効果額の測定方法について 44  
【資料3】用語解説 46

### 凡例

- \*○○○○○\* :【資料3】用語解説に記載がある用語を示しています。  
\*平成○○（○○○○）:改元が予定される平成31年度以後の記載について西暦を併記  
しています。ただし、公表された報告書等における表記を引用す  
る場合は、その表記にあわせています。



## はじめに

池田市においては、あの未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災の翌年度である平成7年度決算で赤字団体に転落したことから、政策方針として「安全・福祉・文化・教育」の4つの柱と共に掲げた「行財政改革の推進」に沿って体制を再構築しました。その取組が具体化したのが「みなおし元年」と位置づけた平成9年であり、以後3期約20年間に渡り推進されることになる本市の行財政改革が産声を上げた年といえます。

バブル経済の崩壊の後も、我が国は、ITバブルからのIT不況、実感なき好景気以後の世界同時不況など数々の厳しい時勢に直面して参りましたが、本市としては行政サービスの水準を維持するべく、経費や職員数の削減を中心とする「量の行財政改革」の断行はもとより、更にサービスの質を高める「質の行財政改革」にも重点を置き、的確な「選択と集中」の下、安定的かつ効率的な市政運営の実現を図ってまいりました。

その結果、不測の財政支出にも耐えつつ安定した行政サービスを展開するための池田市の貯えである財政調整基金残高も、過去最高額を計上するまでに至りました。これもひとえに、市民の皆様を始めとする関係各位によるご指導、ご協力の賜物と深く感謝申し上げる次第です。

しかしながら、未だ記憶に新しい大阪北部地震や西日本豪雨などの自然災害や少子高齢化に伴う諸経費の増大など、引き締めた手綱を緩めるにはまだまだ程遠いのが現状です。このような状況の中、池田市が更なる発展をとげるためには、スピード感を持って抜本的な取組を実施し、持続可能な施策を実現可能とするため従来のアプローチに、新たな視点を加える必要があります。

この「池田市行財政改革推進プランⅢ」では、「池田のまち みんなまとめてテーマパーク構想」を始めとする様々な形での賑わいの創出を通して、地域の活性化へつなげる取組を行財政改革の観点から推し進めていくこととしています。さらに、将来の実現に向け推し進められている地域共生社会を始めとした、複雑な地域課題の解決に多様な主体の力の結集が必要とされる将来社会では、市が一方的に行政サービスを提供するのみでなく、市民と行政が同じ立場で円滑に協働することが重要であり、そのためには市からの十分な情報提供と市民による十分なご理解が必要と考えることから、わかりやすさの視点を徹底したものとなっています。

平成の時代も終わりを告げ、新しい時代の幕開けが予定される今年は、また池田市も市制施行80周年を迎え、新たな第一歩を踏み出す年となります。10万市民との協働のもとに本プランを実効性あるものとし、「For the People」の精神で職員一丸となって、魅力的で「小さくとも世界に誇れるまち」池田市の持続的な発展に努めてまいりますので、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定に当たりまして、貴重なご意見とご提言をいただきました池田市行財政改革推進委員会の皆様及び関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。



平成 31 (2019) 年 3 月

池田市長

倉田 薫



# 第 1 章

## 池田市行財政改革推進プランⅢ の策定にあたって

### 第 1 節 行財政改革の体系（平成 23～34（2022）年度）

本市では、平成 23 年度から「第 6 次池田市総合計画（以下「総合計画※」といいます。）」によるまちづくりに取り組んでおり、その基本計画においてはまちづくりの柱として 6 つの章ごとに基本目標を掲げるとともに、それを達成するための時代に適応した 41 項目の施策を示しています。

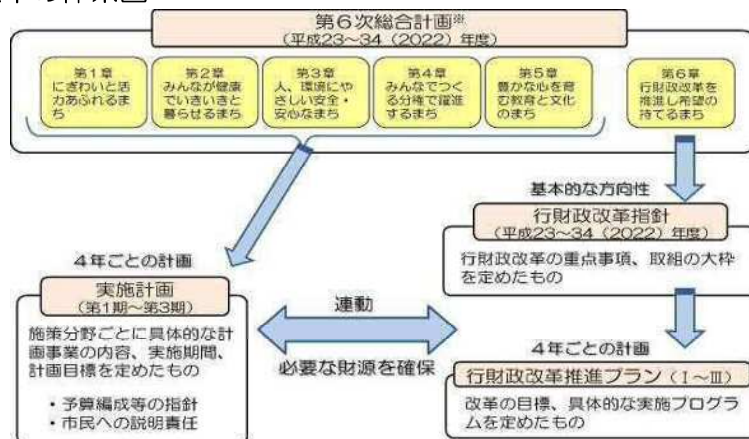
なかでも、第 6 章では行財政改革の側面からのまちづくりの基本目標としての「行財政改革を推進し希望の持てるまち」に関する取組として、次の 4 項目の施策を行うこととしています。

- (1) 開かれた市政の推進
- (2) 健全な行財政運営の推進
- (3) 広域行政の推進
- (4) 情報通信技術の活用

この「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を実現するための基本的な方向性を示し、総合計画※期間（平成 23～34（2022）年度）における行財政改革の重点事項など取組の大枠を定めるものとして、平成 23 年 9 月に「池田市行財政改革指針（以下「指針」といいます。）」を策定しました。

そして、この指針に基づき、4 年ごとに具体的な行財政改革の実施プログラムを定めた行財政改革のプランを策定し、各実施計画と連動し、行財政改革を行っていくこととしています。

行財政改革の体系図



## 第2節 池田市行財政改革推進プランⅠ、Ⅱの振り返り

指針に基づき、平成 23 年度から平成 26 年度までの4年間においては、具体的に取り組むべき行財政改革の実施プログラムを定めた「池田市行財政改革推進プラン（以下「プランⅠ」といいます。）」を平成 23 年9月に、同じく平成 27 年度から平成 30 年度までの4年間においては、「池田市行財政改革推進プランⅡ（以下「プランⅡ」といいます。）」を平成 27 年3月にそれぞれ策定し、各期間とも、プランに沿った取組を進めてきました。

ここでは、両プランの目標や取組についての概要を振り返ります。

### （1）プランⅠの概要

#### 【改革期間】

平成 23～26 年度

#### 【改革の目標】

- ① 安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん<sup>\*</sup>をせず形式収支<sup>\*</sup>黒字化）
- ② 経常収支比率<sup>\*</sup> 90%台
- ③ 職員数 500 人台（一般会計<sup>\*</sup>）平成 26 年4月1日現在
- ④ 人件費総額（退職手当を除く）平成 26 年度 60 億円未満
- ⑤ 行財政改革効果額 20 億円以上

#### 【目標達成に向けた取組結果】

平成 26 年度は、市税収入が減少したものの、地方交付税<sup>\*</sup>の増加などの要因から、臨時財源補てん<sup>\*</sup>額を除いた形式収支<sup>\*</sup>が 4,700 万円の黒字となりました。また、経常収支比率<sup>\*</sup>についても 97.9%となり、目標数値の 90%台となりました。

一般会計<sup>\*</sup>の職員数については、平成 26 年4月1日現在で 599 人となり、目標数値である 500 人台となりました。退職手当を除く人件費総額については、平成 25 年度末の給与削減終了などの理由から、平成 25 年度の数値より増加したものの、59 億 7,200 万円となり、目標数値である 60 億円未満となりました。

行財政改革効果額については、平成 26 年度は約 5 億 8,700 万円でした。プランⅠの期間における平成 26 年度末までの累計効果額でも約 34 億 700 万円となり、目標数値である 20 億円以上となりました。

### (2) プランⅡの概要

#### 【改革期間】

平成 27～30 年度

#### 【改革の目標】

- 当プラン期間における目標（平成 27～30 年度）
  - ① 財政調整基金<sup>\*</sup>残高 平成 30 年度末 10 億円以上
  - ② 経常収支比率<sup>\*</sup>90%台（継続目標<sup>\*</sup>）
  - ③ 職員数（一般会計<sup>\*</sup>）600 人程度
  - ④ 人件費総額（退職手当を除く。）60 億円未満（継続目標<sup>\*</sup>）
- 中期目標（平成 27～34 年度）

安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん<sup>\*</sup>をせず形式収支<sup>\*</sup>黒字化）  
（継続目標<sup>\*</sup>）

\* 「継続目標」は、プランⅠから継続して掲げる目標

#### 【めざす姿】

削減を中心とした「量の行財政改革」に加え、市政運営の質を高める「質の行財政改革」を推進し、安定的かつ効率的な市政運営が可能な行財政基盤の確立をめざしました。そのために以下の 2 点に重点的に取り組みました。

- スクラップ&ビルドの徹底  
市長と副市長が事業の今後の方向性を判断するために実施した「事務事業評価<sup>\*</sup>結果を使用した市長・副市長ヒアリング」の判定結果を踏まえ、その実現に取り組んだとともに、事業の実施にあたっては常に問題点の把握と改善に努め、事業の不断の見直しを行うこととしました。
- 各部が主体的に行財政改革に取り組む体制の構築  
各部において行財政改革の重点取組項目を設定し、着実にその取組を遂行することとしました。また、各部に配置された経営管理プロジェクトチームの構成員を中心に、実施プログラムに記載のものを含め、常に行財政改革の視点で事業の見直しを進めることとし、各部が主体的に行財政改革に取り組む体制を構築しました。

#### 【目標達成に向けた進捗状況】

平成 29 年度最終報告時点での状況ですが、平成 29 年度は、財政調整基金<sup>\*</sup>は、年度末残高が 51 億 4,200 万円となり、前年度に比べて 6 億円程度増加し、目標値を上回る値を維持しました。また、経常収支比率<sup>\*</sup>についても 91.1%となり、目標数値の 90%台となりました。

## 1.2 池田市行財政改革推進プランⅠ、Ⅱの振り返り

一般会計<sup>\*</sup>の職員数については、平成29年4月1日現在で598人となっており、目標数値である600人程度となりました。一方で、退職手当を除く人件費総額については、給料などの削減措置の終了や人事院勧告<sup>\*</sup>に基づく給与改定の実施などの理由から、平成28年度の数値より増加し、目標数値である60億円を超える60億8,000万円となりました。

また、臨時財源補てん<sup>\*</sup>額を除いた形式収支<sup>\*</sup>は、市税の増加などがあったことから10億4,600万円の黒字となりました。

### ① 形式収支<sup>\*</sup>の推移 (単位：百万円)

|                              | 27年度 | 28年度  | 29年度  | 30年度           |
|------------------------------|------|-------|-------|----------------|
| 実績                           | 432  | 1,024 | 1,056 | — <sup>*</sup> |
| 臨時財源補てん <sup>*</sup> 額を除いた場合 | 222  | 1,006 | 1,046 | — <sup>*</sup> |

### ② 経常収支比率<sup>\*</sup>の推移 (単位：%)

|    | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度           |
|----|------|------|------|----------------|
| 実績 | 93.9 | 93.0 | 91.1 | — <sup>*</sup> |

### ③ 各会計別職員数（各年4月1日）の推移 (単位：人)

|                   |     | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------------------|-----|------|------|------|------|
| 一般会計 <sup>*</sup> | プラン | 605  | 607  | 605  | 601  |
|                   | 実績  | 600  | 595  | 598  | 604  |

### ④ 人件費総額（退職手当を除く。）の推移 (単位：百万円)

|    | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度           |
|----|-------|-------|-------|----------------|
| 実績 | 6,045 | 5,965 | 6,080 | — <sup>*</sup> |

\* 本プラン作成時点では平成30年度の数値は未確定

## 1.2 池田市行財政改革推進プランⅠ、Ⅱの振り返り

### (3) プランⅡにおける主な取組内容（平成27～30年度）

重点取組項目、行財政効果額の大きい取組項目、平成29年度から新たに取り組んだ項目を中心に、プランⅡの期間における主な取組項目を記載しています。

なお、取組内容欄に記載の【 】内の数字は、プランⅡの期間における平成29年度末までの累計効果額（単位：百万円）を表します。（原則として百万円未満の端数は切り捨てますが、効果額が百万円未満の場合は1として記載しています。）

#### ①開かれた市政の推進

| 施策の体系     | 取組内容  | 取組開始年度 |
|-----------|---|--------|
| 市民参画の推進   | 広報誌など各種刊行物の企画・編集業務への市民参画の推進                             | 27年度～  |
| 広報機能の充実   | 観光・イベントフェイスブックページによる情報発信                                | 27年度～  |
|           | 「大阪池田チキチキ探検隊」のホームページにおいて、チキンラーメンを活用した創作料理の参加店を集約した情報の発信 | 27年度～  |
|           | 大阪池田ゲストインフォメーションを活用した情報の発信                              | 29年度～  |
|           | 「ふくまる教志塾※」の塾生確保に向けたPRに係る新たな情報発信ツールの活用検討                 | 27年度～  |
| 広聴機能の充実   | 経験豊かな再任用職員※を活用した市政相談の実施                                 | 27年度～  |
| 情報公開などの充実 | 審議会等の会議の公開の推進   | 27年度～  |
|           | パブリックコメント手続※制度の推進による市民参画の場の確保                           | 27年度～  |

#### ②健全な行財政運営の推進

| 施策の体系            | 取組内容  | 取組開始年度 |
|------------------|---|--------|
| 行政の効率性と財政の健全化の確保 | ごみ収集・処理に係る経費の削減<br>a ごみ排出量の削減<br>b 家庭ごみ収集業務の委託拡充【27】<br>c ごみ処理体制の効率化の検討 | 27年度～  |
|                  | 池田市社会福祉協議会への委託事業及び補助事業の見直し【3】   | 27年度～  |



## ②健全な行財政運営の推進（続き）

| 施策の体系            | 取組内容  | 取組開始年度 |
|------------------|---|--------|
| 行政の効率性と財政の健全化の確保 | 生活困窮者に対する生活保護前段階における就労支援・住宅確保等の実施による生活保護関係費用の適正化  | 27年度～  |
|                  | まちづくりに関連する補助制度の見直し                                | 27年度～  |
|                  | 街路灯のLED化【33】                                      | 27年度～  |
|                  | 広報誌の編集・印刷・配布業務の委託【1】                              | 29年度～  |
|                  | 市立保育所への民間活力の導入の検討                                 | 27年度～  |
|                  | 緑丘保育所の民営化【113】                                    | 27年度～  |
|                  | 市営住宅管理業務への指定管理者*制度の導入の検討                          | 27年度～  |
|                  | 上下水道窓口業務等の委託の検討【21】                               | 27年度～  |
|                  | 浄水場の運転管理・中央監視業務の一部委託【55】                          | 27年度～  |
|                  | 公共施設等総合管理計画*の策定、同計画に基づく市有資産の保有量の見直し及び適切な保全・利活用の検討 | 27年度～  |
|                  | 小中学校施設の耐震化の実施及び学校施設の再編・整備の検討                      | 27年度～  |
|                  | 決算に係る事務事業評価*結果を使用した市長・副市長ヒアリングの実施                 | 27年度～  |
|                  | 市立池田病院中期経営計画の実践【369】                              | 27年度～  |
|                  | 市立池田病院における行政財産の目的外使用の再検討                          | 29年度～  |
|                  | 上下水道窓口業務等の委託の検討                                   | 27年度～  |
|                  | 浄水場の運転管理・中央監視業務の一部委託                              | 27年度～  |
|                  | 水道料金及び下水道使用料の見直しの検討                               | 27年度～  |
| 歳入*の確保           | 滞納管理システム*の導入と活用                                   | 27年度～  |
|                  | SMS*送信サービスの導入と活用                                  | 29年度～  |

1.2 池田市行財政改革推進プランⅠ、Ⅱの振り返り

②健全な行財政運営の推進（続き）

| 施策の体系             | 取組内容                              | 取組開始年度 |
|-------------------|-----------------------------------|--------|
| 歳入*の確保            | 徴収ノウハウの向上のための税務署、府税事務所等との徴収業務の連携  | 27年度～  |
|                   | 桃園墓地の整地及び使用権者の募集                  | 27年度～  |
|                   | 水道料金及び下水道使用料の見直しの検討（再掲）           | 27年度～  |
|                   | ふるさと納税制度の活用によるみんなで作るまちの寄付の募集【288】 | 27年度～  |
|                   | 広告付き案内地図の設置【1】                    | 28年度～  |
|                   | 屋外広告看板の設置【1】                      | 29年度～  |
| 活力ある組織づくりと適正な人事管理 | 自ら考え、行動できる自律型職員の育成                | 27年度～  |
|                   | 人事評価制度の充実とトータル人事制度の構築             | 27年度～  |

③広域行政の推進

| 施策の体系        | 取組内容  | 取組開始年度 |
|--------------|---|--------|
| 他市町との連携の強化   | 川西市との図書館の相互利用の実施                            | 27年度～  |
|              | 豊能町から旅券に係る窓口業務の受託                           | 29年度～  |
| 国や府との協力関係の強化 | 「大阪発“地方分権改革”ビジョン*」などの動向を注視し、府からの分権、府への集権の検討 | 27年度～  |

④情報通信技術の活用

| 施策の体系       | 取組内容                                 | 取組開始年度 |
|-------------|--------------------------------------|--------|
| 情報システムの機能強化 | スポーツ施設予約案内システムの運用【1】                 | 27年度～  |
|             | 社会保障・税番号制度の導入（28年1月～）に向けたシステムや条例等の整備 | 27年度～  |
|             | 母子健康管理システム*の導入による事務処理の効率化及びサービスの向上   | 27年度～  |
| 行政情報の活用の高度化 | 観光・イベントフェイスブックページによる情報発信（再掲）         | 27年度～  |

## ④情報通信技術の活用（続き）

| 施策の体系              | 取組内容  | 取組開始年度 |
|--------------------|---|--------|
| 行政情報の活用<br>の高度化    | 「大阪池田チキチキ探検隊」のホームページにおいて、チキンラーメンを活用した創作料理の参加店を集約した情報の発信（再掲）   | 27年度～  |
|                    | 「ふくまる教志塾 <sup>※</sup> 」の塾生確保に向けたPRに係る新たな情報発信ツールの活用<br>の検討（再掲） | 27年度～  |
| 情報セキュリティ<br>対策の高度化 | 情報システム運用基準の整備   | 27年度～  |

## (4) 池田市行財政改革推進プランⅢが引き継ぐべき課題


4ページにあるとおり、目標達成に向けた進捗状況を見ると、行財政改革の目標はおおむね達成しており、プランⅡに基づき、着実に行財政改革を進めることができました。

なかでも、これまでの行財政改革の目標のひとつとして掲げてきた効果額の追究は「量の行財政改革」といえるものでしたが、これに加えて、プランⅡから新たにめざす姿として重点を置いた「質の行財政改革」についても、事務の見直しを断行しながら、重点項目を中心に改革を主体的に推進した結果、良好な収支状況を維持することができました。

その一方で、長きにわたる行財政改革の取組の結果、創意工夫を施すことができる余地が非常に少なくなりつつある状況のなか、財政的側面での効果については、今もなお資産の売り払いなどの一時的な歳入<sup>※</sup>増加に係るものや給料などの削減といった臨時的な措置によるものに頼る傾向があり、安定的な財政構造の確立については今後の課題として引き続き残されている状態にあります。

そのため、平成31（2019）年度からの4年間の取組を定める「池田市行財政改革推進プランⅢ（以下「プランⅢ」といいます。）」においては、将来に向けて安定的かつ効率的な市政運営を行う体制づくりにこれまで以上に取り組みながら、新たな視点を加えた行財政改革を推進していくことが必要であると考えます。

## 第2章 池田市行財政改革推進プランⅢ の概要



### 第1節 策定の趣旨

---

これまで触れてきたとおり、プランⅠ、Ⅱの計画期間を通して、その都度課題の引継ぎを行いながら量と質の両面からのアプローチにより財政健全化を図り、一定の成果を上げてきたと考えます。

しかしながら、現在の財政面について必要経費に目をやると、急速な高齢化の進行も一つの原因となって扶助費をはじめとする義務的経費<sup>\*</sup>の増加傾向が止まらず、また高度経済成長期にまとまって整備したインフラを含む公共施設などについては老朽化が著しく、平成28年3月に策定しました「池田市公共施設等総合管理計画<sup>\*</sup>」では、以後40年間で必要な施設の更新費用を毎年平均で66億円と試算するなど、今後、その対策に相当な費用が必要となることが見込まれています。

一方で、自主財源<sup>\*</sup>の内、歳入<sup>\*</sup>の根幹である市税収入は大幅な増収が期待できない状況であることから、本市財政が依然として予断を許さない状態にあり、市政運営に対して効率性が求められる状況にあることに何ら変わりはない、ということも心に留めなければなりません。

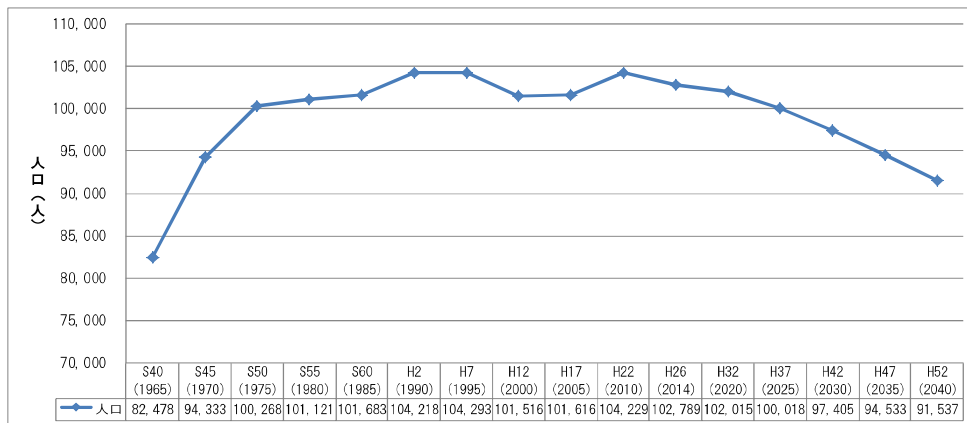
また、平成20年以後の人口減少時代の到来を迎え、本市における将来推計人口としては、平成27年10月1日現在の人口が103,069人であるのに対し、平成52(2040)年には91,537人まで減少する見込みが出ています。(次ページグラフ参照)

その内訳としても、少子高齢化に伴う生産人口が減少していることに照らすと、市税収入の減少にこのまま歯止めがかからないことも予想されることから、中・長期的な視点に立てば、本市への来街者(交流人口<sup>\*</sup>)を増やし、定住人口<sup>\*</sup>の増加につなげることで持続可能な行政を実現していくことが求められています。

本市は、この状況を踏まえ、総合計画<sup>\*</sup>の基本目標の一つ「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を実現するための4施策「(1)開かれた市政の推進」「(2)健全な行財政運営の推進」「(3)広域行政の推進」「(4)情報通信技術の活用」のそれぞれに関する取組項目について、プランⅡよりさらに目標管理を厳格に実施するプランⅢを策定することによって、指針に沿った市政運営をより現

実のものとし、魅力的かつ持続的な、総合計画\*に掲げる「『私』が創る『地域』と育てる誇りに思えるまち」の実現を図るものです。

総人口の推移と将来推計のグラフ



出典：国立社会保障・人口問題研究所推計値

## 第2節 改革期間

平成 31 (2019) ~34 (2022) 年度

## 第3節 改革の目標

(1) 改革期間における目標 (平成 31 (2019) ~34 (2022) 年度)

《成果指標》

- ① 財政調整基金\*残高 平成 34 (2022) 年度末 20 億円以上
- ② 経常収支比率\*90%台
- ③ 実働職員数\* (一般会計\*) 600 人程度

《その他の目標》

- ④ 良質な市民サービスの確保のための「働き方改革」の推進 (職場環境の整備)

(2) 中期目標 (平成 27~34 (2022) 年度)

安定的な財政構造の確立 (臨時財源補てん\*をせず形式収支\*黒字化)  
…プラン I からの継続目標



## 2.4 目標の解説

### 第4節 目標の解説

前節に掲げた改革の目標の各項目について、以下で具体的な説明を行います。

(1) 改革期間における目標（平成 31（2019）～34（2022）年度）

〈成果指標〉

① 財政調整基金\*残高について

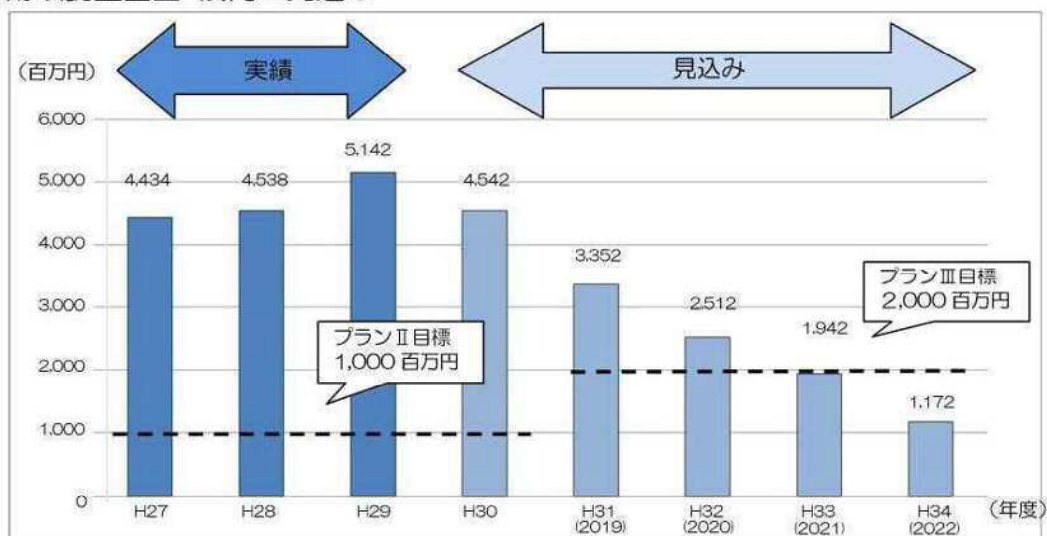
財政調整基金\*残高 平成 34（2022）年度末 20 億円以上

財政調整基金\*は、大幅な税収減や災害発生時などの予期せぬ支出に備えて積み立てるものであり、後年度において安定した財政運営を行うための持続可能性を表すものと考えられています。

平成 29 年度末時点の残高は 51 億 4,200 万円となり、プランⅡの目標を大きく上回っている状況にあるものの、プランⅢの改革期間においては、個別施設計画\*に基づく公共施設の保全・更新や新学校給食センターをはじめとする大型の投資的事業が集中する予定であり、その収支見通しは楽観視できる状況になく、むしろ非常に厳しいことから、基金残高が大幅に減少する見込みとなっています。

そのため、引き続きプランⅢに基づく行財政改革によって、歳出\*削減と歳入\*増加の取組を徹底して行い、自然災害の頻発化が懸念される中で、今後の財政運営に備えるため、平成 34（2022）年度末時点における財政調整基金\*残高の目標としては、プランⅡにおける目標から一段引き上げ、標準財政規模\*の 10%程度に相当する 20 億円以上とします。

財政調整基金\*残高の見通し



② 経常収支比率<sup>\*</sup>について

|                          |
|--------------------------|
| 経常収支比率 <sup>*</sup> 90%台 |
|--------------------------|

経常収支比率<sup>\*</sup>は、財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費<sup>\*</sup>などの臨時的経費に使用できる一般財源<sup>\*</sup>が少なく、財政構造の弾力性を失っていることを示しています。

プランⅡの改革期間における経常収支比率<sup>\*</sup>は、90%台で推移しており、一見すると財政状況が好転しつつあるようにも見えますが、臨時財政対策債<sup>\*</sup>の発行など国による特例措置に依存する状況が続いているほか、平成32（2020）年4月に地方公務員法、地方自治法の一部改正が施行されることに伴い、非常勤職員や臨時的任用職員<sup>\*</sup>の相当数が新たに期末手当の支給対象となる会計年度任用職員<sup>\*</sup>に置き換わることが見込まれ、人件費の増加が避けられない状況にあることから、依然として構造的に脆弱な財政体質であり、かつ一層厳しい財政状況を強いられることが見込まれます。

そのため、そのような状況が想定されるプランⅢの改革期間中においては、経常収支に関する目標として、従来の目標をたゆまぬ不断努力によって引き続き維持し、90%台の維持を目標とし、今後の財政構造の弾力性の確保に努めるものとします。

経常収支比率<sup>\*</sup>の推移 (単位：%)

|               | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度           |
|---------------|------|------|------|----------------|
| 池田市           | 93.9 | 93.0 | 91.1 | — <sup>*</sup> |
| 大阪府内市町村<br>平均 | 95.9 | 98.2 | 97.5 | — <sup>*</sup> |
| 全国市町村<br>平均   | 90.0 | 92.5 | 92.8 | — <sup>*</sup> |

\* 本プラン作成時点では、平成30年度の数値は未確定

## 2.4 目標の解説

### ③ 職員数について

実働職員数\*（一般会計\*）600人程度

平成9年度からの行財政改革において職員数削減を目標に掲げて取り組んだ結果、平成9年4月1日現在991人であった一般会計\*の職員数は、平成30年4月1日現在604人となっており、387人も削減を行ってきたところです。

この点、地方公共団体同士の財政比較や統一的な把握を可能とする会計区分である普通会計\*に基づき実施する「地方公共団体定員管理調査（総務省実施）」においても、人口と産業構造に基づき分類された類似団体\*の職員数の平均と比較した場合、本市の職員数は非常に少ない状況となっています。

また、自治体職員を取り巻く状況としては権限移譲\*や広域行政の実施、老朽化する公共施設への対応による業務量の増加や複雑化、困難化が進む一方で、育児休暇取得の推進や長期療養休暇の取得者の増加などの事由により実働職員数\*が減少し、職員定数と実働職員数\*との差が拡大していく実情が見受けられます。

このような環境においては、職員一人あたりの業務量が過大となり、職員の健康面や士気への影響が強く懸念されることから、一定数以上の実働職員数\*の確保に留意する必要があると考えられます。

そこで本市においては、限られた財源をもって、多様化する市民のニーズに柔軟かつ的確に対応し、行政サービスの質の向上に一層尽力できるための体制として、従来の職員定数による目標を改め、実働職員数\*600人程度を維持し、職員一丸となって市政運営に努めていきます。

類似団体\*と普通会計\*職員数比較 平成29年4月1日現在 （単位：人）

|                  | 池田市職員数 | 類似団体*職員数の平均 | 超過数   |
|------------------|--------|-------------|-------|
| 普通会計*職員数         | 597*   | 735         | △138  |
| 人口1万人あたり普通会計*職員数 | 57.92  | 59.84       | △1.92 |

\* 一般会計\*職員数（598人 5ページ参照）との差1人は、後期高齢者医療広域連合へ派遣する職員により生じたもの

## ④ 職場環境の整備について

良質な市民サービスの確保のための「働き方改革」の推進  
(職場環境の整備)

総務省の有識者会議「自治体戦略 2040 構想研究会」からの報告によると、2040 年には各地方公共団体における職員数が現在よりも相当に減少する試算がなされており、半数の職員でも担うべき機能が発揮される体制を構築すべきとの提言がなされました。

また、時を同じくして現在国を挙げて「少子高齢化による生産年齢人口の減少」や「育児や介護との両立など働く人々のニーズの多様化」という課題への対応がこれまで以上に求められるようになり、「働き方改革」として生産性向上や労働環境の整備の取組が進められています。

具体的には、「働き方改革実現会議」として総理大臣が自ら議長となり、労働界と産業界のトップと有識者による合意形成のもと平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が決定されたことが挙げられます。さらに、平成 30 年 7 月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「同一労働同一賃金」、「長時間労働の是正」などへの取組が求められることになりました。これらの動きに合わせ、産業界においても休暇の取得促進や健康管理制度の整備に努めるなど、労働者と使用者を取り巻く環境は、刻一刻と変化しています。

そのような社会情勢を受け、本市においては、職員の質、仕事の質の維持・向上についてこれまで以上に重要視すべき段階にあると考えています。個々の職員の実情に応じ、多様な働き方を推進するための職場環境の整備、業務改善のためのイノベーション（革新的技術）の導入、絶え間ない業務プロセスの見直しについて、これまで以上に様々な視点から取り組むことによって生産性の向上をめざし、一層良質な市民サービスの確保に努めていきます。

## 2.4 目標の解説

### (2) 中期目標（平成 27～34（2022）年度）

安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん<sup>※</sup>をせず形式収支<sup>※</sup>黒字化）

直近の平成 28、29 年度における臨時財源補てん<sup>※</sup>額を除いた形式収支<sup>※</sup>は、市税、地方交付税<sup>※</sup>の増加などがあったことから、10 億円程度の黒字となっており、平成 27 年度以前に比べて、大きく改善していますが、これには一時的な要因を含んでおり、恒常的にこの傾向を維持できるとは言いがたい状況にあります。

また、行財政改革における効果額は、その多くを一時的な歳入<sup>※</sup>などに依存したものです。そうした状況に鑑み、安定的な財政構造の確立は継続した課題であり、将来世代に負担を残さないようにするためにも、指針に沿った市政運営をより厳格に実施し、財産の売払いや財政調整基金<sup>※</sup>の取崩しなどの臨時財源補てん<sup>※</sup>に頼ることのない行政運営をめざすことが必要不可欠となっています。

プランⅢでは、これを引き続き平成 34（2022）年度までの中期目標として掲げ、継続的に取り組んでいくこととします。

形式収支<sup>※</sup>の推移 （単位：百万円）

|                                 | 27年度 | 28年度  | 29年度  | 30年度           |
|---------------------------------|------|-------|-------|----------------|
| 実績                              | 432  | 1,024 | 1,056 | — <sup>*</sup> |
| 臨時財源補てん <sup>※</sup><br>額を除いた場合 | 222  | 1,006 | 1,046 | — <sup>*</sup> |

<sup>\*</sup> 本プラン作成時点では、平成 30 年度の数値は未確定

## 第5節 目標達成のための視点

「池田市行財政みなおし推進計画（みなおし'97）」に始まる本市のこれまでの行財政改革においては、経費や職員数の削減などを中心とする取組を行ってきました。

現行の総合計画※期間中では、プランⅠにおいて主に「量の行財政改革」に係る成果をあげることができたものと考えています。続いて、プランⅡにおいては、「量の行財政改革」の可能な限りの推進に加え、市政運営の質を高めていくという「質的行財政改革」にも重点を置き、量と質との両面で「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を実現し、安定的で効率的な市政運営をめざしてきたところです。とりわけ新規事業や事業拡充の際に既存事業の見直しによる財源確保を行う「スクラップ&ビルドの徹底」と部ごとに行財政改革の重点取組項目を設定するなど、「各部が主体的に行財政改革に取り組む体制の構築」を行うことで行財政基盤の強化を図ってきました。

このように制度面と職員の意識面の両面からの財政健全化へのアプローチを行い、一定の効果を上げてきました。

そこで、このプランⅢにおいては、今後加速していく超少子高齢社会に対応するため、スピード感を持った抜本的な取組を実施し、持続可能な本市行政を実現できるよう、従来までのアプローチに以下の新たな視点を加えた上で行財政改革を推進していきます。

### （１）効率的で持続的な視点に立ったまちの活性化を推し進めます。

緩やかに回復しつつある国の経済情勢の中にあって、人口減少克服と地方創生実現のため、本市は従来に行財政改革の取組に加え、市内への来街者（交流人口※）を増やし、定住人口※の増加につなげ、持続可能な行政の実現に必須となる「地域の魅力を引き出し、にぎわい創出につながるまちづくり」「多様な世代が暮らしやすいまちづくり」「行政情報に留まらない本市の強みの的確な発信」などの「中・長期的な視点でまちの活性化を図る取組」についても行財政改革からのアプローチから推し進めていくこととします。

### （２）本市の行財政改革の取組姿勢について市民一人ひとりへ浸透するよう、分かりやすくお知らせします。

従来池田市行財政改革推進プランにおける「わかりやすさ」の視点を徹底し、プランや報告書内の記載にあたり、注釈、参考説明の充実を行うことにより「親しみやすさ」を追及し、より一層本市における行財政改革の状況や取組内容についてご理解いただきやすいものとなるようにしていきます。



## 2.6 第6次池田市総合計画のもとプランⅢにおいて改革を推進していく項目

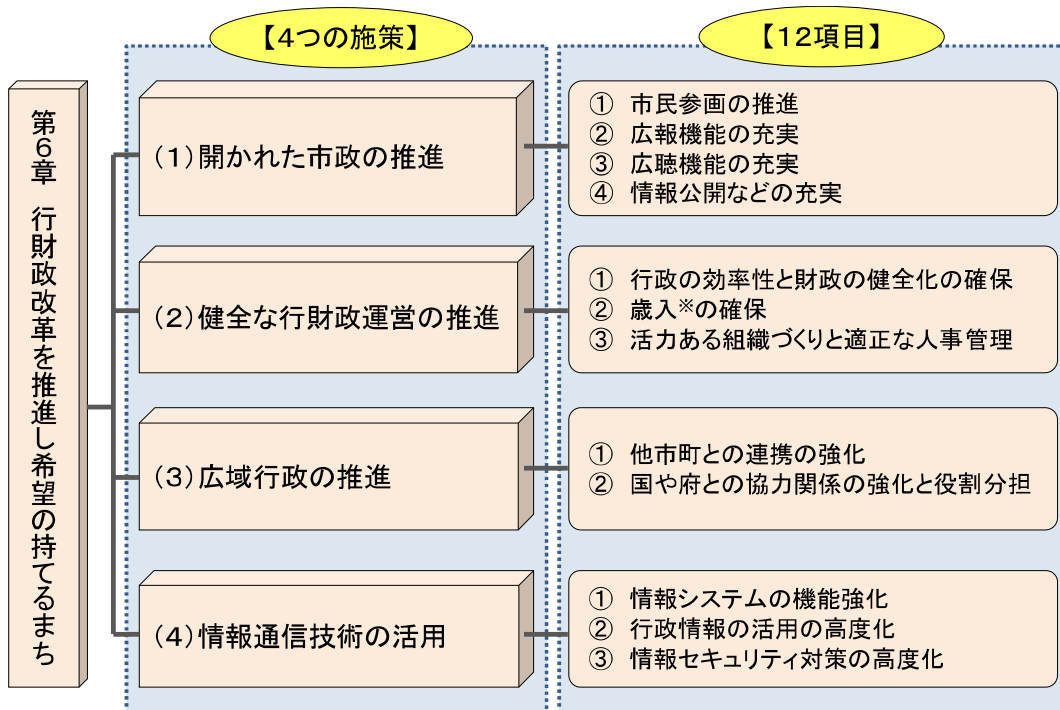
### 第6節 第6次池田市総合計画のもとプランⅢにおいて改革を推進していく項目

平成 23 年度から平成 34（2022）年度までの総合計画※期間については、行財政改革のプランの編成上4年ごとに区分しています。

プランⅢは、平成 31（2019）年度から平成 34（2022）年度までの4年間における取組内容を定めるもので、指針で示しているように総合計画※第6章「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を実現するための4つの施策とその施策を構成する12項目について、プランⅡに引き続き取り組んでいきます。

なお、いずれの取組についても、まずプランⅡでの姿勢である市民サービスの質の確保を再優先事項としつつ、限られた人員と財源とを効率的に活用することを念頭に置きながら、先に示したプランⅢのめざす視点を常に意識しながら推し進めていきます。

総合計画※第6章における4つの施策と12項目の体系図



【各項目のあらまし】

(1) 開かれた市政の推進

① 市民参画の推進

「池田市みんなでつくるまちの基本条例」の趣旨にのっとり、各分野において市民参画の機会を拡大する。

② 広報機能の充実

市民のニーズに合わせて多様な行政情報を分かりやすく提供する。

③ 広聴機能の充実

市民の声を的確に把握し市政に反映させるため、市政相談をはじめとする広聴機能の充実を図る。

④ 情報公開などの充実

市政に対する市民の理解を深め、市民と市の信頼関係を一層高めるための情報公開・提供を促進し、説明責任を果たすとともに、幅広く市民ニーズを把握する。

(2) 健全な行財政運営の推進

① 行政の効率性と財政の健全化の確保

行財政改革を進めることによって、効率的な行政と健全な財政を確立する。

② 歳入\*の確保

市民負担の公平性を確保するため、あらゆる滞納の解消や使用料・手数料の適正化などを図り、新たな歳入\*確保に努める。

③ 活力ある組織づくりと適正な人事管理

市民満足度の高いサービスを提供するため、効率的な人員配置と組織づくりを行う。

(3) 広域行政の推進

① 他市町との連携の強化

他自治体との共同研究、共同処理などにより、共通する課題の解決や行政サービスの向上を図る。

② 国や府との協力関係の強化と役割分担

国の地方分権改革、府の「大阪発“地方分権改革”ビジョン\*」などの動向を見据えながら、国・府・市の役割分担を踏まえた適切な施策実施を図る。

(4) 情報通信技術の活用

① 情報システムの機能強化

長期的・総合的な視点に立ち、本市に最適な情報システム整備を推進する。

② 行政情報の活用的高度化

市民の多様なニーズに対応して、行政情報を迅速かつ正確に提供するとともに、パソコンなどの情報通信機器を利用して、意見集約の多様化を図る。

## 2.6 第6次池田市総合計画のもとプランⅢにおいて改革を推進していく項目

---

### ③ 情報セキュリティ対策の高度化

高度情報化社会が包含する情報漏えいやネット犯罪にかかわるリスクに対応すべく、システムの要素・人的要素双方の底上げを図り、セキュリティ対策を進める。

---

## 第7節 改革を進行管理する手続

---

各項目を具体的に推し進めていくために必要な進捗管理や方向性の確認・修正を行うため、次のような手続を徹底します。

### (1) 「池田市行財政改革推進本部」により徹底した進行管理を行います。

プランⅢに位置付けられた項目を着実に実行するために、市長を本部長として、その他の特別職（副市長、教育長、病院・上下水道両事業管理者）と部長を構成員として組織します「池田市行財政改革推進本部」において、定期的に進捗状況を管理します。

また、各部に一人ずつ配置する「経営管理プロジェクトチーム」の構成員が、部内での行財政改革の取組を推進しながら、その進捗状況を管理します。

### (2) 「池田市行財政改革推進委員会」において客観的な視点で調査・審議していただきます。

学識経験者、公募市民などで構成される「池田市行財政改革推進委員会」に対して、毎年度での本市の取組の進捗状況について意見を求めます。

この委員会では、客観的な立場で、本市の取組に対する評価や一層改善するべき点などについて審議がなされ、それらをまとめた意見書が市に対して提出されます。

本市は、その意見書の内容に沿って、より効果的な行財政改革を推進していきます。

### (3) 進捗状況報告書を作成し、市民へ公表します。

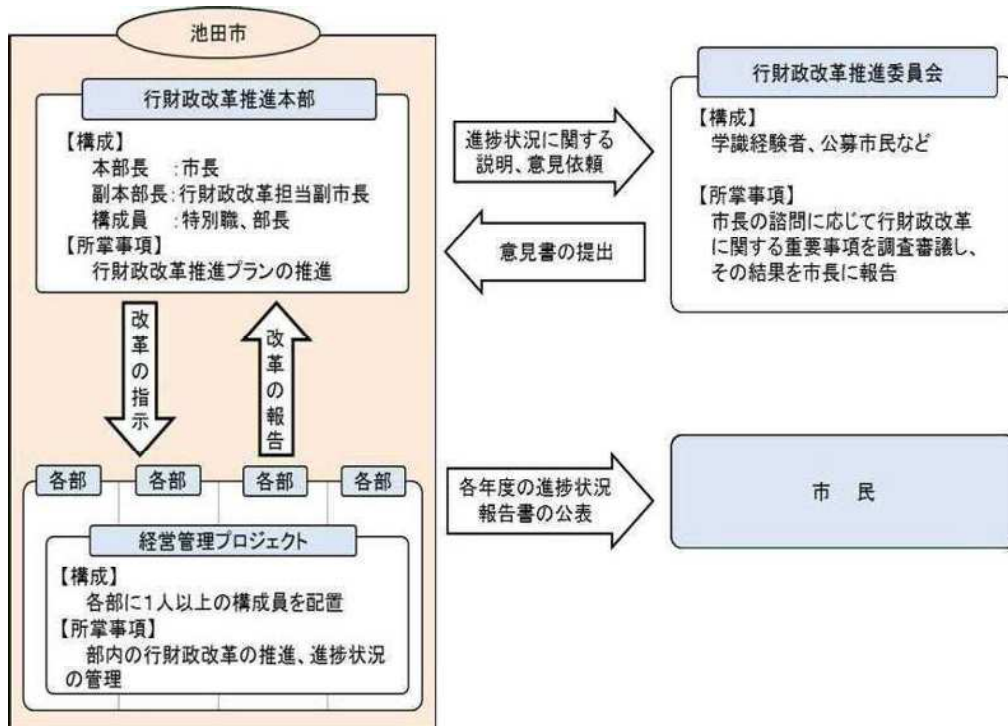
毎年度、行財政改革の進捗状況をとりまとめた報告書を作成し、市広報誌や市ホームページなどさまざまな方に見ていただける手法を活用して、行政サービスを次の世代へ繋ぐために、本市をはじめとして市民など各主体がどのような役割を果たせるのかを考えていく機会となるよう、情報を公開していきます。

(4) プランに記載のない新たな取組についても適宜対応していきます。

プランⅢを策定した時点で取組項目として記載していない事項であっても、行財政改革の取組として必要なものが新たに現れた場合は、関係部課と協議し、実行していきます。

これは、前節で示した項目分けに明確に当てはまらない事項が新たに現れた場合も、新規に項目分けを設定するなどし、上記と同様に進めていきます。

行財政改革を進行するにあたっての進捗管理体制



## 第3章 池田市行財政改革推進プランⅢ の具体的な取組内容

### 第1節 各部における行財政改革の重点取組項目

平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4年間において、各部が取り組む実施プログラム（24ページ以下参照）の内、特に重点的に取り組む行財政改革の項目を記載しました。

各部において、経営管理プロジェクトチーム構成員を中心に責任を持って取り組み、行財政改革推進本部会議での進捗状況の報告により、方向性を確認しながら、目標達成に向けて推し進めていきます。

#### ◎市長公室

| 重点取組                               | 主担当課   | 施策体系    | 掲載ページ |
|------------------------------------|--------|---------|-------|
| 市広報誌など各種刊行物の企画・編集業務への市民参画の推進と委託の検討 | 秘書・広報課 | 1-(1)-① | 25    |
| SNS*の更なる活用による広報活動の推進               | 秘書・広報課 | 1-(2)-② | 26    |
|                                    |        | 4-(2)-① | 39    |

#### ◎総合政策部

| 重点取組                                    | 主担当課     | 施策体系    | 掲載ページ |
|---|----------|---------|-------|
| 産官学民の連携による地域課題の解決                       | 政策企画課    | 1-(1)-① | 25    |
| 指定管理者*に係るマニュアル、ガイドラインなどの整備と公民連携の推進に係る検討 | 行財政改革推進課 | 2-(1)-③ | 30    |
| 共同利用施設*の再編、活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進 | 行財政改革推進課 | 2-(1)-④ | 31    |

#### ◎総務部

| 重点取組                   | 主担当課 | 施策体系    | 掲載ページ |
|------------------------|------|---------|-------|
| 多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上 | 納税課  | 2-(2)-① | 34    |

### 3.1 各部における行財政改革の重点取組項目

#### ◎市民生活部

| 重点取組                           | 主担当課   | 施策体系    | 掲載ページ |
|--------------------------------|--------|---------|-------|
| Facebook ページの活用による観光・イベント情報の発信 | 空港・観光課 | 1-(2)-② | 26    |
|                                |        | 4-(2)-① | 39    |

#### ◎環境部

| 重点取組                    | 主担当課     | 施策体系    | 掲載ページ |
|-------------------------|----------|---------|-------|
| 家庭ごみ収集業務の委託拡充           | 業務センター   | 2-(1)-② | 30    |
|                         |          | 2-(1)-③ | 31    |
| クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討 | クリーンセンター | 2-(1)-② | 30    |
|                         |          | 2-(1)-③ | 31    |

#### ◎福祉部

| 重点取組                              | 主担当課     | 施策体系    | 掲載ページ |
|-----------------------------------|----------|---------|-------|
| 敬老会館、養護老人ホーム白寿荘を中心とした周辺施設の再編整備の検討 | 高齢・福祉総務課 | 2-(1)-④ | 32    |

#### ◎子ども・健康部

| 重点取組                         | 主担当課      | 施策体系    | 掲載ページ |
|------------------------------|-----------|---------|-------|
| 五月丘保育所の移転・民営化                | 子ども・若者政策課 | 2-(1)-③ | 31    |
| AI*技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化 | 幼児保育課     | 2-(1)-② | 30    |
|                              |           | 4-(1)-③ | 38    |

#### ◎都市建設部

| 重点取組                     | 主担当課      | 施策体系    | 掲載ページ |
|--------------------------|-----------|---------|-------|
| 市営住宅管理業務への指定管理者*制度の導入の検討 | まちづくり・交通課 | 2-(1)-③ | 31    |

#### ◎消防本部

| 重点取組                             | 主担当課    | 施策体系    | 掲載ページ |
|----------------------------------|---------|---------|-------|
| 豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町との更なる連携の検討 | 消防本部総務課 | 3-(1)-② | 37    |



### 3.1 各部における行財政改革の重点取組項目

#### ◎管理部

| 重点取組                                 | 主担当課   | 施策体系    | 掲載ページ |
|--------------------------------------|--------|---------|-------|
| 学校施設の長寿命化計画*（個別施設計画*）の策定と計画に基づく調査・検討 | 総務・学務課 | 2-(1)-④ | 32    |

#### ◎教育部

| 重点取組                          | 主担当課  | 施策体系    | 掲載ページ |
|-------------------------------|-------|---------|-------|
| 「ふくまる教志塾*」Facebook ページによる情報発信 | 教育政策課 | 1-(2)-② | 27    |
|                               |       | 4-(2)-① | 39    |
| 分館を含む図書館への指定管理者*制度導入の検討       | 図書館   | 2-(1)-③ | 31    |

#### ◎市立池田病院

| 重点取組              | 主担当課  | 施策体系    | 掲載ページ |
|-------------------|-------|---------|-------|
| 診療機能の向上による収支状況の改善 | 経営企画室 | 2-(1)-⑥ | 33    |
|                   |       | 2-(2)-④ | 35    |

#### ◎上下水道部

| 重点取組           | 主担当課  | 施策体系    | 掲載ページ |
|----------------|-------|---------|-------|
| 低区配水池*の跡地活用の検討 | 水道工務課 | 2-(1)-④ | 32    |
|                |       | 2-(1)-⑥ | 33    |

## 第2節 実施プログラム

平成 31（2019）年度から平成 34（2022）年度までの4年間に於いて、各部が取り組む行財政改革の項目を記載しています。取組内容が「各部の重点取組項目」「プランⅡになかった新規の取組項目」に該当する場合は、それぞれ「重点」または「新規」欄に「○」を記載しています。

なお、各取組項目において導入の是非から検討するものについては、各年度の取組経過欄には「【導入の場合】」と記載し、以後のスケジュールを記載しています。

また、各取組を実施するにあたって算出し、報告書へ記載する行財政効果額は、原則として、44 ページ以降に記載の方法で積算を行います。

## 1 開かれた市政の推進

## (1) 市民参画の推進

| ①協働する事業の提案など、市民や団体などの提案を受け入れる仕組みを充実させる。 |    |  |                           |                 |                 |                 |
|---|----|--|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点                                      | 新規 | 取組内容   | 2019年度<br>(H31)           | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
| ○                                       |    | 市広報誌など各種刊行物の企画<br>・編集業務への市民参画の推進<br>と委託の検討【秘書・広報課】   | 実施（大学生などの参画）<br>検討、実施（委託） |                 |                 |                 |
| ○                                       | ○  | 産官学民の連携による地域課題<br>の解決【政策企画課】                         | 実施                        |                 |                 |                 |
|   |    | 外国人のための保育サービス付<br>日本語教室をボランティアの協<br>力により実施【人権・文化国際課】 | 検討、実施                     |                 |                 |                 |
|   | ○  | 外国にルーツをもつ子ども向け<br>の学習支援をボランティアの協<br>力により実施【人権・文化国際課】 | 実施                        |                 |                 |                 |
|   | ○  | 外国人市民を主体にした多文化<br>共生イベントの実施【人権・文化国際課】                | 年2回程度実施                   |                 |                 |                 |
|   | ○  | 東京オリンピック開催に伴う市<br>内企業や各種団体などの市民参<br>画の推進【生涯学習推進課】    | 実施                        |                 |                 |                 |

| ②各種審議会、委員会、懇談会などのメンバーとして市の政策形成の過程に市民の参画を求める。 |    |   |                 |                 |                 |                 |
|--|----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点   | 新規 | 取組内容  | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|  |    | 防災講座開催による、市民の防<br>災意識向上と防災活動に係る参<br>画の推進【危機管理課】 | 実施              |                 |                 |                 |
|  |    | 各種審議会のメンバーの公募<br>【各部署】                          | 実施              |                 |                 |                 |

### 3.2 実施プログラム

#### 1 開かれた市政の推進

##### (2) 広報機能の充実

① 広報誌や各種刊行物の内容を一層充実させ、情報発信する。

| 重点 | 新規 | 取組内容                              | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|-----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 「広報いけだ」の内容の充実<br>【秘書・広報課】         | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|    |    | 「グラフいけだ※」の内容の充実<br>【秘書・広報課】       | 検討、発行           | 検討              | 検討、発行           | 検討              |
|    |    | 「暮らしの便利帳※」の官民協働<br>による改訂 【秘書・広報課】 | 検討              | 業者選定<br>内容検討    | 改訂版<br>発行       | 検討              |
|    |    | 「池田市統計書」の概要版の作<br>成 【広聴文書課】       | 実施              |                 |                 |                 |
|    | ○  | 行政防災無線の整備による広報<br>機能の充実 【危機管理課】   | 検討、実施           |                 |                 |                 |

② インターネットなど多様化するメディアを活用した広報活動を推進する。

| 重点 | 新規 | 取組内容   | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | ○  | SNS※の更なる活用による広報活<br>動の推進 【秘書・広報課】  | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|    |    | ホームページにおける市政やま<br>ちの話題の情報発信<br>【秘書・広報課】                                      | 実施              |                 |                 |                 |
|    | ○  | Facebookページの活用による<br>観光・イベント情報の発信<br>【空港・観光課】                                | 実施              |                 |                 |                 |
|    |    | ウェブサイトなど各種ツールを<br>活用した子育て支援施策の効果<br>的な情報発信<br>【子ども・若者政策課】                    | 実施              | 手法検討、<br>実施     | 実施              |                 |
|    |    | 「いけだつながりシートlkeda_s※」<br>の電子版である「e-lkeda_s※」の<br>普及活動の実施による利便性の向<br>上 【発達支援課】 | 実施              |                 |                 |                 |

1 開かれた市政の推進  
 (2) 広報機能の充実

②インターネットなど多様化するメディアを活用した広報活動を推進する。(続き)

| 重点 | 新規 | 取組内容                                    | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | ○  | 消防Facebookページによる情報発信<br>【消防本部予防課】       | 実施              |                 |                 |                 |
| ○  |    | 「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信<br>【教育政策課】 | 実施              |                 |                 |                 |

③地域に出向く出前講座を積極的に活用し、地域の実情に即した広報活動を展開する。

| 重点 | 新規 | 取組内容                        | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 「まちづくり出前講座※」の充実<br>【秘書・広報課】 | 検討、実施           |                 |                 |                 |

④マスメディアを活用し、市のPRを積極的に行う。

| 重点 | 新規 | 取組内容                      | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 報道機関への記事提供<br>【秘書・広報課】    | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|    | ○  | 観光大使※によるPRの実施<br>【空港・観光課】 | 実施              |                 |                 |                 |

⑤子どもや若者、高齢者といった各年齢層や、外国人、障がい者（児）など市民ニーズに合わせた情報発信を行う。

| 重点 | 新規 | 取組内容                                  | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 「声の広報※」の作成・充実<br>【秘書・広報課】             | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|    |    | 転入外国人向けに「多言語版生活ガイド※」の発行<br>【人権・文化国際課】 | 検討              | 改訂版発行           | 検討              | 改訂版発行           |

## 3.2 実施プログラム

### 1 開かれた市政の推進

#### (3) 広聴機能の充実

| ①市民と市長の直接対話の場の充実に努める。 |    |                                      |                 |                 |                 |                 |
|-----------------------|----|--------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点                    | 新規 | 取組内容                                 | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|                       |    | 外国人市民向けに「池田くらしの情報*」を発行<br>【人権・文化国際課】 | 5言語で隔月発行        |                 |                 |                 |
|                       |    | 市民と市長の直接対話の場の充実<br>【各部署】             | 実施              |                 |                 |                 |

| ②市政相談による意見・要望などを迅速・的確に処理する体制を充実させる。 |    |                                    |                 |                 |                 |                 |
|-------------------------------------|----|------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点                                  | 新規 | 取組内容                               | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|                                     |    | 経験豊かな再任用職員*を活用した市政相談の実施<br>【広聴文書課】 | 実施              |                 |                 |                 |

| ③一般市民相談のほか法律相談などの専門相談を通じた広聴活動の充実を図る。 |    |                                   |                 |                 |                 |                 |
|--------------------------------------|----|-----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点                                   | 新規 | 取組内容                              | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|                                      |    | 法律相談など市民ニーズに応じた専門相談の実施<br>【広聴文書課】 | 実施              |                 |                 |                 |

#### (4) 情報公開などの充実

| ①開示請求による受動的な情報公開にとどまらず、公表できるあらゆる行政情報の能動的な公開を推進する。 |    |                         |                 |                 |                 |                 |
|---|----|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点  | 新規 | 取組内容                    | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|   |    | 行政情報コーナーの充実<br>【広聴文書課】  | 実施              |                 |                 |                 |
|   |    | 審議会などの会議の公開の推進<br>【各部署】 | 実施              |                 |                 |                 |

## 1 開かれた市政の推進

## (4) 情報公開などの充実

| ②パブリックコメントなどの実施により、市民の意見を幅広く聴くことに努める。 |    |   |                 |                 |                 |                 |
|---------------------------------------|----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点                                    | 新規 | 取組内容  | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|                                       |    | パブリックコメント手続 <sup>*</sup> 制度の<br>推進による市民参画の場の確保<br>【各部署】 | 適宜実施            |                 |                 |                 |
|                                       |    | 市民意識調査の実施<br>【各部署】                                      | 適宜実施            |                 |                 |                 |

## 2 健全な行財政運営の推進

## (1) 行政の効率性と財政の健全化の確保

| ①地域分権のさらなる推進により、「市民の意識改革」を進め、より効率的・効果的な<br>税財源の活用をめざす。 |    |  |                 |                 |                 |                 |
|--|----|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点   | 新規 | 取組内容   | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|  |    | 「地域分権フォーラム」の開催<br>などによる地域分権制度 <sup>*</sup> の周知<br>【地域分権・協働課】 | <フォーラム> 年1回実施   |                 |                 |                 |
|  |    |  | <周知活動> 実施       |                 |                 |                 |
|  |    | 地域分権制度 <sup>*</sup> の市民意識調査の<br>実施 【地域分権・協働課】                |                 |                 | 実施              |                 |
|  |    | 市民ニーズに応じた提案事業の<br>実施 【地域分権・協働課】                              | 実施              |                 |                 |                 |
|  |    | 地域分権推進基金の活用<br>【地域分権・協働課】                                    | 実施              |                 |                 |                 |

## ②抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う。

| 重点 | 新規 | 取組内容   | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | ○  | 旧細河小学校解体に伴う防災備<br>蓄倉庫の利活用の検討<br>【危機管理課】                        | 倉庫建築、<br>検討、実施  | 検討、実施           |                 |                 |
|    | ○  | AI <sup>*</sup> 技術などの新たな技術の導<br>入による事務処理の効率化とサ<br>ービスの向上 【総務課】 | 検討、実施           |                 |                 |                 |

### 3.2 実施プログラム

## 2 健全な行財政運営の推進

### (1) 行政の効率性と財政の健全化の確保

②抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う。(続き)

| 重点 | 新規 | 取組内容  | 2019年度<br>(H31)        | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 阪神高速道路大気観測維持管理事業の見直し【環境政策課】                       | 調査、検討                  | 実施              |                 |                 |
|    |    | ごみ排出量の削減【環境政策課】                                   | 実施                     |                 |                 |                 |
| ○  |    | 家庭ごみ収集業務の委託拡充【業務センター】                             | 検討、実施                  |                 |                 |                 |
| ○  | ○  | クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討【クリーンセンター】                 | 検討                     | 実施              |                 |                 |
|    | ○  | 認定こども園の園児の情報管理、職員の勤怠管理に係るシステム導入による事務処理の効率化【幼児保育課】 | 【導入の場合】<br>検討、<br>手続実施 | 導入              |                 |                 |
| ○  | ○  | AI*技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化【幼児保育課】               | 実証実験、<br>導入            | 実施              |                 |                 |
|    | ○  | 新学校給食センターの開設に伴う既存学校給食センターの廃止【保健給食課】               | 検討                     | 実施              |                 |                 |

③事務事業の見直しを行い、民間企業やNPO、地域住民などが担うことができるものについて、アウトソーシングなど民間活力の導入を図り、行政のスリム化を図る。

| 重点 | 新規 | 取組内容  | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ○  | ○  | 指定管理者*に係るマニュアル、ガイドラインなどの整備と公民連携の推進に係る検討【行財政改革推進課】         | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|    | ○  | 猪名川緑地、テニスコート、五月山緑地の次期指定管理者*選定による効率的かつ効果的な公の施設*の運用【公園みどり課】 | 検討、<br>手続実施     | 実施              |                 |                 |



## 2 健全な行財政運営の推進

## (1) 行政の効率性と財政の健全化の確保

③事務事業の見直しを行い、民間企業やNPO、地域住民などが担うことができるものについて、アウトソーシングなど民間活力の導入を図り、行政のスリム化を図る。  
(続き)

| 重点 | 新規 | 取組内容                                      | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ○  |    | 家庭ごみ収集業務の委託拡充（再掲）<br>【業務センター】             | 検討、実施           |                 |                 |                 |
| ○  | ○  | クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討（再掲）<br>【クリーンセンター】 | 検討              | 実施              |                 |                 |
| ○  |    | 五月丘保育所の移転・民営化<br>【子ども・若者政策課】              | 民営化実施           | 移転              |                 |                 |
|    |    | 市立駐車場管理業務への指定管理者*制度の導入の検討<br>【まちづくり・交通課】  | 手続実施            | 導入              |                 |                 |
| ○  |    | 市営住宅管理業務への指定管理者*制度の導入の検討<br>【まちづくり・交通課】   | 手続実施            | 導入              |                 |                 |
|    | ○  | 学校給食センターの運営の民間委託の検討<br>【保健給食課】            | 検討              | 【導入の場合】<br>実施   |                 |                 |
| ○  | ○  | 分館を含む図書館への指定管理者*制度導入の検討<br>【図書館】          | 検討              |                 |                 |                 |

④施設の統廃合について、利用状況や経費などの客観的な指標に基づいた検討を行う。

| 重点 | 新規 | 取組内容  | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ○  |    | 共同利用施設*の再編、活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進<br>【行財政改革推進課】 | 実施              |                 |                 |                 |
|    | ○  | 個別施設計画*の策定と公共施設等総合管理計画*の更新<br>【行財政改革推進課】              | 個別施設計画*策定       |                 | 総合管理計画*更新       |                 |

### 3.2 実施プログラム

#### 2 健全な行財政運営の推進

##### (1) 行政の効率性と財政の健全化の確保

④施設の統廃合について、利用状況や経費などの客観的な指標に基づいた検討を行う。  
(続き)

| 重点 | 新規 | 取組内容   | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ○  | ○  | 敬老会館、養護老人ホーム白寿荘を中心とした周辺施設の再編整備 【高齢・福祉総務課】          | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|    | ○  | 立地適正化計画※に基づく事業の推進による市街地の機能更新と都市空間の質的向上 【まちづくり・交通課】 | 実施              |                 |                 |                 |
|    | ○  | 都市再生整備計画※に伴う満寿美公園の整備 【公園みどり課】                      | 用地買収            | 設計、工事           |                 |                 |
| ○  | ○  | 低区配水池※の跡地活用の検討 【水道工務課】                             | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|    | ○  | 浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討 【浄水課】                | 検討              |                 |                 |                 |
|    | ○  | 池田市下水処理場の原田下水処理場※への統合の検討 【下水処理場】                   | 検討              |                 |                 |                 |
|    | ○  | 長寿命化計画※（個別施設計画※）策定に伴う五月山体育館の更新の検討 【公園みどり課】         | 検討              | 実施              |                 |                 |
| ○  | ○  | 学校施設の長寿命化計画※（個別施設計画※）の策定と計画に基づく調査・検討【総務・学務課】       | 策定              |                 | 調査、検討           |                 |
|    | ○  | 新学校給食センター建設による効率的な給食の運営と安全安心で安価な地元食材の利活用促進 【保健給食課】 | 検討、施設整備         | 実施              | 検証、実施           |                 |

## 2 健全な行財政運営の推進

## (1) 行政の効率性と財政の健全化の確保

⑤予算における企画立案（plan）→実施（do）→評価（check）→企画立案への反映（action）のサイクルを確立し、効率的な行政を行う。

| 重点 | 新規 | 取組内容   | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 決算に係る事務事業評価※結果を使用した市長・副市長ヒアリングの実施による事業見直しの検討<br>【行財政改革推進課】 | 検討              |                 | 実施              | 検討              |
|    |    | 決算に係る事務事業評価※の見直しの検討【行財政改革推進課】                              | 検討              | 検討、実施           |                 |                 |

## ⑥公営企業改革

| 重点 | 新規 | 取組内容                                       | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 水道料金と下水道使用料の見直しの検討<br>【上下水道部経営企画課】         | 検討              |                 |                 | 経営審議会開催・答申      |
| ○  | ○  | 低区配水池※の跡地活用の検討（再掲）<br>【水道工務課】              | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|    | ○  | 浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討（再掲）<br>【浄水課】 | 検討              |                 |                 |                 |
|    | ○  | 池田市下水処理場の原田下水処理場※への統合の検討（再掲）<br>【下水処理場】    | 検討              |                 |                 |                 |
| ○  | ○  | 診療機能の向上による収支状況の改善<br>【市立池田病院経営企画室】         | 検討、実施           |                 |                 |                 |

### 3.2 実施プログラム

## 2 健全な行財政運営の推進

### (2) 歳入\*の確保

①高額滞納者への徴収強化をはじめとして、滞納対策の強化を図り、徴収額の増加と徴収率の向上を図る。

| 重点 | 新規 | 取組内容                                  | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ○  | ○  | 多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上 【納税課】          | 検討              |                 | 【導入の場合】<br>実施   | 検証、実施           |
|    |    | 現年徴収率*向上と納期内納付の定着 【納税課】               | 実施              | 検証、実施           |                 |                 |
|    |    | 滞納管理システム*の更新による事務処理の効率化 【納税課】         | 検討              | 実施              | 検証、実施           |                 |
|    |    | 弁護士（任期付短時間勤務職員*）による滞納整理の推進 【債権回収センター】 | 実施              |                 |                 |                 |
|    |    | 債権管理条例*に基づく市債権の適正管理 【債権回収センター】        | 実施              |                 |                 |                 |

②庁内の関係部署間で連携を図るほか、国や府の関係機関とも連携を図り、徴収にかかるノウハウの向上に努める。

| 重点 | 新規 | 取組内容                                       | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 徴収ノウハウの向上のための税務署、府税事務所などとの徴収業務の連携 【納税課】    | 実施              |                 |                 |                 |
|    | ○  | 徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構*への参加、職員派遣 【債権回収センター】 | 実施              |                 | （機構継続の場合）実施     |                 |
|    |    | 債権管理条例*に基づく市債権の適正管理（再掲） 【債権回収センター】         | 実施              |                 |                 |                 |

## 2 健全な行財政運営の推進

(2) 歳入<sup>\*</sup>の確保

③使用料・手数料などを支払う行政サービスは、基本的にその便益が利用者本人に直接もたらされることから、理解してもらえようなPRに努めるとともに、応益負担の原則に基づいて適正な価格になるよう、不断の見直しを行う。

| 重点 | 新規 | 取組内容   | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | ○  | 消費税増税への対応を含む各使用料・手数料について見直しの検討<br>【行財政改革推進課】 | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|    |    | 水道料金と下水道使用料の見直しの検討（再掲）<br>【上下水道部経営企画課】       | 検討              |                 |                 | 経営審議会<br>開催・答申  |

④ふるさと納税制度のPRに努めるとともに、新たな歳入<sup>\*</sup>の確保を図る。

| 重点 | 新規 | 取組内容  | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 新たな税外収入確保スキームの検討<br>【行財政改革推進課】                    | 調査、検討           |                 |                 |                 |
|    |    | 市有財産の活用と未利用土地などの売却<br>【総務課】                       | 適宜実施            |                 |                 |                 |
|    |    | 法定外公共物 <sup>*</sup> （里道・水路など）の払下申請に基づく売却<br>【総務課】 | 適宜実施            |                 |                 |                 |
|    | ○  | ふるさと納税制度の活用によるみんなで作るまちの寄付の募集<br>【地域活性課】           | 実施              |                 |                 |                 |
| ○  | ○  | 診療機能の向上による収支状況の改善（再掲）<br>【市立池田病院経営企画室】            | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|    | ○  | 自動販売機の市有施設への設置による行政財産の目的外使用の検討<br>【各部署】           | 検討、適宜実施         |                 |                 |                 |

### 3.2 実施プログラム

#### 2 健全な行財政運営の推進

##### (3) 活力ある組織づくりと適正な人事管理

| ①市民視点での行政サービスが可能な組織編制と行政需要に即応した組織づくり（職員の数と配置の適正化）を行う。 |    |  |                 |                 |                 |                 |
|---|----|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点  | 新規 | 取組内容                                       | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|   | ○  | 多様な任用形態の効果的な活用による業務の効率化と行政サービスの向上<br>【人事課】 | 実施              |                 |                 |                 |
|   |    | 市民ニーズや行政課題に応じた組織編制の実施<br>【行財政改革推進課】        | 適宜実施            |                 |                 |                 |

| ②研修制度の充実を図り、本市を担うにふさわしい人材の育成を行う。 |    |                                   |                 |                 |                 |                 |
|----------------------------------|----|-----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点                               | 新規 | 取組内容                              | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|                                  |    | 研修の実施と自学・自習の啓発による職員の資質向上<br>【人事課】 | 実施              |                 |                 |                 |

| ③人事評価システムについては、制度の質を高めるとともに職員研修や給与制度との連携を図る。 |    |                             |                 |                 |                 |                 |
|--|----|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点   | 新規 | 取組内容                        | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|  |    | 人事評価制度の充実と人事管理への活用<br>【人事課】 | 実施              |                 |                 |                 |

#### 3 広域行政の推進

##### (1) 他市町との連携の強化

| ①大阪府市長会、北摂市長会*や豊能地区市長・町長連絡会議*などを通じて、共通課題の調査・検討を進める。 |    |   |                 |                 |                 |                 |
|---|----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点  | 新規 | 取組内容                                    | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|   |    | 北摂市長会*における共通課題の調査・検討<br>【政策企画課】         | 調査、検討           |                 |                 |                 |
|   |    | 豊能地区市長・町長連絡会議*における共通課題の調査・検討<br>【政策企画課】 | 調査、検討           |                 |                 |                 |

3 広域行政の推進

(1) 他市町との連携の強化

②府からの移譲事務や既実施事務について、広域処理により効率化が図れるものについては、広域処理を行う。

| 重点 | 新規 | 取組内容   | 2019年度<br>(H31)  | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|--|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 2市2町(池田市、箕面市、豊能町、能勢町)における広域連携による効率的な事務処理<br>【政策企画課】              | 実施               |                 |                 |                 |
|    |    | 3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)で構成する豊能地区広域観光推進協議会*による事業の実施<br>【空港・観光課】 | 実施               |                 |                 |                 |
| ○  |    | 豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町との更なる連携の検討 【消防本部総務課】                       | 消防指令業務の共同運用の継続実施 |                 |                 |                 |
|    |    |  | 更なる連携の検討         |                 |                 |                 |

(2) 国や府との協力関係の強化

①国や府の広域行政支援施策の活用を進める。

| 重点 | 新規 | 取組内容  | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | ○  | 徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構*への参加、職員派遣(再掲)<br>【債権回収センター】 | 実施              |                 | (機構継続の場合) 実施    |                 |

②各行政分野における国・府・市の役割分担を再検討し、ふさわしい役割を分担する。

| 重点 | 新規 | 取組内容  | 2019年度<br>(H31)   | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 「大阪発“地方分権改革”ビジョン*改訂版」などの動向を注視し、府からの分権、府への集権の検討<br>【政策企画課】 | 大阪府から提示された事務の処理実施 |                 |                 |                 |
|    |    |   | 府と市との役割分担の検討      |                 |                 |                 |
|    | ○  | 池田保健所の移転とそれに伴う施設配置の検討<br>【各部署】                            | 検討、実施             |                 |                 |                 |
|    | ○  | 都市計画法施行条例*の制定による事務処理の効率化<br>【審査指導課】                       | 実施                |                 |                 |                 |



### 3.2 実施プログラム

#### 4 情報通信技術の活用

##### (1) 情報システムの機能強化

①電子申請、電子入札など、ネットワークを介した行政サービスの充実に努める。

| 重点 | 新規 | 取組内容                          | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | スポーツ施設予約案内システムの運用<br>【総務課】    | システムの安定稼働の実施    |                 |                 |                 |
|    |    | ホームページからの電子申請サービスの充実<br>【総務課】 | 実施              |                 |                 |                 |

②統合型GIS\*の多機能化に努める。

| 重点 | 新規 | 取組内容                            | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 統合型GIS*を活用した市政情報の発信の検討<br>【総務課】 | 調査、検討           |                 |                 |                 |
|    |    |                                 |                 |                 |                 | システム構築          |

③窓口業務にかかるサポート機能について、システム面を充実させるとともに、内部情報の共有化により、市民サービスの高度化を図る。

| 重点 | 新規 | 取組内容   | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | ○  | AI*技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上（再掲）<br>【総務課】 | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|    |    | 母子健康管理システム*の導入による事務処理の効率化とサービスの向上<br>【健康増進課】     | 実施              |                 |                 |                 |
| ○  | ○  | AI*技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化（再掲）<br>【幼児保育課】      | 実証実験、導入         | 実施              |                 |                 |

④住民基本台帳などにかかる基幹系システム\*、市組織内を網羅する内部情報系システム\*の双方について、均衡の取れたアウトソーシングに基づき効率的な運用を行う。

| 重点 | 新規 | 取組内容                                       | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|----|----|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |    | 各システムの効率的な運用と次期住民情報システム*の検討、選定、構築<br>【総務課】 | 実施              |                 |                 |                 |

## 4 情報通信技術の活用

## (2) 行政情報の活用の高度化

| ①市ホームページ等その他の情報発信ツールを有効に活用する。 |    |   |                 |                 |                 |                 |
|-------------------------------|----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点                            | 新規 | 取組内容  | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
| ○                             |    | SNS*の更なる活用による広報活動の推進（再掲）<br>【秘書・広報課】                                    | 検討、実施           |                 |                 |                 |
|                               |    | ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信（再掲）<br>【秘書・広報課】                                 | 実施              |                 |                 |                 |
| ○                             |    | Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信（再掲）<br>【空港・観光課】                           | 実施              |                 |                 |                 |
|                               | ○  | 消防Facebookページによる情報発信（再掲）<br>【消防本部予防課】                                   | 実施              |                 |                 |                 |
| ○                             |    | 「いくまる教志塾*」Facebookページによる情報発信（再掲）<br>【教育政策課】                             | 実施              |                 |                 |                 |
|                               |    | ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信（再掲）<br>【子ども・若者政策課】                   | 実施              | 手法検討、実施         | 実施              |                 |
|                               |    | 「いけだつながりシートlkeda_s*」の電子版である「e-lkeda_s*」の普及活動の実施による利便性の向上（再掲）<br>【発達支援課】 | 実施              |                 |                 |                 |

## (3) 情報セキュリティ対策の高度化

| ①本市が保有するすべての情報システムにかかわる運用基準を整備する。 |    |                        |                 |                 |                 |                 |
|-----------------------------------|----|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 重点                                | 新規 | 取組内容                   | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |
|                                   |    | 情報システム運用基準の整備<br>【総務課】 | 適宜実施            |                 |                 |                 |

## 3.2 実施プログラム

### 4 情報通信技術の活用

#### (3) 情報セキュリティ対策の高度化

| ②情報セキュリティ監査※やセキュリティ研修を持続的に実施する。 |    |   |                 |                 |                 |                 |  |
|---------------------------------|----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 重点                              | 新規 | 取組内容                                    | 2019年度<br>(H31) | 2020年度<br>(H32) | 2021年度<br>(H33) | 2022年度<br>(H34) |  |
|                                 |    | 住民基本台帳ネットワークや公的個人認証※に係る内部監査の実施<br>【総務課】 | 実施              |                 |                 |                 |  |

【資料1】池田市行財政改革推進委員会による審議

(1) 池田市行財政改革推進委員会への諮問

|   |
|---|
| 池 行 革 発 第 2 号<br>平成30年11月19日  |
| 池田市行財政改革推進委員会<br>会長 中川 幾郎 様   |
| 池田市長 倉田 薫   |
| 池田市行財政改革推進プランⅢ（案）について（諮問）   |
| 本市の行財政改革の推進に当たり、平成31年度から平成34年度までを改革期間とする池田市行財政改革推進プランⅢ（案）について審議くださるよう諮問いたします。 |

(2) 池田市行財政改革推進委員会からの答申

|  |
|--|
| 平成30年12月18日  |
| 池田市長 倉田 薫 様  |
| 池田市行財政改革推進委員会<br>会長 中川 幾郎  |
| 池田市行財政改革推進プランⅢについて（答申）   |
| 平成30年11月19日付け池行革発第2号により当委員会に諮問された池田市行財政改革推進プランⅢ（以下「新プラン」という。）（案）について、3回の審議において活発に議論を行い、熱心に検討を重ねた結果、一定の結論を得たので、下記のとおり主な意見を添えて答申する。    |
| 記  |
| 1 新プラン（案）の文章上の表現について   |
| 新プランにおいては、その目標達成のための視点として「わかりやすさ」を掲げており、その方向性に沿った形で手にとった方にとってより読みやすく、わかりやすくするための文言や表現の修正を当委員会が求めたところ、市におおよそ採用され、すでに必要な修正がなされたところである。 |
| また、新プランから付記することになった注釈についても充実が図られ、一層その理解を助けるものとなるような工夫もされている。   |
| さらに、第6次総合計画や従前の行財政改革のプランⅠ・Ⅱとの関連性等についても記述の中で触れられており、一貫性をもって取り組む姿勢が評価できる。  |

2 新プラン（案）の内容等について

(1) 改革の目標について

- 財政調整基金残高、経常収支比率及び安定的な財政構造の確立について

財政調整基金残高の目標設定については、一層目標値を厳しく設定することの本意について審議し、その必要性について確認した。

また、プランⅡと同水準の目標値設定を行う経常収支比率についても、今後設置が見込まれる会計年度任用職員への期末手当の支給による影響度合いについて質疑を重ね、依然として厳しい状況にあるものと確認するとともに、その仕組みについて市民にわかりやすく記載すべきとの意見が出されたところである。

今後は、制度改正や公共施設の保全・更新等、想定できる事柄に加えて、突発的に発生する自然災害の発生等にも備えつつ、効率的で持続的、長期的な視点に立った行財政改革の推進に努め、標題の目標を達成されたい。

- 職員数及び職場環境の整備について

従来の行財政改革プランにおける職員数の目標設定の変遷をたどると、職員数を減らすことがその根幹にある傾向、視点が、社会情勢や労働環境の実態に鑑み徐々に変わりつつあるように思われる。

今後は、職員数の抑制による人件費の削減と、それにとまなう各職員の業務負担の増加、生産性維持の困難化の両面のバランスに着目し、職員の質や仕事の質の維持・向上に努めつつ効率的かつ良質な市民サービスの確保に努められたい。

(2) その他の事項について

- 公の施設における指定管理者制度導入の場合の留意事項について

駐車場、駐輪場等の単に反復的にサービスを供給する施設と人的機能及び専門的機能も含めて機能を発揮する施設は、同列に扱って指定管理者制度を用いることは困難である。とりわけ後者に関しては、他の地方公共団体において、制度導入後に運営に課題が生じた事例が見受けられる現状がある。

そのため、制度導入の適否の判断に当たっては、それらの数多くの先行事例を踏まえつつ、当該公の施設の特徴や実情に応じて十分に検討することを要望することに加え、仮に導入する方針となった際には、指定期間の設定や選定基準、仕様書等の整備に細心の注意を払うと共に、指定管理者選定時においても、適切な候補者であるかの精査に努められたい。

(3) 池田市行財政改革推進委員会による審議経過

| 開催日               | 審議事項   |
|-------------------|--|
| 平成 30 年 11 月 19 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 諮問について</li> <li>• 池田市行財政改革推進プランⅢについて</li> </ul> |
| 平成 30 年 12 月 4 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 池田市行財政改革推進プランⅢについて</li> </ul>                   |
| 平成 30 年 12 月 18 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 池田市行財政改革推進プランⅢについて</li> <li>• 答申について</li> </ul> |

## (4) 池田市行財政改革推進委員会委員名簿 (平成30年4月1日現在、敬称略)

| 氏名 (役職)     | 職業等            |
|-------------|----------------|
| 中川 幾郎 (会長)  | 帝塚山大学名誉教授      |
| 村瀬 謙一 (副会長) | 弁護士            |
| 蒲生 武志       | 公認会計士・税理士      |
| 高島 剛        | 連合豊能地区協議会事務局次長 |
| 井尻 アツ子      | 市民公募委員         |
| 牛嶋 牧子       | 市民公募委員         |
| 村上 美智子      | 市民公募委員         |

資料2 効果額の測定方法について

【資料2】効果額の測定方法について

プランⅢにおける効果額は、以下の原則に基づき、測定を行うものとします。

効果額は、取組実施前の年度の決算額を基準として、毎年度決算額との対比により測定します。

(1) 歳出\*削減について

① 事業を縮小した場合

効果額 = 「縮小前の実施経費」と「縮小後の実施経費」との差額

例. 平成 32(2020)年度と平成 33(2021)年度に、事業を段階的に縮小した場合

| 縮小前  | 縮小後①  | 縮小後②   | 縮小後③   |
|--|---|--|--|
| 実施経費<br>1,500万円<br>(*）うち<br>人件費<br>1,200万円 | 効果額①<br>500万円<br>実施経費<br>1,000万円<br>(*）うち<br>人件費<br>900万円 | 効果額①<br>500万円<br>効果額②<br>200万円<br>実施経費<br>800万円<br>(*）うち<br>人件費<br>600万円 | 効果額①<br>500万円<br>効果額②<br>200万円<br>実施経費<br>800万円<br>(*）うち<br>人件費<br>600万円 |
| H31(2019)                                  | H32(2020)   | H33(2021)  | H34(2022)  |

② 事業を委託した場合

効果額 = 「委託前の実施経費」と「委託後の実施経費」との差額

例. 平成 32(2020)年度から事業の全てを委託した場合

| 委託前  | 委託後                          | 委託後                          | 委託後                          |
|--|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 実施経費<br>1,500万円<br>(*）うち<br>人件費<br>1,200万円 | 効果額<br>700万円<br>委託料<br>800万円 | 効果額<br>700万円<br>委託料<br>800万円 | 効果額<br>700万円<br>委託料<br>800万円 |
| H31(2019)                                  | H32(2020)                    | H33(2021)                    | H34(2022)                    |

③ 施設や事業を廃止した場合

効果額 = 廃止前の施設の管理経費や事業の実施経費

例. 平成 31(2019)年度末で施設廃止し、翌年度以降管理経費ゼロの場合

| 廃止前  | 廃止後            | 廃止後            | 廃止後            |
|--|----------------|----------------|----------------|
| 管理経費<br>1,500万円<br>(*）うち<br>人件費<br>1,200万円 | 効果額<br>1,500万円 | 効果額<br>1,500万円 | 効果額<br>1,500万円 |
| H31(2019)                                  | H32(2020)      | H33(2021)      | H34(2022)      |

(\*）人件費については、実際にかかった人件費ではなく、正規職員、再任用職員\*、非常勤職員などの各区分について、各年度の人件費の平均単価を用いて算出します。

(2) 歳入<sup>\*</sup>確保について

## ① 使用料や手数料を見直した場合

ア 効果額 = 見直し額に、実際の件数を掛けた額

または

イ 効果額 = 「見直し後の歳入<sup>\*</sup>額」と「見直し前の歳入<sup>\*</sup>額」との差額（\*）（\*）料金体系などが複数の区分に分かれており、見直し内容が複雑な場合は、各年度の歳入<sup>\*</sup>額を比較し、その差額を効果額として算出します。

アの場合の例

平成 31(2019)年4月1日に証明書発行手数料を200円から300円へ増額(100円)し、証明書を平成 31(2019)年度に500枚発行した場合

【効果額】

平成 31(2019)年度：1通あたりの効果額100円×発行枚数500枚  
=50,000円② 新たな歳入<sup>\*</sup>確保策を実施した場合（例、広告料収入など）

効果額 = 収入額

例、平成 31(2019)年度から市発行のパンフレットへの広告掲載を新たに開始し、平成 31(2019)年度に100万円、平成 32(2020)年度に150万円の広告料収入があった場合

【効果額】

平成 31(2019)年度：100万円 平成 32(2020)年度：150万円

## ③ 市有資産を売却した場合（未利用土地や保有株式の売却など）

効果額 = 売却額

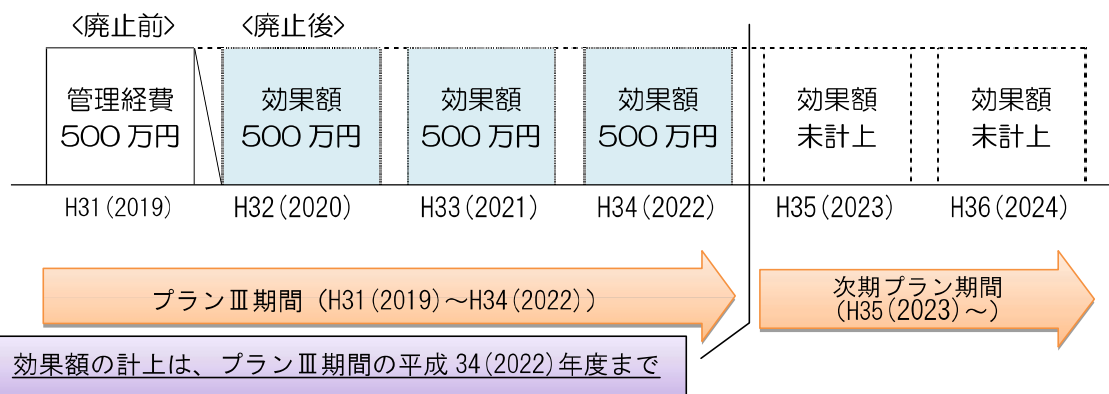
例、平成 31(2019)年度に市保有で未利用の土地を3,000万円で売却した場合

【効果額】

平成 31(2019)年度：3,000万円

プランの期間中における新規取組については、当該期間中に限り、効果額を計上し、次のプランの期間にまたがって計上しません。

例、平成 31(2019)年度末に施設を廃止した場合





### 資料3 用語解説

#### 【資料3】用語解説

| 用語              | 解説   | 記載ページ           |
|-----------------|--|-----------------|
| <b>あ行</b>       |  |                 |
| 池田くらしの情報        | 在住外国人向けに「広報いけだ」に載せられた記事から重要な記事を抜粋し、多言語に翻訳した冊子の中で、2か月に1度発行しています。<br>英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、ふりがな付きの日本語の5言語で作成しています。   | 28              |
| 一般会計            | 市税や地方交付税などを主な財源として、社会福祉や道路や公園の整備など基本的な市政運営を経理するための基幹となる会計のことです。<br>対して、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設置されるのが「特別会計」です。                                   | 3、4、5、<br>11、14 |
| 一般財源            | 用途が定められておらず、どのような経費にも使うことができる財源のことです。<br>対して、用途が定められており、決まった事業や経費に充当する財源を「特定財源」といいます。  | 13              |
| 大阪発“地方分権改革”ビジョン | 大阪府内の市町村に対する権限移譲、府補助金の交付金化などの「分権」と関西広域連合の早期実現や関西各府県と国からの事業集約などの「集権」による関西州の実現に向け、めざすべき将来像とその実現のために取り組む方向を示すために、大阪府が平成21年に定めた（平成29年3月改訂）改革方針のことです。                 | 8、19、37         |
| 大阪府域地方税徴収機構     | 個人住民税をはじめとした地方税の滞納整理の推進と税務職員の徴収技術の向上を図るため、大阪府が平成27年4月から設置している府と府内市町により構成される組織のことです。  | 34、37           |
| 公の施設            | 地方公共団体が設置する施設のうち、住民などによる利用により福祉（幸福度）が増進するよう設置するもののことです。  | 30              |
| <b>か行</b>       |  |                 |
| 会計年度任用職員        | 地方公共団体においていわゆる非正規職員として任用される「非常勤職員」と「臨時的任用職員」の法上の任用根拠などが曖昧であったため、任用にあたってのルールや身分、待遇などについて、「同一労働同一賃金」などの観点も踏まえながら明確化、適正化することを目的として設置する職員のことです。                      | 13              |
| 観光大使            | 本市にゆかりがあり、本市の魅力や情報を広くPRしていただける方を観光大使として任命しています。<br>本市では現在、ひよこちゃん（日清食品株式会社が販売する即席めん「チキンラーメン」のキャラクター）、KeeperGirls（五月山動物園公式PRアイドルユニット）、北川博敏氏（元プロ野球選手）などに就任いただいています。 | 27              |
| 基幹系システム         | 住民情報システム全般のことです。   | 38              |
| 義務的経費           | 歳出のうち、職員給与などの人件費、生活保護費などの扶助費、市債の返済である公債費は性質的に削減が難しいため、義務的経費といえます。  | 10              |
| 共同利用施設          | 大阪国際空港の騒音被害に遭う地域住民に対する補償の一環で、国や大阪府の補助のもと、地域住民の集会や学習などの場として設置した施設のことです。   | 22、31           |

| 用語          | 解説  | 記載ページ       |
|-------------|---|-------------|
| 暮らしの便利帳     | 本市と株式会社サイネックスが協働事業として作成し、本市の行政サービスや各種手続き、防災情報、医療機関情報や観光情報などを地図と合わせて記載した冊子のことです。<br>平成21年4月に初版を発行し、その後、改定版を平成24年3月、平成29年2月に発行し現在に至ります。<br>株式会社サイネックスの広告収入で製作しており、本市の費用負担なしで全世帯に配布されました。                    | 26          |
| グラフいけだ      | 本市の地図のことです。<br>公共施設や公園、民間の観光施設なども掲載した刊行物で、主に転入者に配布しています。  | 26          |
| 形式収支        | 歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額のことです。年度内に収入された現金と支出された現金の差額にあたります。   | 3、4、5、11、16 |
| 経常収支比率      | 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標のことです。<br>税などに代表される経常的に収入される財源で使途が自由なもの（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費などの縮減が容易ではない経常的に支出される経費に充てられた合計額（経常経費充当一般財源）が占める割合のことをいいます。<br><br>◎経常収支比率（％）<br>＝〔経常経費充当一般財源〕／〔経常一般財源〕×100 | 3、4、5、11、13 |
| 権限移譲        | 住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務・権限を市町村へ移譲することです。<br>本市では、法定移譲を含め計104事務（平成30年4月1日現在）の移譲を受けています。   | 14          |
| 現年徴収率       | 現年度の市税などの賦課調定額（収入すべき金額）に対して、4月から翌年5月末の出納閉鎖までの間に徴収した額が占める割合のことです。<br>対して、その年度以前の徴収率を「滞納繰越徴収率」といいます。  | 34          |
| 公共施設等総合管理計画 | 公共施設等（自治体が所有する公共建築物や道路、橋りょう、上下水道など）について、個別ではなく総合的に、かつ長期的・計画的な管理を推進するため、現状や将来にわたる更新費用、課題などの整理を行った計画のことです。  | 7、10、31     |
| 公的個人認証      | インターネットを通じてさまざまな行政手続きの申請・届出などを行う際、他人によるなりすまし申請や通信途中で改ざんされていないことを証明するために用いられる電子証明書のことです。<br>マイナンバーカードに記録されており、税務署へe-Taxを利用して税申告書を提出する場面などで利用されています。  | 40          |
| 交流人口        | 仕事や学習、観光などさまざまな目的で本市を訪れ、市民と交流する人の数のことです。  | 10、17       |
| 声の広報        | 視覚障がい者向けに「広報いけだ」の内容を抜粋し、読み上げたものを録音したもので、市民ボランティアにより作成されています。<br>池田市ホームページからダウンロードできるほか、希望者にCD版を図書館から配布しています。  | 27          |
| 個別施設計画      | 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の個別施設ごとに具体的な対応方針を定める計画のことです。平成32（2020）年度までに策定することとされていますが、すでに策定した長寿命化計画に必要な事項が記載されている場合は、当分の間、個別施設計画とすることができます。  | 12、24、31、32 |
| さ行          |   |             |
| 債権管理条例      | 本市の債権の適正な管理を図り、公正かつ円滑な行政運営を実現することを目的に平成30年4月1日に施行した条例のことです。債権管理の事務処理に必要な事項を定めています。  | 34          |

### 資料3 用語解説

| 用語         | 解説  | 記載ページ   |
|------------|---|---|
| 歳出         | 国または地方公共団体の一会計年度中の一切の支出のことです。<br>内訳としては、扶助費、人件費、民生費などが挙げられます。   | 12、44   |
| 財政調整基金     | 経済不況などによる収入減や災害発生などによる支出増といった、年度間の財源不均衡を調整し、安定した財政運営を行うために積み立てる基金のことです。   | 4、11、<br>12、16                                |
| 歳入         | 国または地方公共団体の一会計年度中の一切の収入のことです。<br>内訳としては、市税、市債、使用料および手数料などが挙げられます。   | 7、8、9、<br>10、12、<br>16、18、<br>19、34、<br>35、45 |
| 再任用職員      | 定年退職者などを従前の勤務実績などに基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職として採用する職員ののことです。   | 6、28、44                                       |
| 自主財源       | 地方公共団体の財源のうち、市税や使用料のように自ら徴収・収納する財源のことです。<br>対して、国庫支出金など国や大阪府から定められた額が交付される財源を「依存財源」といい、市債も含まれます。  | 10  |
| 実働職員数      | 本プランにおける実働職員数は、職員数から各種休暇制度の内、療養休暇、産前産後休暇、育児休暇を利用中の者や休職中の者を除いて算定します。   | 11、14   |
| 指定管理者      | 「指定管理者制度」に基づき、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行う者のことです。<br>地方公共団体の出資法人や民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などから選定され、議会の議決をもって決定されます。   | 7、22、<br>23、24、<br>30、31                      |
| 事務事業評価     | 本市が行っている個々の行政サービスの目的を明確にしながら、事務事業ごとに、活動の成果を検証、評価し、効率的かつ効果的に市政運営を図るため、改善するしくみのことです。  | 4、7、33  |
| 住民情報システム   | 主に窓口業務において市民サービスに活用される、住民基本台帳などについての情報を備えたシステムののことです。   | 38  |
| 情報セキュリティ監査 | 情報システムへの不正侵入、機密情報や個人情報の漏洩、データ改ざんなどの情報セキュリティに関する事故を防ぐために、セキュリティを維持、管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検、評価することです。   | 40  |
| 人事院勧告      | 労働基本権が制約され、給与など勤務条件の改定に自ら関与できない国家公務員のため、第三者機関である人事院が国会と内閣に必要な見直しを求める制度のことです。<br>法的拘束力はないものの、地方公務員に関してもこれに準じることで、同様に適正さを確保できることから、重要な基準となります。  | 5   |
| 総合計画       | 地方公共団体の将来を展望した、総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画のことです。<br>本市では、昭和45年に初めて策定以来、5次にわたり計画を改定しながら平成23年1月に第6次総合計画を策定しています。<br>計画期間は平成23年度から平成34（2022）年度までの12年間であり、本市の将来像やまちづくりの基本姿勢、方向性などを示す基本構想、具体的な施策を示す基本計画、予算編成の指針となり4年毎に見直す実施計画からなっています。 | 2、10、<br>11、17、<br>18                         |
| た行         |   |   |
| 滞納管理システム   | 滞納情報や交渉記録などをデータ化し、一元管理するシステムののことです。<br>このシステムにより高度な検索や帳票作成が可能となり、滞納事務を大幅に効率化できます。   | 7、34  |

| 用語            | 解説   | 記載ページ    |
|---------------|--|----------|
| 多言語版生活ガイド     | 転入外国人向けに、窓口手続やごみの出し方など、池田市の生活にかかる情報を掲載しているガイドブックのことです。<br>英語、中国語、韓国・朝鮮語、ふりがな付きの日本語の4言語で作成しています。  | 27       |
| 地域分権制度        | 市内の各小学校区に設立された「地域コミュニティ推進協議会」が、市に対し地域の課題解決に向けた事業提案を行い、市は当該事業の実施にかかる予算措置を行う制度のことです。<br>協議会から提案された事業は、市議会での予算審議を経て翌年度に実施されます。  | 29       |
| 地方交付税         | 国が徴収した税金を、一定の合理的な基準によって地方公共団体に再配分するものことです。<br>地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての団体が標準的な行政サービスを提供できるよう交付される普通交付税と、災害や地方公共団体固有の財政需要に対して交付される特別交付税があります。   | 3、16     |
| 長寿化計画         | 今後老朽化が進展するインフラの維持管理・更新などを着実に推進するため、経費の縮減などを図る観点から中長期的な取組の方向性を示した計画のことです。   | 24、32    |
| 低区配水池         | 昭和27年に完成し、現在は廃止された配水池のひとつです。主に室町や栄町などの地域に水道水を送っていました。<br>配水池とは、浄水場から送られた水道水を貯めて、高いところから低いところに流れる水の仕組みを利用して、各家庭や学校などに水道水をお届けする施設のことです。  | 24、32、33 |
| 定住人口          | 本市に住んでいる人の数のことです。  | 10、17    |
| 投資的経費         | 道路工事や建設事業など支出の効果が長期にわたる社会資本の整備などに要する経費であり、最終使途が資本形成に寄与する経費のことです。   | 13       |
| 都市計画法施行条例     | 市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の開発許可などをするにあたって、定型的に処理することができるものについては、開発審査会の議を経ずとも許可することができるように定める条例のことです。<br>開発許可は平成22年に大阪府から権限移譲された事務であり、この条例によりさらに手続の合理化、迅速化を図ることができます。                                     | 37       |
| 都市再生整備計画      | 地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めていくため、まちづくりに必要となる各種事業を幅広く実施する総合的な計画のことです。   | 32       |
| 豊能地区広域観光推進協議会 | 地域の特性を生かした広域観光圏の実現を図るため、観光振興とその推進に資する事業を行い、北大阪地域の観光と関連産業の発展に寄与することを目的とした協議会のことです。<br>【会 員】箕面市、能勢町、豊能町、豊中市、池田市<br>【賛助会員】池田市観光協会、箕面市観光協会、能勢町観光協会、豊能町観光協会<br>【特別会員】大阪府、財団法人大阪観光コンベンション協会、財団法人大阪21世紀協会 | 37       |
| 豊能地区市長・町長連絡会議 | 豊能地域の3市2町（豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町）が各市町共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市町間の連絡調整を図るとともに、豊能地域市町に関連ある事業の調整や共同化などを推進し、住民の福祉を増進することを目的とした会議のことです。   | 36       |

資料3 用語解説

| 用語          | 解説   | 記載ページ        |
|-------------|--|--------------|
| <b>な行</b>   |  |              |
| 内部情報系システム   | 自治体における内部情報系とは、庁内ネットワーク全般のことです。  | 38           |
| 任期付短時間勤務職員  | 原則3年の任期を定め、住民サービスの提供時間の拡大や充実、部分休業等を取得する職員の代替にあたる職員のことです。   | 34           |
| <b>は行</b>   |  |              |
| パブリックコメント手続 | 行政の施策に関する基本的な計画の策定など、基本方針を定める条例や規制関連の条例の制定などにあたり、計画の策定前、条例議案の議会への提出前などにその案を公表して住民などから広く意見を募集し、かつ、寄せられた意見に対する行政の考え方を公表して案の修正を含めた検討を行う一連の手続のことで、「意見公募手続」ともいいます。<br>本市では「池田市みんなで作るまちの基本条例」と「池田市パブリックコメント手続要綱」に基づき実施しています。 | 6、29         |
| 原田下水処理場     | 大阪府と兵庫県が管理し、6市2町（池田市・豊中市・箕面市・豊能町・伊丹市・川西市・宝塚市・猪名川町）における各市町の一部もしくは全ての下水を集約処理して猪名川に放流している施設のことです。（本市では五月山より北、箕面川より南の地域の下水を処理し、それ以外の地域の下水は池田市下水処理場で処理しています。）   | 32、33        |
| 標準財政規模      | 地方公共団体が標準的な行政活動をするうえで必要な一般財源の規模をあらわしています。  | 12           |
| ふくまる教志塾     | 本市で小・中・義務教育学校の教員になりたいという意欲と情熱をもった学生および社会人に対し、教員として必要とされる資質や基礎的な指導力の育成を図る講座のことです。   | 6、9、24、27、39 |
| 普通会計        | 一般会計で経理する事務事業の範囲がそれぞれの地方公共団体ごとに異なることから、各地方公共団体の比較分析のために、総務省の定める基準をもって構成される、統計上・観念上の会計のことです。  | 14           |
| 法定外公共物      | 里道、水路、池沼、農業用水路などのように道路法や河川法が適用されない公共物のことです。<br>対して、道路法や河川法が適用される道路や河川などの公共物を「法定公共物」といいます。  | 35           |
| 北摂市長会       | 豊能・三島地域の7市（池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市）が各市共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市間の連絡調整を図り、市政の運営に資することを目的とした会議のことです。  | 36           |
| 母子健康管理システム  | 母子保健事業で毎月実施している、事業実績（4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査など）を入力したデータを管理するシステムのことで。   | 8、38         |
| <b>ま行</b>   |  |              |
| まちづくり出前講座   | 市民などを対象に、本市の制度や計画、事業などを説明する講座のことです。10人以上の市内在住・通勤・通学者で構成される団体の求めで開催でき、講座における分野の担当部署職員が講師を務めています。  | 27           |
| <b>ら行</b>   |  |              |
| 立地適正化計画     | 人口減少、少子高齢化が予想される中、都市全体の持続性を高めるため、居住機能や商業・医療・福祉・子育て・公共交通などのさまざまな都市機能を誘導していく計画のことです。   | 32           |

| 用語        | 解説   | 記載ページ           |
|-----------|--|-----------------|
| 臨時財源補てん   | 財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものを歳出にあてることです。本計画では、財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものは、一時的なものであり、本質的な収支改善につながるものではないと判断し、目標達成度を計るにあたっては、上記2項目を除くこととします。 | 3、4、<br>5、11、16 |
| 臨時財政対策債   | 地方の財源不足を補てんするために、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて地方公共団体が発行するものことで、その元利償還金は後年度の普通交付税の算定に含まれます。   | 13              |
| 臨時的任用職員   | 正規職員の育児休業などによる代替や、業務量増大により事務処理が困難であると認められる場合などに期限付きで任用する職員のことです。   | 13              |
| 類似団体      | 人口と産業構造に基づく一般市（原則人口5万以上、20万未満の市）の分類において、本市と同じグループ（Ⅲ-3）に属する市のことです。箕面市、守口市、沖繩市、小樽市などがあります。   | 14              |
| A～Z       |  |                 |
| AI        | アーティフィシアル・インテリジェンスの略称で、人工知能とも呼びます。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心として行うものです。  | 23、29、<br>30、38 |
| e-lkeda_s | 全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」で、「lkeda_s」の電子版のことです。  | 26、39           |
| GIS       | 地理情報の高度利用を図るため、デジタル化されたさまざまな地理データと統計・台帳データ、画像データなどを電子的に統合したシステムのことです。  | 38              |
| lkeda_s   | 全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」のことです。   | 26、39           |
| SMS       | ショート・メッセージ・サービスの略称です。携帯電話などで、比較的少ない文字数の文章を送受信できるサービスのことで   | 7               |
| SNS       | ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場や、趣味や共通の関心事例などであらたなつながりを構築する場を提供するサービスのことで。FacebookやTwitterが代表例です。   | 22、26、<br>39    |



池田市行財政改革推進プランⅢ

---

平成 31（2019）年 3 月 発行

発 行 池田市

編 集 池田市総合政策部行財政改革推進課

〒563-8666

大阪府池田市城南 1 丁目 1 番 1 号

TEL 072-754-7003（直通） FAX 072-752-7616

H P <http://www.city.ikeda.osaka.jp/>

E-mail : [gyokaku@city.ikeda.osaka.jp](mailto:gyokaku@city.ikeda.osaka.jp)

---









池田市制施行 80 周年記念作品



動画はこちらから



【池田市 80 周年特設サイト】